令和２年度　千葉市・大学等共同研究事業報告書

千葉市における外国人の乳幼児と
その保育に関する実態

令和３年２月

千葉市・千葉明徳短期大学

（代表者　千葉明徳短期大学　大村 あかね）

要　　約

共同研究の目的

本研究の目的は、①千葉市における外国人乳幼児数と、保育・幼児教育施設への在籍状況、②千葉市の保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育の実態、③外国人乳幼児の保護者が、子育てや施設利用について必要としている支援の主に３点を明らかにすることで、外国人乳幼児の保育における実態を明らかにし、そこにある課題と、必要な施策について検討することである。

研究方法

保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育の実態を明らかにするために、市内すべての認可保育施設と幼稚園計 391 か所を対象としたアンケートを作成・実施した。また、保護者の考えや必要な支援を明らかにするために、保育・幼児教育施設アンケートの対象園に通う中国語とスペイン語使用の保護者 233 名を対象としたアンケートを作成・実施した。いずれも、基本情報や保育・幼児教育施設における困り感を測定する項目の他に、困る場面や困ることについての自由記述を得た。

また、千葉市市民局市民自治推進部区政推進課より、外国人乳幼児数のデータを得て、保育・幼児教育施設アンケートで把握した保育・幼児教育施設在籍児数と照合することで実態を分析した。

さらに、千葉市には中国籍の人が多く在住していることから、中国における保育・幼児教育施設の役割や保育者の資格を日本において活かすことができるかを検討するために文献研究を行った。

研究結果

外国人乳幼児数のデータの分析により、千葉市全区、すべての種別の保育・幼児教育施設に多国籍の外国人乳幼児が在住し、その半数以上が保育・幼児教育施設に在籍していることが明らかになった。

保育・幼児教育施設アンケートの分析からは、外国人乳幼児の保育において、コミュニケーションの困難は、単なる意思疎通の困難にとどまらず、こどもに対する養護と教育の機能を果たせないことにつながっていることが明らかになった。また、保育者は外国人乳幼児の保育において、母文化尊重や母語保持よりも、日本文化や日本語の理解を重視する傾向があることがわかった。また、外国人乳幼児の保護者との関わりにおいては、コミュニケーションの困難が様々な困難に派生しており、中でも適切な保育や保護者支援を実施する前提として重要な保護者との信頼関係構築が困難になっていることがわかった。

保護者アンケートの分析からは、家庭において、こどもとの会話の方が大人同士よりも日本語を使用する傾向が高いことがわかった。また、千葉市の提供する育児サポートは医療助成金や延長保育以外ほとんど利用されておらず、外国人乳幼児の保護者は同国出身者の私的サポートを頼ることが多いことも明らかになった。

保育・幼児教育施設アンケートも保護者アンケートも、保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育にかんする困り感は全般的に低かったが、自由記述欄には施設の約７～９割、保護者の約３人に１人の記述があり、困る場面や困ることは幅広く存在することが判明した。

中国の保育・幼児教育制度や保育者資格についての文献研究では、中国における保育制度が日本のそれと異なることが明らかになった。中国では保育・幼児教育施設が乳幼児の生活全般を担う傾向があること、また中国の保育者に求められる専門性には、教師としての意味合いが強く、福祉的な観点はほぼ含まれていないことがわかった。

行政課題の解決に向けて

まず、外国人乳幼児の量的把握については、今後も継続して行っていくことが、今後の支援を考えていく上での基礎データとして必要である。また、保育者が日本文化や日本語の理解を優先する傾向や、保護者が家庭でこどもと日本語を話す傾向については、乳幼児期に第１言語を確実に育てることが、第２言語である日本語の習得の基礎を作る上で必須であるというバイリンガル教育の基本が理解されていないということを示している。この基本的な知識を、千葉市の保育者と外国人乳幼児の保護者をはじめ、関係者に周知していくことが重要である。

保育・幼児教育施設、外国人乳幼児の保護者の困り感から、こども、保育者、保護者それぞれの間におけるコミュニケーションの支援としての通訳支援､翻訳支援の重要性も明確になった｡また、外国人乳幼児の母文化における価値観や習慣等について学ぶ機会の保障、外国人乳幼児と保護者が安心して日本の保育・幼児教育施設に適応するのを助け、日本の保育・幼児教育施設との橋渡しを担う外国人支援者の雇用も有効である。

さらに、保育・幼児教育施設においては、文化の多様性を反映する保育環境やカリキュラムを意識的に構築することによって、より多様性に応じた保育環境となり、質の向上につながると考えられる。

これらのことを実現するためには、行政、保育施設、国際交流協会、保育者養成校等が組織的に協力して進めていくことが重要である。それぞれが果たす役割を明確にし、長年保育現場に任されてきた外国人乳幼児の保育を支える体制を作ることが重要である。

目　　次

第１章　研究の目的 ･･････ **1**
１．千葉市の行政課題としての外国人乳幼児の保育 ･･････ 3
２．共同研究としての目的と意義 ･･････ 6
３．本研究の目的 ･･････ 7

第２章　研究の方法 ･･････ **9**
１．外国人乳幼児にとっての母語習得の保障および母文化尊重の重要性 ･･････ 11
２．研究方法の概要 ･･････ 12
３．外国人乳幼児数の調査 ･･････ 13
４．アンケート調査 ･･････ 14
５．倫理的配慮 ･･････ 21

第３章　研究の結果と考察 ･･････ **23**
１．外国人乳幼児の人数および保育・幼児教育施設在籍状況 ･･････ 25
２．保育・幼児教育施設アンケートの結果と考察 ･･････ 28
３．保護者アンケートの結果と考察 ･･････ 80
４．保育・幼児教育施設アンケートと保護者アンケートの結果比較 ･･････ 102
５．中国における保育者資格についての文献研究 ･･････ 106

第４章　研究の総括 ･･････ 117
１．本研究の総括 ･･････ 119
２．行政課題の解決に向けて ･･････ 129
３．今後の課題 ･･････ 135
４．多文化共生保育の実現に向けた連携のイメージ図 ･･････ 137

添付資料 ･･････ **139**
- 保育・幼児教育施設アンケート ･･････ 141
- 保護者アンケート ･･････ 147

共同研究者一覧・活動記録 ･･････ **152**

謝辞 ･･････ **153**

第１章

研究の目的

１．千葉市の行政課題としての外国人乳幼児の保育

（１）外国人人口の増加によって高まる外国人乳幼児の保育ニーズ

千葉市の統計によると、市内における外国人人口（住民基本台帳法に基づく届け出による数字）は現在増加傾向にあり、令和２年 12 月末時点で 28,615 人である。特に平成 29 年からは、毎年 1000 人以上の増加が続いている。また、平成 29 年に策定された「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」によると、平成 29 年３月末時点での外国人市民の在留資格のうち、永住者が全体の約４割を占めており、こちらも増加傾向にある。平成 31 年４月から施行されている出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、在留資格の幅が広がったことを背景に、外国人人口はさらなる増加が見込まれる。永住者はもちろん、労働や留学を理由に来日する外国人の中には、家族を帯同する、あるいは、日本で結婚して家族をもうける場合もある。必然的に、外国人乳幼児の保育ニーズは高まっていると考えられる。

市では、令和２年度～６年度の「千葉市こどもプラン（第２期）」において、特別な支援が必要なこどもへの教育・保育の提供の１つとして、「外国につながる子どもへの支援」を新たに加え、外国人児童とその保護者への対応のための保育補助者（通訳等）の配置を令和３年度から実施することとしている（令和２年度には、試験的に３名の通訳者が配置されている状況である）。またこれまで、「子どもルーム」における外国人児童（保護者）への対応、生活ガイドブックの発行、日本語学習支援、国際交流プラザにおける生活相談等も実施しているが、外国人乳幼児の保育における支援の取り組みは、ようやく一歩を踏み出した状況であると言える。

（２）外国人乳幼児の存在を保育の質向上につなげるための支援の必要性

外国人乳幼児が保育・幼児教育施設（以下、保育施設）に在籍していることは、様々な面で保育に影響すると考えられる。近年、保育の量的拡大の中で問われるようになった「保育の質」という観点から考えたときに、外国人乳幼児の増加は、２つの面から捉えることが可能である。

１つは、意思疎通の困難や、専門的な理解に基づく対応が知られていないことから、保育の質を担保するための負担が増加するという面である。

外国人乳幼児やその保護者と保育者や他児らの間では、使用言語の違いから、意思の疎通に困難が生じると考えられる。この困難は、単に「言葉が通じない」ということにとどまるものではない。保育者の視点からすれば、それは適切な保育、発達支援や保護者支援を行うことの困難につながる。なぜなら、保育はこどもの内面理解を前提とし、こどもが抱いている気持ちや考えを理解することができなければ、適切な援助をすることができないからである。

また、外国人乳幼児の保育は、異なる文化と言語のルーツを持つということの特殊性を踏まえた発達や養育環境の理解に基づいて行われることが望ましい。しかし、現行の幼稚園教育要領・保育所保育指針における外国にルーツを持つこどもの保育についての記述は「園生活への適応のための指導内容や指導方法の工夫」「国籍や文化の尊重」「状況などに応じた家庭への個別の支援」という表現にとどまり、具体的な方法が示されているわけではない。教育要領の改訂・保育指針の改定に

伴い新しくなった教職課程・保育士養成課程においても、「特別支援保育」「障害児保育」の枠組みに、障害の診断の有無にかかわらず特別な支援を必要とするこどもとして、外国にルーツを持つ場合が取り上げられるようになったばかりである。

こどもや保護者との意思の疎通が困難であり、またその発達や養育環境の特殊性を踏まえた理解や対応方法が明確でない場合、保育においてはどうしても最低限の安全や食事等の生活面の保障が優先され、各自にふさわしい豊かな体験を通した学びや発達を保障する、質の高い保育を提供することが難しくなる。

適切な保育を提供することの困難は、外国人乳幼児や保護者からすれば、気持ちや考えを理解してもらう安心感や、乳幼児期に必要な経験や保護者支援を享受できないことにつながる。また、他の在籍児やその保護者にも、直接的には外国人乳幼児やその保護者との意思の疎通や異文化理解の困難から、また間接的には外国人乳幼児への対応に保育者の労力が相対的に多く割かれる等のことから、戸惑いが生じることが予測される。

このように、保育施設における外国人乳幼児受け入れに伴い、保育の質を担保するための負担が増加すると、それに対する何らかの支援が必要になると考えられる。

一方で、多様な言語や文化を持つ人々との共生は、これからの日本社会を担うこどもに必要な経験と捉えることもできる。外国人乳幼児の存在が「保育の質」に影響すると考えられる２つ目の面は、多様性を包摂する保育を実現することで、保育の質が向上し、在籍児に、就学前からの多文化共生の体験を保障することができるということである。

多様性を包摂する保育は、何者をも排除しない、質の高い保育であり、障害のあるこどもや多様な養育環境にあるこどもだけでなく、外国人乳幼児の保育が十分になされることで、さらにその実現に近づくことが可能となる。また、多文化共生の体験とは、習い事としての外国語の体験ではなく、生活を共にすることでしか保障できない、深い異文化相互理解の体験である。

しかし、このような保育が成立するためには、外国人乳幼児および保護者に対する正しい理解が必要になる。先述のように、外国人乳幼児の存在を踏まえた保育者の養成課程も始まったばかりであり、現場の保育者に外国人乳幼児の保育にかんする正しい知識が周知されていない中で、新たな負担感だけが強まっている状況では、正しい理解に至るのは困難である。保育者が率先して異なる言語や文化の人々と良い関係を築いていく姿を、こどもが見てその面白さやすばらしさを感じ、他の保護者も子育ての仲間として認識していく、という具体的なイメージを持つことではじめて、保育現場に対してどのような支援の提供が必要なのかを考える地平に立つことができると考えられる。

「保育の質」という観点から、外国人乳幼児が存在することの影響について考えると、外国人乳幼児数が増加している現状を保育の質の向上の契機にしていくためには、いずれの面からも、支援が必要であることがわかる。現在、市で行われている支援事業を拡充し、さらに保育の質の向上という観点から、必要となる支援を明らかにすることは、外国人人口が増加している現状において喫緊の課題と言える。

（３）保育・幼児教育における人員不足の現状と、外国人雇用の可能性

厚生労働省は待機児童解消のための保育人材の確保課題の解決に向け、平成 27 年１月に「保育士確保プラン」を打ち出し、従来の保育士確保施策に加えて、保育士試験の年２回実施や、処遇改善等保育士確保に向けた新たな施策を示した。

千葉市においても、保育者の不足は深刻である。子ども・子育て新制度にかんする事業計画について様々な立場からの意見を得るために、平成 25 年度から行われている「千葉市子ども・子育て会議」では、保育の質の確保・向上という文脈の中で保育士・幼稚園教諭の資質向上や人材確保が課題として語られている。具体的な取り組みとしては、保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得促進から離職防止まで、幅広く行われている。

外国人乳幼児の保育における支援という視点から考えると、現在のところ、公立保育所における加配保育士の配置が行われているが、この加配保育士は、外国語を使用して保育をすることを想定していない。現状の外国人加配の考え方は、日本語を理解していない外国人乳幼児に対して生活や遊び等の活動を促すためには、どうしても直接的な援助が増加することから、他のこども達への目配りや援助が手薄になってしまうことに対する加配という意味合いが強いと言える。

また、令和２年度から試験的に特定園に導入されている通訳支援は、コミュニケーション面での支援として画期的なものである。通常、保育において求められるコミュニケーションは、こどもに対するものと、保護者に対するものがある。こどもに対しては、発達の最も重要な時期におり、言語だけでなく様々な面の発達過程を理解していること、またこどもの保護者に関しては、親になることによる心理的な変化や家族関係の変化等に伴う戸惑いや負担感に対して、保護者支援という視点からの深い理解が必要である。外国人乳幼児の場合は、これらに加え、外国にルーツを持つということへの理解や、母語と第２言語としての日本語習得についての（つまり、バイリンガル教育の）知識も必要となる。現在、このような事柄に対応できる一般的な資格は存在せず、こどもや家庭に対する理解と具体的な支援は、通訳者の経験則に任されている。

以上のように、千葉市では外国人加配と通訳支援がそれぞれ行われているが、外国人乳幼児を含む保育に対する支援の最も重要な事柄（多文化共生保育の促進、外国人乳幼児と保護者への保育施設としての支援等）の実現を、これらの支援者だけの力に頼るのは困難である。外国人加配保育者に期待されていることは、あくまでも保育の手厚さに対する補充であり、通訳者に期待されていることは、外国人乳幼児やその保護者との意思の疎通に対する支援である。多文化共生の実現を図るためには､外国人乳幼児とその家族に対するより踏み込んだ理解と対応ができる体制が必要になる。その可能性の１つとして、外国にルーツを持つ人を、保育者として、あるいは保育の支援者として雇用するということが考えられる。

その最大のメリットは、上記の外国人加配と通訳支援にそれぞれ欠けていた要素、すなわち、外国語を使用することと、こどもの保育や保護者支援を行うことの両方を期待することができるということである。

そして、外国にルーツを持つ人を雇用するメリットはこれだけにとどまらない。外国にルーツを持って日本で生活する苦労や工夫を、身をもって経験している人がこうした役割を担うことで、外

国人乳幼児とその家族にとっては、より自分たちに寄り添った支援を受けることができ、保育施設にとっては、外国人乳幼児とその家庭の文化や考え方に対する理解を深め、その理解に基づいて保育や保護者支援の質を向上させることができると考えられる。何よりも、多様な文化が共生するということが保育の充実につながり、外国人乳幼児が在籍する園は、それ以外のこども達にとっても質の高い保育を提供することにつながると考えられるのである。

外国にルーツを持つ人の雇用というアイデアは、本項の冒頭に示した保育者不足という課題解決にも、寄与すると考えられる。実際に、他自治体では、日本の幼稚園教諭や保育士の資格を有する外国人が活躍しているという実績も存在する。長い目で見たときには、外国人であることがこうした活躍の場を得ることにつながるような見通しを持った養成課程が必要になることがわかる。一方で、喫緊の課題としての外国人乳幼児の保育に対応すべく、現状でどのような形での雇用が可能であるか（たとえば正式に保育者としての採用が可能であるのか）は、外国人の母国の保育者にあたる資格の内容や養成課程を踏まえて検討する必要がある。

本研究は、この外国人雇用の可能性と実現のために必要な手立てについても検討していく。

２．共同研究としての目的と意義

千葉市・大学等共同研究事業実施要項において、本研究は「本市の個性と魅力あふれるまちづくりを推進するため、大学等と行政との連携により、大学等のもつ知的財産・人的資源を活用し、新たに取り組むべき課題や施策についての研究を大学等教員と市職員とが共同で行い、研究成果を本市施策へ反映することを目指すとともに、市職員の能力及び資質の向上を図ることを目的とする」と定義されている。

外国人乳幼児の保育は、これまでにも述べたように千葉市において喫緊の課題である。定義の通り、本研究が、千葉市の保育を支える施策に反映できるような結果をもたらすことが最優先される。しかし、この課題に取り組む意義は、最前線にある保育への支援施策の成立にとどまらない。

人間形成の最も重要な時期の「教育」ということを考えた時、これからの社会を生きていくために必要な力として注目されている社会情動スキル／非認知能力の育成に、幼児期の経験が重要であることは、ＯＥＣＤの報告[1)]でも明らかにされている。これまでにない速度で情報技術が進化し、グローバル化の進行によって多様なルーツや価値観を持った人々同士の共生が必要になる中で、幼い頃から外国人と共に過ごす環境は、質の高い教育を提供できる可能性を含んでいる。一方で、この環境を真に教育の質に反映していくためには、保育者がこどもや保護者のことを十分に理解し、その理解に基づく保育や保護者支援ができることが前提となる。

一方で、外国にルーツを持つ乳幼児がバイリンガルとしての教育を保障されないことで、学習言語が十分身につかず、就学以降に学習面での問題に直面することがある。学習の遅れから、結果的に不登校等の適応の問題にまで発展する、あるいは外国人児童が発達障害児として特別支援の対象になってしまうということも報告されている。このことから、バイリンガルである外国人乳幼児の

言語発達過程を十分に理解した保育が行われることが、その後の不適応や特別支援対象になることへの予防にもなりうると考えられる。

３．本研究の目的

本研究は、千葉市における外国人乳幼児とその保育にかんする課題に対し、保育現場、行政、研究者の連携のもとに対応していくことを目指して、以下の３点を目的とする。

（１）千葉市におけるすべての外国人乳幼児数と、保育・幼児教育施設に在籍している外国人乳幼児の数を把握し、制度の中で保育・幼児教育を保障されている乳幼児がどれだけ存在するのか、また保育・幼児教育制度にかかわることなく育つ乳幼児がどれだけ存在するのかを明らかにし、そこから千葉市における外国人乳幼児の実態と、それに対して必要な施策を検討する。

（２）千葉市における保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育の実態について、園の保育環境や保育カリキュラム、外国人乳幼児の保育や、保育における困り感にかんする保育者の認識、保育者が必要としている支援を明らかにし、外国人乳幼児の保育における課題と、必要な施策について検討する。

（３）保育・幼児教育施設を利用している外国人乳幼児の保護者が、子育てや保育施設利用について感じていること、必要としている支援を明らかにし、子育て支援、保護者支援、外国人乳幼児の保育における課題と、必要な施策について検討する。

【参考文献】

１） ＯＥＣＤ（2019）．ＯＥＣＤ保育の質向上白書　人生の始まりこそ力強く：ＥＣＥＣのツールボックス.

第２章

研究の方法

１.外国人乳幼児にとっての母語習得の保障および母文化尊重の重要性

本研究の基本的な立脚点として、外国人乳幼児の発達における、母語習得の保障と母文化の尊重の重要性について述べる。以下の調査におけるアンケート作成、分析、考察等は、このバイリンガル教育の理論に基づいて行われている。

本研究では、国籍や言語、文化的背景、生育歴等において外国にルーツのある乳幼児を「外国人乳幼児」と捉えているが、外国人乳幼児は、両親の国籍が共に外国籍あるいはいずれかが外国籍、両親の母語が共に外国語あるいはいずれかが外国語である等、その内実は多様である。そのような外国人乳幼児の保育を考える時、乳幼児期における園生活への適応という視点だけでなく、小学校以降の教育との接続を視野に入れた視点、とりわけ母語習得の保障および母文化の尊重という視点が重要である。

母語とは、こどもが生まれてはじめて出会う言葉であり、意味理解の土台となる言語である。日本で暮らす外国にルーツを持つこどもは、母語である外国語（親の話す言語）と日本語（保育者等周りの人々が話す言語）の２つの言語に囲まれて育ち、２つの言語でコミュニケーションをとっていくことになる。これはつまり、バイリンガル（２つの言語を使い分ける力を持つ者）になっていくことを意味する。乳幼児期の言語発達過程における母語の習得は、単に１言語を習得するという意味にとどまらず、第２言語の習得の土台となるものであり、認知能力の発達にも不可欠であると言われている[1)]。

また、バイリンガリズムの研究者であるジム・カミンズによると、日常会話等のコミュニケーション上必要な言語能力（BICS：Basic International Communicative Skills）と学習に必要な言語能力（CALP：Cognitive Academic Language Proficiency）は異なる言語能力である。この両方の能力を第２言語で身につける上でも母語の習得および保持が重要であるとされる。

本研究の対象である外国人乳幼児は、日々の生活を通して保護者の母語を習得していく一方で、保育施設等で第２言語となる日本語のみの環境に身を置くことにより、時間の経過と共に日常会話等のコミュニケーションに必要な日本語も習得していく。その姿は、一見すると母語と日本語を習得しているバイリンガルに見えることがある。しかしながら、保護者との間で十分に母語でのコミュニケーションをして、言語習得の土台を作ることができなかった外国人乳幼児は、年齢を重ねていくと、ダブルリミテッド・バイリンガル、すなわち「母語も日本語も年齢相応に習得できていない状況」に陥ることがあると報告されている[2)]。つまり、両言語で表面的な日常会話はできても、小学校に入学し学年が進むに連れて、学習に必要な言語を習得できず、その結果、思考・理解・考察ができなくなり、教科学習についていけなくなるということである。こうした事態を防ぐためにも、外国人乳幼児には、乳幼児期に母語習得を保障する環境を整えることが重要であるとされる。

外国人乳幼児が乳幼児期に母語を確実に習得することは、自らの育ちにおいて重要であるだけでなく、親世代（第１世代）と子世代（第２世代）が同一言語でコミュニケーションをとれるというように両世代をつなぐ絆としても重要である。

さらに、母語の習得と同様に外国人乳幼児にとって重要なことは、保育施設や学校において、保

護者から継承した母文化が周囲に認められ尊重されることである。そうした体験の積み重ねは、自身および保護者のルーツを肯定することや母語習得への意欲の向上、ひいてはアイデンティティの形成につながるとされる。

外国人乳幼児の母語習得を保障し、かつ日本語を使用する保育施設における適応を考えるためには、母語を使う人（保護者、通訳者）とは母語でコミュニケーションをとり、日本語を使う人（保育者、友達）とは日本語でコミュニケーションをとる、というように、言語の使い分けのできる環境作りが必要である。日本語では自信を持って話すことができない保護者に、こどもの日本語習得のためと家庭でも日本語で話すことを勧めることは､実はこどもの言語発達を阻害することになる。

先述したように、外国人乳幼児の保育を想定した保育者の養成課程は始まったばかりであり、日本の保育現場においては、まだこうした理論が浸透していないと予想される。そこで、外国人乳幼児が保育施設に多く在籍していると思われる千葉市の実態を把握し、その状況に即した支援を考えるためにも、この理論を今後の議論の前提としていく。

２．研究方法の概要

本研究では、次の４種類の調査・研究を実施した。

（１）外国人乳幼児数の調査

調査対象は、千葉市全区内に在住する０歳児（平成 31 年４月２日生～令和２年４月１日生）～５歳児（平成 26 年４月２日生～平成 27 年４月１日生）の外国人乳幼児とした。本調査に要するデータは、千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課を通して、千葉市市民局市民自治推進部区政推進課に集計を依頼した。提供されたデータは７種類でいずれも令和２年９月１日現在である。

（２）保育・幼児教育施設へのアンケート調査

調査対象は、千葉市における外国人乳幼児の保育の実態をより正確に把握・分析するために、千葉市内の幼稚園と認可保育施設とした。対象施設は 391 か所あり、そのうち幼稚園 60 か所、保育所 202 か所、認定こども園 38 か所、小規模保育事業 71 か所、事業所内保育事業 12 か所、家庭的保育事業８か所である。

（３）保護者へのアンケート調査

調査対象は、（２）の調査を実施した保育施設から選定し、次の２種類の施設を利用している保護者とした。１つは、中国語を母語とする乳幼児が５人以上在籍する施設で、計 16 か所あり、その内訳は、幼稚園２か所、保育所 10 か所、認定こども園４か所であった。当該施設を利用している計 204 名の保護者には、中国語版アンケートを配布した。もう１つは、スペイン語またはポルトガル語を母語とする乳幼児が１人以上在籍する施設で、計 15 か所あり、その内訳は、幼稚園３か所、保

育園 10 か所、認定こども園１か所、事業所内保育事業１か所であった。当該施設を利用している計 29 名の保護者には、スペイン語版アンケートを配布した。

（４）中国の保育者資格についての文献研究

外国における保育者資格を日本の保育施設において活かすことができるかを検討する一環として、中国の保育･幼児教育制度や保育者養成システムおよびカリキュラムについて先行研究から整理し、日本と比較検討した。

本研究に先立ち、千葉市は令和元年度に保育施設への通訳者配置に向けた調査を行なっている。その調査結果から、保育施設を利用する外国人乳幼児および保護者の使用言語には、中国語とスペイン語・ポルトガル語が多いこと等がわかったことを受け、千葉市は令和２年度より、公立保育施設に中国語とスペイン語の通訳者を配置している。そこで、（３）の調査では、通訳者を配置している保育施設を利用する保護者の声を聞き取る必要があると考え、中国語版とスペイン語版のアンケートを作成することとした。また、（４）の調査では、中国語を使用する外国人乳幼児数および保護者の人数が最も多い中国を対象とした。

３．外国人乳幼児数の調査

本研究では、千葉市における外国人乳幼児の実態を把握するにあたり、２種類のデータを使用した。１つは (A) 区政推進課から提供されたデータで、０～５歳児の①区別児童数（日本国籍児は除外）、②国籍別児童数（日本国籍児含む）、③年齢別児童数（日本国籍児は除外）、④区別国籍別児童数（日本国籍児含む）、⑤国籍別年齢別児童数（日本国籍児含む）、⑥区別国籍別年齢別児童数（日本国籍児含む）、⑦来日年数別児童数（日本国籍児は除外）である。もう１つは２．（２）保育・幼児教育施設へのアンケート調査から得られたデータ (B) で、保育施設に通う全乳幼児数とそのうちの外国人乳幼児数である。(A) は、住民票に基づいていることから、千葉市在住の外国人乳幼児の人数が最も正確に集計されていると考えられる。(B) は、千葉市の全認可保育施設と幼稚園を対象とした調査の結果であり、現状では、保育施設における外国人乳幼児の実際の人数に最も近いデータであると考えられる。

一方で、これらのデータを用いる上で、次の２点に留意することが必要である。１点は (A) と (B) における「外国人乳幼児」の定義が異なることから、それぞれの実数が完全に一致していないということである。(A) では「外国籍」の乳幼児と定義しているが、(B) では「外国籍である」、「外国語を使用する」、「主な使用言語は日本語だが外国にルーツがある」のいずれか１つでも満たした乳幼児と定義している。(B) を上記のように定義した理由は、調査の対象を外国籍の乳幼児に限らず外国にルーツを持つ乳幼児も含めることで、支援を必要とする外国人乳幼児を幅広く捕捉するという意図がある。また、保護者が入園前に提出する各書類には国籍を記入する欄がないため、保

育施設は乳幼児および保護者の国籍を把握することができないという事情もある。もう１点は（B）では回答のなかった保育施設における外国人乳幼児の人数については捕捉されていないということである。こうしたことがデータを用いる際の前提となるが、外国人乳幼児の実態を把握する上で最も有効であると考え、両データを使用することとした。

４．アンケート調査

（１）保育・幼児教育施設アンケートの作成

「千葉市の保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育の実態に関するアンケート」を作成した。項目内容は、先行研究等を参考に必要だと思われる項目を研究者で協議した後、幼保運営課とも３回にわたる協議の上決定した。大きく３部構成で、１）施設の基本情報、２）施設の保育環境・保育カリキュラム、３）外国人乳幼児の保育の実態を尋ねた。

本調査は探索的な調査であるため、尺度としての妥当性は追求せず、あくまで全体的な傾向や特徴を把握する目的で項目を作成した。なお、アンケート内の選択項目として設定した「通訳アプリ」は、実態に即して本文中では「翻訳アプリ」と言い換える。

１）施設の基本情報

協力施設の概要および外国人乳幼児の受け入れ状況を把握するために、施設名、回答者名と役職、施設の種類・設置主体・認可年数・所在地、保育者の経験年数、児童定員数（施設規模の指標）、現在の在籍児童数とそのうちの外国人乳幼児数（０～５歳児の年齢別）、現在入園している外国人乳幼児の使用言語別人数（０～５歳児の年齢別）、外国人乳幼児の受け入れ年数を尋ねた。項目選定の際は、日本保育協会の「保育の国際化に関する調査票」[3)]を参考にした。

２）施設の保育環境・保育カリキュラム

外国人乳幼児の受け入れが、保育環境や保育カリキュラムの見直しの契機となると予測し、このパートでは「外国人乳幼児が在籍する施設は、外国人乳幼児が在籍しない施設に比べて、保育環境や保育カリキュラムの点で多様性に対応した保育を行っている」という仮説を検証できるような項目を作成した。

保育環境　「保育環境」を評価する尺度はいくつか存在するが、その中でも日本の保育実践の場ですでに使用されているECERS-3やECERS-E [4)]を参考に、日本語がわからない外国人乳幼児でも安心して生活できる保育環境かどうかを測るための項目を10項目作成した。

項目内容は、保育室内の視覚的な支援（例：「一日の活動の流れが視覚的にわかるように、イラストカードなどが掲示されている」）や空間の構造化（例:「遊び空間がコーナーに分かれている」）、安心して過ごせる雰囲気（例：「保育室内に一人になって静かになれるような場がある」）、文化・

言語的な多様性を踏まえた玩具の選定（例：「玩具はそのクラスのこどもたちの文化的・言語的な多様性を踏まえて選ばれている(ままごとコーナーには様々な肌色･髪色の人形が置いてあるなど)」)等である。４件法（１：全く当てはまらない、２：あまり当てはまらない、３：やや当てはまる、４：とても当てはまる）で尋ね，得点が高いほど保育環境が多様性に対応していることを表す。

保育カリキュラム　多文化共生保育の実現に向けて異文化理解・交流を尊重したカリキュラムになっているのかどうかを測るための項目を７項目作成した。

項目内容は、多様な文化・習慣を尊重するカリキュラム内容（例：「園行事の中に、多様な文化に親しむ行事がある」）や活動への多様な参加の仕方の尊重（例：「同じ活動・遊びであっても多様な参加の仕方ができることを重視している」）等である。４件法（１：いいえ、２：どちらかといえばいいえ、３：どちらかといえばはい、４：はい）で尋ね，得点が高いほど保育カリキュラムが多様性に対応していることを表す。

３）外国人乳幼児の保育の実態

このパートでは、今後進めていくべき行政の支援の方向性を模索するために、外国人乳幼児保育の現状と課題の把握を目的とした項目を作成した。

まず、受け入れ体制を尋ねる項目では、ハード面（翻訳アプリ・保育マニュアル等の整備）だけではなく、ソフト面（外国人乳幼児保育に対する保育者の意識等）からも詳細に尋ねることを意識した。これは、単にツールをそろえるだけではなく、外国人乳幼児保育・多文化共生保育の重要性について十分に理解した保育者の育成のために、現時点での保育者の意識を把握する必要があると考えたためである。

次に、保育者の意識を尋ねる項目では、外国人乳幼児の保育にかんする内容（例えば、バイリンガル教育における乳幼児期の母語習得の重要性等）は、保育者養成校においても未だ十分に学ぶ機会がないことから、現場の保育者にも浸透していないことが予測された。そこで、「保育者は、外国人乳幼児に対して母文化の尊重よりも日本文化の理解を重視している。また、母語の習得よりも日本語の習得を重視している」という仮説を立て、これらを検証できるような項目を作成した。

最後に、保育施設が外国人乳幼児保育で「困っている場面（困り感）」を尋ねる項目を作成した。現状把握という意味では、困っていることだけではなく、外国人乳幼児の在籍が保育にもたらした良さにも焦点を当てる必要があるという議論もあった。しかし、本調査では外国人保育の支援が始まったばかりの現状においてまずは保育施設の困り感を丁寧に理解するために、困り感に特化して項目を作成した。

外国人乳幼児の入園受け入れ体制　「翻訳アプリ」や「通訳ボランティア」等のコミュニケーションツールの有無、「外国人乳幼児に関する研修」や「外国人乳幼児受け入れのための保育マニュアル」等の外国人乳幼児の保育にかんする学習機会の有無等、外国人乳幼児の入園受け入れ体制がどの程度整っているかを尋ねる８項目を作成した。２件法（０：いいえ、１：はい）で尋ね、得

点が高いほど受け入れ体制が整っていることを表す。

外国人乳幼児の保育に対する保育者の意識　外国人乳幼児における母文化の尊重・母語習得の重要性に対する保育者の意識を明らかにするために６項目を作成した。

項目内容は、外国人乳幼児が日本文化を理解する／母文化を維持するための働きかけを保育者はどの程度行っているか、保育施設で保育者は日本語／母語をどの程度使用しているか、家庭でのコミュニケーション言語として日本語／母語の使用をどの程度推奨しているかである。４件法（１：全く当てはまらない、２：あまり当てはまらない、３：やや当てはまる、４：とても当てはまる）で尋ね、得点が高いほどその意識が強いことを表す。

保育者から見た外国人乳幼児の困り感　保育施設で生活する外国人乳幼児の困り感を保育者がどのように捉えているのかを明らかにするために、外国人乳幼児がどのような場面で困り感を感じているように見えるかを尋ねた。

11 の具体的な保育場面（例：食事や午睡等の「生活場面」、好きな遊びを見つける等の「自由遊び場面」、活動の流れの見通しを持つ等の「集団活動場面」、自分の思いを日本語で表現する等の「コミュニケ―ション場面」）での外国人乳幼児の困り感の程度を４件法（１：全く困っていない、２：あまり困っていない、３：やや困っている、４：とても困っている）で尋ねた。得点が高いほど、保育者から見て外国人乳幼児の困り感が高いことを表す。

外国人乳幼児の保育における保育者の困り感　保育者が外国人乳幼児との関わりにおいて何に困っているのかを明らかにするために、「こどもと信頼関係を築くこと」、「こどもの心身の発達の状況や課題を把握すること」、「こどもの思いを理解すること」、「こどもに保育者の思いを伝えること」の４項目について、保育者がどの程度困り感を持っているのかを尋ねた。4 件法（１：全く困っていない、２：あまり困っていない、３：やや困っている、４：とても困っている）で，得点が高いほど保育者の困り感が高いことを表す。

また、より具体的に困り感の内容を知るために、外国人乳幼児の保育で保育者が困る場面の例を自由記述でも回答してもらった。

外国人乳幼児の保護者との関わりにおける保育者の困り感　保育者が外国人乳幼児の保護者との関わりにおいて何に困っているのかを明らかにするために、「保護者と信頼関係を築くこと」、「保護者と共通の意識を持ってこどもを支援すること」等、外国人乳幼児の保護者との関わりにおける６項目について、保育者がどの程度困り感を持っているのかを尋ねた。４件法（１：全く困っていない、２：あまり困っていない、３：やや困っている、４：とても困っている）で、得点が高いほど保育者の困り感が高いことを表す。

また、より具体的に困り感の内容を知るために、外国人乳幼児の保護者と関わる中で、保育者が困る場面の例を自由記述で回答してもらった。入園後の保護者とのやりとりだけではなく、入園ま

での手続きにおける保護者とのやりとりも含んで回答するように求めた。

連携機関　現在の関係機関との連携状況を把握するために、外国人乳幼児の入園の受け入れにあたっての関係機関（例：地方自治体・小学校・保健所・病院・外国大使館等）との連携の有無と連携内容を自由記述で回答してもらった。

今後、地方自治体に求める支援　外国人乳幼児の受け入れにあたり、保育施設が今後行政にどのような支援を求めているのかを把握するために、11 の支援内容（例：外国人乳幼児の保育マニュアルの配布、通訳の配置、職員配置が厚くなるような人員配置基準の見直し、施設に入園してからのルール等を外国語で記載した案内等）の中で、必要だと思う上位３つを選んでもらった。項目選定の際は、日本保育協会の「保育の国際化に関する調査票」[5)]を参考にした。

（２）保護者アンケートの作成

「千葉市の保育・幼児教育施設を利用する外国人児童の保護者の意識およびニーズに関するアンケート」を作成した。項目内容は、先行研究等を参考に必要だと思われる項目を研究者で協議した後、幼保運営課とも３回にわたる協議の上決定した。大きく３部構成で、１）外国人乳幼児の言語習得環境、２）子育てのサポート利用状況、３）保護者の必要とする支援を尋ねた。また、保護者が抱いている困り感を具体的に把握するために、質問項目では把握しきれないことについては自由記述欄を設け回答してもらった。なお、保護者に配布するアンケートは、千葉市国際交流協会に中国語とスペイン語への翻訳を依頼し、回答のうち、自由記述については令和２年度より千葉市の公立保育施設に配置されている通訳者に日本語への翻訳を依頼した。

各項目を選定する際、日本保育協会の「保育の国際化に関する調査票」[6)]、佐々木らの「大泉町多文化保育研究会第４回シンポジウム報告」[7)]を参考にした。

１）外国人乳幼児の言語習得環境

外国人乳幼児の言語習得は幼児の置かれている環境によって左右されるため、乳幼児の生活環境や家庭での使用言語、保護者の言語習得にかんする考え方について尋ねた。なお、外国籍家庭には家族以外の親戚や知人らが同居しているというケースもあるため、そうした人々の存在も乳幼児の言語習得に影響を及ぼすと考え、同居人の有無についても尋ねた。

家族および同居人の日本語習得　家族構成（父・母・祖父・祖母・こども・その他同居人）、年齢、国籍、母語、来日年数、日本語能力を尋ねた。日本語能力については、父・母とそれ以外（祖父・祖母・こども・その他同居人）では家庭内や保育者とのコミュニケーション等において求められる能力に違いがあると考え、尋ねる内容を分けた。父・母には「読む・書く・聞く・話す」、それ以外には「聞く・話す」をそれぞれ３件法（１：全く困らない、２：少し困る、３：読めない（書けない・聞き取れない・話せない））で尋ねた。

家庭での使用言語　家庭ではこどもとの会話で何語を使用し、大人同士の会話で何語を使用しているか、また両者に違いがあるか把握するために、それぞれ「１：母語のみ、２：日本語のみ、３：母語と日本語の両方、４：その他」の４つの選択肢の中から１つを選んでもらった。

こどもの日本語および母語習得　保護者がこどもの言語習得の状況を把握する際、日本語と母語ではその仕方に違いがあると考え、日本語と母語で尋ねる内容を分けた。こどもの日本語習得については４件法（１：十分に習得できている、２：あまり習得できていない、３：ほとんど習得できていない、４：習得できているかどうか分からない）で尋ね、こどもの母語習得については３件法（１：年齢相応に習得できている、２：年齢相応に習得できていない、３：年齢相応に習得できているかどうか分からない）で尋ねた。

また､保護者がこどもの日本語と母語の習得についてどのように考えているかを把握するために、３項目「１：日本で生活するために必要と考えている」、「２：学校で学習するために必要と考えている」、「３：こどもがアイデンティティを形成するために必要と考えている」を４件法（１：全く当てはまらない、２：あまり当てはまらない、３：やや当てはまる、４：とても当てはまる）で尋ねた。

２）子育てのサポート利用状況

保護者が子育てをする上で、どの程度周囲のサポートを利用しているかを尋ねた。また、保護者が子育てをする上で具体的にどのようなことに困ったかについて把握するために、自由記述で回答してもらった。

公的サポートの利用状況　千葉市が提供している育児サポートをどの程度利用しているかを把握するための項目を 14 項目作成し、４件法（１：利用したことがない、２：ほとんど利用していない、３：時々利用している、４：よく利用している）で尋ね、「１：利用したことがない」を選択した場合は、さらに「１：情報を知らないから、２：日本語が分からないから、３：必要ないから、４：その他」の４つの選択肢の中から１つを選んでもらった。

14 項目の内容は、大きく分けて７つで、①健康・医療（例：「子育てをする際に利用可能な保護者対象の「健康・医療」制度（健診・健康相談・訪問指導等）」）、②保育（例：「通常の保育時間を超える時間に保育を受けられる制度（延長保育）」）、③講座（例：「子育て交流（プレパパママ講座、離乳食教室等）」）、④イベント（「子育て中の悩み相談や情報交換、リフレッシュが行える親子で参加できるサークル（ダウン症、多胎児、アトピー性皮膚炎等テーマ別のものも含まれる）」）、⑤施設（「同世代のこどもを持つ家族と交流する場や子育てのことを継続的に話せる場（子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館等）」）、⑥子育てにかんする相談（例：「子育てで困った時に相談できる保育の専門家（保育者、保健師等）」）、⑦総合案内（「千葉市子育てナビ、各区子育て支援コンシュルジュ」）である。

私的サポートの利用状況　身近な人からのサポートをどの程度利用しているかを把握するための項目を７項目作成し、４件法（１：サポートを得たことがない、２：ほとんどサポートを得ていない、３：時々サポートを得ている、４：よくサポートを得ている）で尋ねた。

７項目の内容は、「１．地域のボランティアグループ（NPO 等）のメンバー」、「２．日本に在住している親・親戚」、「３．同じ保育施設を利用している、あるいは利用していた同国出身の保護者」、「４．同じ保育施設を利用している、あるいは利用していた日本人の保護者」、「５．同じ保育施設を利用していない同国出身の保護者」、「６．同じ保育施設を利用していない日本人の保護者」、「７．その他」である。

３）保護者の必要とする支援

保護者がこどもを保育施設に通わせる中で、保護者およびこどもは何にどの程度困っているか、また保護者はどのような支援を必要としているかを把握するために、入園する前と後での困り感および必要とする支援について尋ねた。また、保護者が保育施設で具体的にどのようなことに困っているかについて把握するために、自由記述で回答してもらった。

入園手続きで困ったこと　保護者が入園手続きをする上で、何に困ったかについて把握するための項目を８項目作成し、４件法（１：全く困らなかった、２：あまり困らなかった、３：やや困った、４：とても困った）で尋ねた。

８項目の内容は、大きく分けて２つで、①保育施設選び・入園手続きに関して（例：「入園に必要な情報（保育施設の一覧、入園手続き）に、母語でアクセスできること」）、②入園手続きの実行に関して（例：「入園書類を取り寄せること」）である。

保育施設において保護者が困っていること　保護者が保育施設において困っていることについて把握するための項目を９項目作成し、４件法（１：全く困っていない、２：あまり困っていない、３：やや困っている、４：とても困っている）で尋ねた。

９項目の内容は、大きく分けて３つで、①施設の方針・ルール（１．「日本の保育施設（保育園・幼稚園）の指導方針を理解すること」、２．「家庭の育児の方針を保育施設に理解してもらうこと」、３．「保育施設のルール（例：持ち物や送迎の時間）を理解すること」）、②保育者との関係性（４．「保育者と信頼関係を築くこと」、５．「保育者と共通の意識を持ってこどもを育てること」、６．「保育者に伝えたいこと（例：アレルギー食や宗教食の確認）を理解してもらうこと」、７．「保育者の伝えたいこと（例：保育園でこどもが怪我をした時の経緯）を理解すること」、８．「保育者に子育ての悩み等、困ったことを相談すること」）、③保護者との関係性（９．「他の保護者と良い関係を築くこと」）である。

ここでの項目内容のうち２～７の６項目は、保育施設アンケートにおいて「保育者の困り感」を把握する項目内容と対応させることで、保育者と保護者の困り感の程度を比較することを想定した。

保育施設においてこどもが困っていること　保護者から見てこどもが保育施設において困っていることについて把握するための項目を６項目作成し、４件法（１：全く困っていない、２：あまり困っていない、３：やや困っている、４：とても困っている）で尋ねた。

６項目の内容は、大きく分けて３つで、①生活習慣（１．「こどもが保育施設のルール（例：トイレの使い方や片付ける習慣）を理解すること」、２．「こどもがクラスのこどもたちと同じように行動（例：食事・トイレ）すること」）、②遊び（３．「こどもが好きな遊びを見つけて遊ぶこと」、４．「こどもが友達と一緒に遊ぶこと」）、③言葉（５．「こどもが保育者とコミュニケーションをとること」、６．「こどもが友達とコミュニケーションをとること」）である。

ここでの項目内容のうち２～６の５項目は、保育施設アンケートにおいて「こどもの困り感」を把握する項目内容と対応させることで、保育者からみたこどもの困り感と保護者からみたこどもの困り感の程度を比較することを想定した。

保育施設に求める支援　保護者が保育施設において何を必要としているかについて把握するための項目を８項目作成し、４件法（１：全く必要としていない、２：あまり必要としていない、３：やや必要としている、４：必要としている）で尋ねた。

８項目の内容は、大きく分けて３つで、①受け入れ体制（例：「外国人保育者の設置」）、②幼保小連携（「小学校就学のための制度や手続きに関する説明」）、③機会の設定（例：「保護者交流の機会」）である。

保育の内容について必要としていること　保護者が保育の内容について、何をどの程度必要としているかについて把握するための項目を８項目作成し、４件法（１：全く必要としていない、２：あまり必要としていない、３：やや必要としている、４：必要としている）で尋ねた。

８項目の内容は、大きく分けて２つで、①日本の文化と母文化にかんすること（例：「日本の文化に親しむ行事」、「日本以外の多様な文化に親しむ行事」）、②日本語と母語にかんすること（「園でのこどもとのコミュニケーションで、保育者が日本語を使用すること」、「園でのこどもとのコミュニケーションで、保育者が母語を使用すること」）である。

（３）分析方法

１）統計的検定

以下のすべての検定には，SPSS 統計パッケージ 27.0 を使用した。本調査における有意水準は５％とした。

２）アンケート調査における自由記述の分析

すべての記述について KJ 法を援用した。

（４）アンケート実施時期・方法

１）保育・幼児教育施設アンケート

時　　期：令和２年９月７日～９月 18 日

配布方法：調査対象の施設には、幼保運営課が本研究の趣旨説明をした上で、アンケートを郵送またはアンケートデータの添付メールにて配布した。

回収方法：配布時に同封した返信用封筒、もしくは FAX・メールにて千葉明徳短期大学に返送してもらった。

２）保護者アンケート

時　　期：令和２年 11 月９日～11 月 29 日

配布方法：調査対象の保護者には、在籍している施設の施設長から直接手渡しで配布してもらった。

回収方法：配布時に同封した返信用封筒にて千葉明徳短期大学に返送してもらった。

５．倫理的配慮

本研究は、千葉市と千葉明徳短期大学の間で千葉市個人情報保護条例その他個人情報の保護にかんする法令等を遵守した取り扱いにかんする誓約を交わしていることに加え、千葉明徳短期大学研究倫理委員会の承認を得ている。また、保育施設および保護者へのアンケート調査においては、回答が調査以外の目的で使用されることはないこと、施設名や個人等が特定されないよう配慮することを説明した上で実施した。

【参考文献】

１）中島和子(2016)．バイリンガル教育の方法(完全改訂版)．アルク選書，pp. 2-16.

２）佐々木由美子･林恵(2018)．大泉町多文化保育研究第４回シンポジウム報告．足利短期大学研究紀要，第 38 巻，pp. 77-86.

３）日本保育協会(1999，2008)．　保育の国際化に関する調査研究報告書.

４）埋橋玲子(2018)．諸外国の評価スケールは日本にどのように生かされるか．保育学研究，第 56 巻１号，pp. 68-78.

５）前掲２）

６）前掲２）

７）前掲１）

第３章

研究の結果と考察

１．外国人乳幼児の人数および保育・幼児教育施設在籍状況

ここでは、区政推進課から提供されたデータおよび保育施設へのアンケート調査の結果を分析することで、外国人乳幼児の人数および保育施設在籍状況を明らかにする。なお、本研究では区政推進課が用いる「児童」を「乳幼児」に置き換え、「日本国籍児」を「日本人乳幼児」、「外国籍児」を「外国人乳幼児」と言う。

（１）外国人乳幼児の人数

以下、区政推進課から提供されたデータから外国人乳幼児を区別・年齢別・国籍別に見ていく。

令和２年９月１日現在、千葉市における全乳幼児は 43,036 人で、日本人乳幼児は 96.8%にあたる 41,661 人、外国人乳幼児は 3.2%にあたる 1,375 人であった（図３－１－１）。

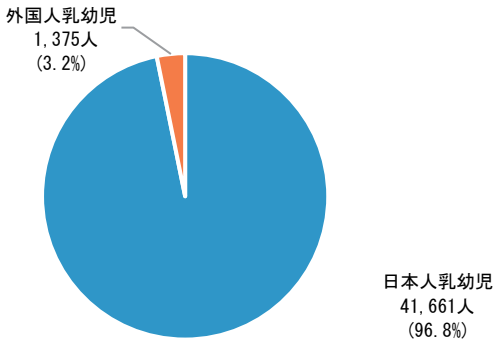

図３－１－１．　日本人乳幼児・外国人乳幼児数（N=43,036）

外国人乳幼児数を区別に見ると、美浜区が最も多く 36.9%にあたる 508 人で、緑区が最も少ない 3.6%にあたる 49 人であった（図３－１－２）。これらのことから、外国人乳幼児は美浜区に多く集住しており、緑区には少ないことがわかった。また、外国人乳幼児を年齢別に見ると、どの年齢のこどもも一定数いることがわかった（図３－１－３）。年齢別外国人乳幼児を区別に見ても同様であった。これらのことから、外国人乳幼児は、毎年、一定数が各区に住んでいることがわかった。

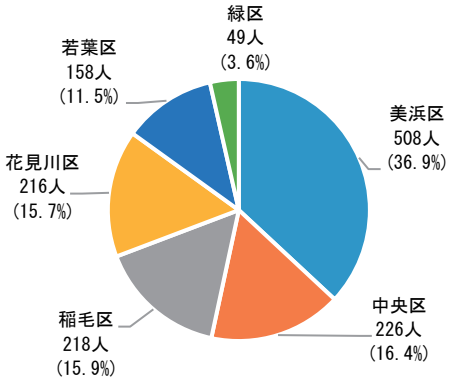

図３－１－２．　区別外国人乳幼児数（N=1,375）

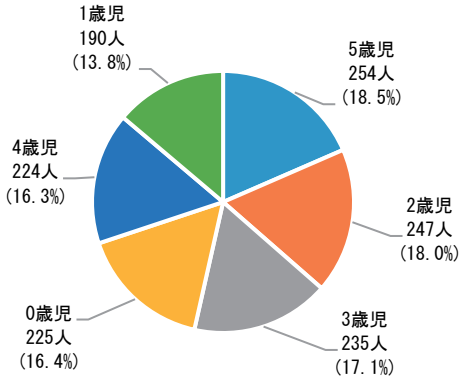

図３－１－３．　年齢別外国人乳幼児数（N=1,375）

外国人乳幼児の国籍は全部で 46 か国・地域（無国籍・国籍不明含む）あり、区別に見ると、美浜区の 29 か国・地域（無国籍含む）が最も多く、花見川区 26 か国・地域（国籍不明含む）、稲毛区 22 か国・地域、若葉区 22 か国・地域、中央区 21 か国・地域、緑区 14 か国・地域と続いた（表３－１－１）。このことから、どの区にも多様な国籍の外国人乳幼児が住んでいることがわかった。

表３－１－１．　区別に見る外国人乳幼児の国籍（国・地域）

区	国籍数	国籍名
美浜区	29	インド、インドネシア、ウズベキスタン、オーストラリア、カナダ、コートジボワール、シリア、スペイン、スリランカ、タイ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、ポルトガル、ミャンマー、モンゴル、ロシア、英国、韓国、台湾、中国、米国、無国籍
花見川区	26	アフガニスタン、インド、インドネシア、ウズベキスタン、ガーナ、コロンビア、スリランカ、ナイジェリア、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、ボリビア、モンゴル、ラオス、ルーマニア、ロシア、韓国、台湾、中国、朝鮮、米国、国籍不明
稲毛区	22	アフガニスタン、インドネシア、ウズベキスタン、カナダ、ケニア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、ナイジェリア、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ペルー、マダガスカル、マレーシア、モンゴル、ロシア、韓国、台湾、中国、米国
若葉区	22	アフガニスタン、インド、インドネシア、ウガンダ、ガーナ、カンボジア、コロンビア、サモア、スペイン、スリランカ、タイ、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、モンゴル、韓国、台湾、中国、朝鮮
中央区	21	インド、オーストラリア、ガーナ、カナダ、カメルーン、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、モンゴル、ロシア、韓国、台湾、中国、朝鮮、米国
緑区	14	インドネシア、カナダ、キルギス、コロンビア、スリランカ、タイ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、韓国、台湾、中国

国籍別外国人乳幼児を上位 10 か国・地域で見ると、中国が最も多く 58.3%にあたる 801 人で、フィリピンが 7.6%にあたる 105 人、ベトナムが 4.6%にあたる 63 人と続いた（図３－１－４）。このことから、中国が半数以上を占めており、その他は少数ながら多様であることがわかった。また、国籍別外国人乳幼児を区別に見ると、一定程度、集住の傾向があることがわかった。

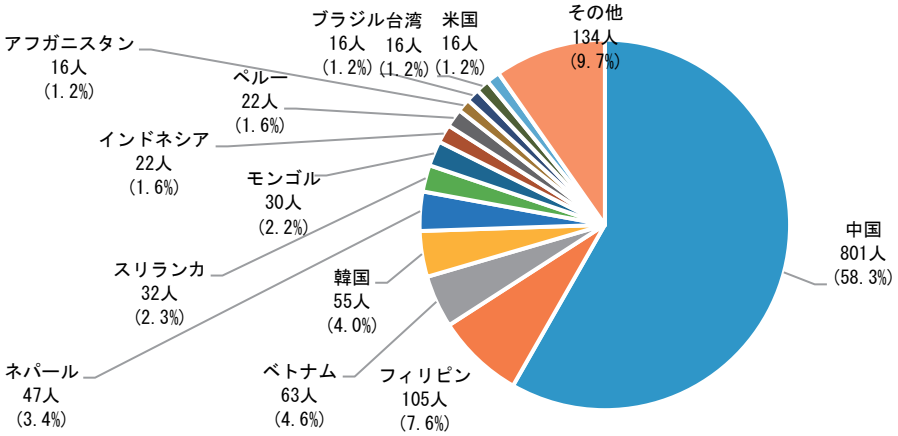

図３－１－４．　国籍別外国人乳幼児数（N=1,375）

（２）外国人乳幼児の保育・幼児教育施設在籍状況

区政推進課から提供されたデータと保育施設へのアンケート調査から得られたデータを合わせることで、外国人乳幼児のうち、58.5%にあたる 805 人が保育施設に在籍し、41.5%にあたる 570 人が保育施設に在籍していないことがわかった（図３−１−５）。年齢別に見ると、３歳児から在籍児数が多くなっていることがわかった（図３−１−６）。なお、「千葉市こどもプラン（第２期）」によると、平成 31 年現在、全乳幼児は 43,187 人で、そのうち 60.6%にあたる 26,174 人が保育施設に在籍し、39.4%にあたる 17,013 人が保育施設に在籍していない（図３−１−７）。このことから、日本人乳幼児と外国人乳幼児の在籍傾向はほぼ同様であることがわかった。

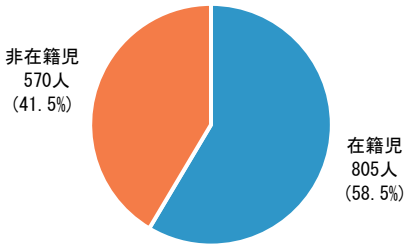

図３−１−５．　外国人乳幼児に占める在籍児・非在籍児（N=1,375）

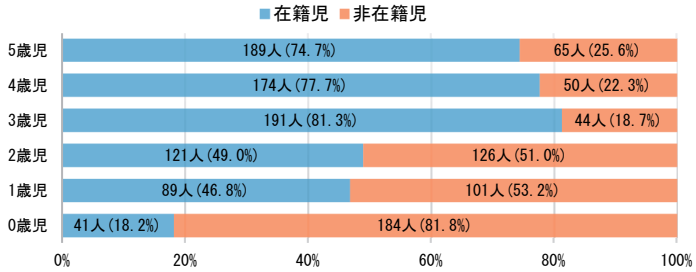

図３−１−６．　外国人乳幼児に占める年齢別在籍児・非在籍児（N=1,375）

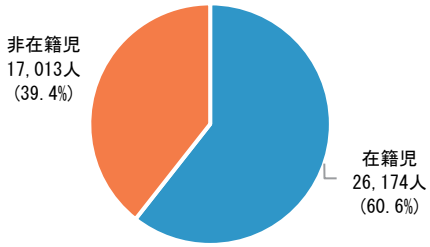

図３−１−７．　全乳幼児に占める在籍児・非在籍児（N=43,187）

※ 乳幼児数：千葉市政策企画調べ（平成 31 年３月 31 日現在）
※ 保育施設利用者数：千葉市幼保支援課・幼保運営課調べ（認定こども園、保育園等：平成 31 年４月１日現在、幼稚園：平成 31 年５月１日現在）

（３）まとめ

結果から、以下のことが明らかになった。

全乳幼児の数は 43,036 人で、そのうち日本人乳幼児は 96.8%にあたる 41,661 人、外国人乳幼児は 3.2%にあたる 1,375 人であり、外国人乳幼児のうち 58.5%にあたる 805 人が保育施設に通っており、41.5%にあたる 570 人が保育施設に通っていないことが明らかになった。また、外国人乳幼児は千葉市のすべての区に住んでおり、国籍は全部で 46 か国・地域であったことから、世界の多様な国や地域から来日している、あるいは外国にルーツを持っている外国人乳幼児が千葉市全体に住んでいることが明らかになった。

２．　保育・幼児教育施設アンケートの結果と考察

（１）統計の分析結果と考察

１）分析結果

①千葉市の認可保育施設と幼稚園における外国人乳幼児受け入れの実態

a.　協力施設の概要

回答を得た 272 施設の概要を表３－２－１に示す。歴史のある大規模な幼稚園・認定こども園から設立間もない小規模保育事業まで、公立／私立問わず幅広い保育施設の回答を得ることができた。分析の都合上、b 以降は小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業は「保育事業」として１つにまとめて分析を行うこととする。なお本調査では、保育経験が 10 年未満の保育者を「若手保育者」、保育経験が 10 年以上の保育者を「ベテラン保育者」と定義した。施設の規模は、在籍児童数が 40 人未満を「小規模」、40～100 人未満を「中規模」、100 人以上を「大規模」と定義した。

表３－２－１．　協力施設の概要

項目	回答	施設数	(%)
１．アンケート回答者	施設長	237	(87.1%)
	主任	13	(4.8%)
	理事長等の管理者	12	(4.4%)
	副施設長	5	(1.8%)
	無回答	5	(1.8%)
２．施設の種類	保育所	166	(61.0%)
	小規模保育事業	49	(18.0%)
	幼稚園	24	(8.8%)
	認定こども園	21	(7.7%)
	事業所内保育事業	8	(2.9%)
	家庭的保育事業	2	(0.7%)
	無回答	2	(0.7%)
３．設置主体	株式会社	98	(36.0%)
	公立	57	(21.0%)
	社会福祉法人	46	(16.9%)
	学校法人	42	(15.4%)
	NPO 法人	3	(1.1%)
	宗教法人	1	(0.4%)
	その他	23	(8.5%)
	無回答	2	(0.7%)
４．認可年数	10 年未満	152	(55.9%)
	10～30 年未満	14	(5.1%)
	30 年以上	102	(37.5%)
	無回答	4	(1.5%)
５．所在地	中央区	69	(25.4%)
	花見川区	49	(18.0%)
	稲毛区	43	(15.8%)
	美浜区	38	(14.0%)
	若葉区	36	(13.2%)
	緑区	35	(12.9%)
	無回答	2	(0.7%)
６．保育者の経験年数	若手保育者が 6 割以上	133	(48.9%)
※若手：保育経験 10 年未満	若手・ベテラン半々	74	(27.2%)
※ベテラン：保育経験 10 年以上	ベテラン保育者が全体の 6 割以上	40	(14.7%)
	経験年数不明	25	(9.2%)
７．施設の規模（在籍児童数）	小規模（40 人未満）	95	(34.9%)
	中規模（40～100 人未満）	101	(37.1%)
	大規模（100 人以上）	72	(26.5%)
	無回答	4	(1.5%)

b. 外国人乳幼児受け入れの実態

回答を得た 272 施設に、過去・現在の外国人乳幼児の受け入れ状況を尋ねた。その結果、全体の 83.5%にあたる 227 施設が、これまでに一度は外国人乳幼児の受け入れ経験があった（図３－２－１）。しかし、受け入れ年数は「５年未満」が最も多く、受け入れ経験の浅い施設が多かった。また、全体の 70.2%にあたる 191 施設に、現在外国人乳幼児が在籍していた（図３－２－２）。

このことから、今や保育施設に外国人乳幼児が在籍することは当たり前であり、保育施設は外国人乳幼児を受け入れる体制を整える必要があることがわかった。

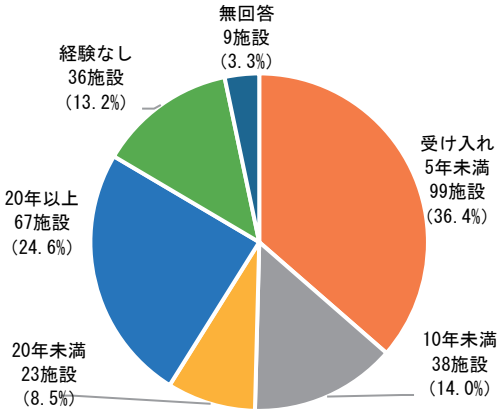

図３－２－１. 過去に外国人乳幼児を受け入れた経験（N=272）

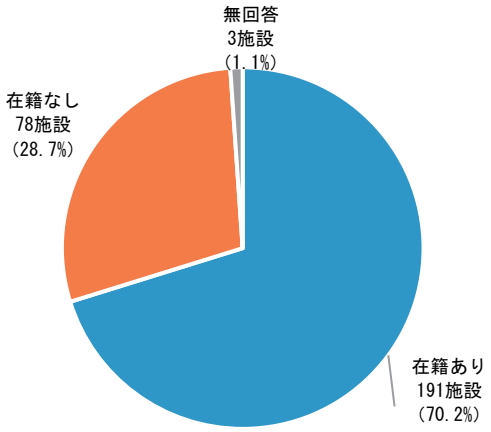

図３－２－２. 現在の外国人乳幼児の在籍状況（N=272）

さらに、施設の種類（図３―２－３）や設置主体（図３－２－４）、認可年数（図３－２－５）、所在地（図３－２－６）、施設の規模（図３－２－７）別に、外国人乳幼児の在籍状況を調べたところ、いずれにおいても、概ね過半数の施設に外国人乳幼児の在籍が認められた。このことから、外国人乳幼児の保育はどのような形態の施設でも行われており、外国人乳幼児の受け入れにあたっての保育施設に対する支援は共通した重要な課題であることがわかった。

また、所在地（図３－２－６）に関しては、χ^2検定の結果、「花見川区」と「美浜区」には外国人乳幼児が在籍する施設が相対的に多く、「緑区」には相対的に少なかった（$\chi^2(5)=19.592$, $p<.01$）。このことから、在籍状況は地区による差があることがわかった。

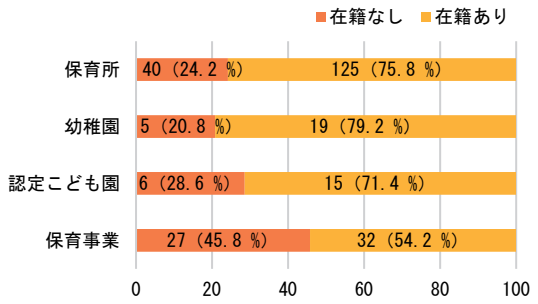

図３－２－３．　施設の種類別（N=269）

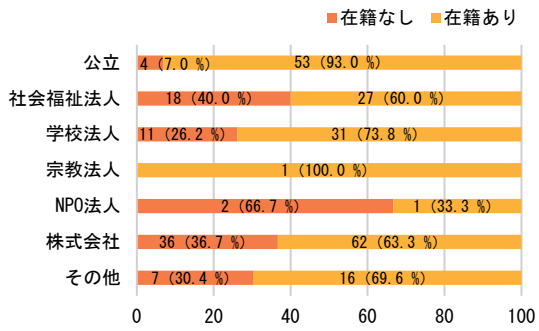

図３－２－４．　設置主体別（N=269）

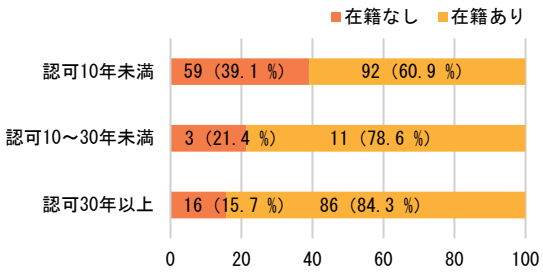

図３－２－５．　認可年数別（N=267）

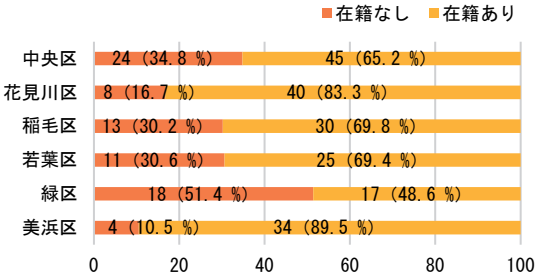

図３－２－６．　所在地別（N=269）

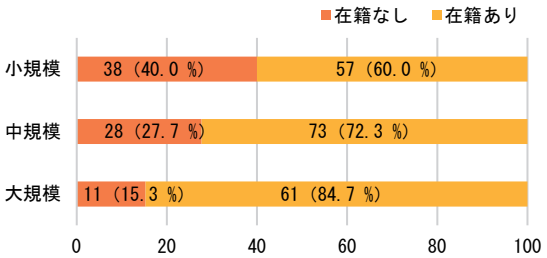

図３－２－７．施設の規模別（N=268）

c.　１施設あたりの外国人乳幼児数

現在、外国人乳幼児が在籍する 191 施設について、各施設に在籍する外国人乳幼児の人数分布を図３－２－８に示す。191 施設のうち、75.9%にあたる 145 施設では、在籍人数が５人未満であったが、24.1%にあたる 46 施設には５人以上の外国人乳幼児が在籍しており（最も多い施設で 30 人）、施設により人数差があることがわかった。

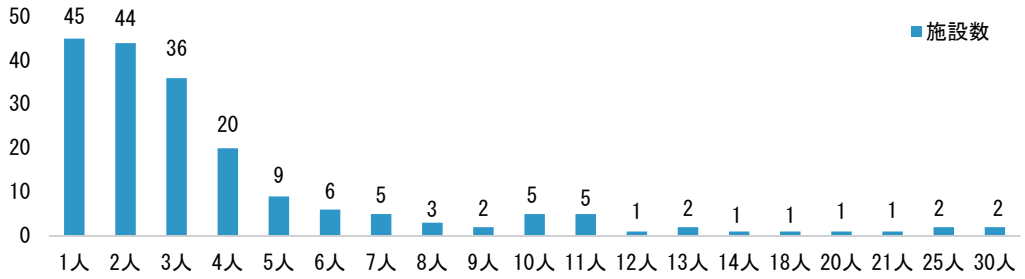

図３－２－８．　１施設あたりの外国人乳幼児数（N=191）

d. 在籍する外国人乳幼児の年齢

外国人乳幼児が在籍する 191 施設に通っている外国人乳幼児は、全部で 805 人であった。年齢の内訳は、０歳児が 41 人（5.1%）、１歳児が 89 人（11.1%）、２歳児が 121 人（15.0%）、３歳児が 191 人（23.7%）、４歳児が 174 人（21.6%）、５歳児が 189 人（23.5%）であった。

e. 在籍する外国人乳幼児の使用言語

805人の使用言語の内訳を図３－２－９に示す。最も多かったのが中国語で、次いで日本語であった。「その他」の言語として、ネパール、タガログ、ポルトガル、モンゴル、タイ、ロシア、ミャンマー、ベンガル、ヒンドゥー、アラビア、ウイグル、ウルドゥ、ペルシャ、インドネシア、カンボジア、ウズベク語があった。

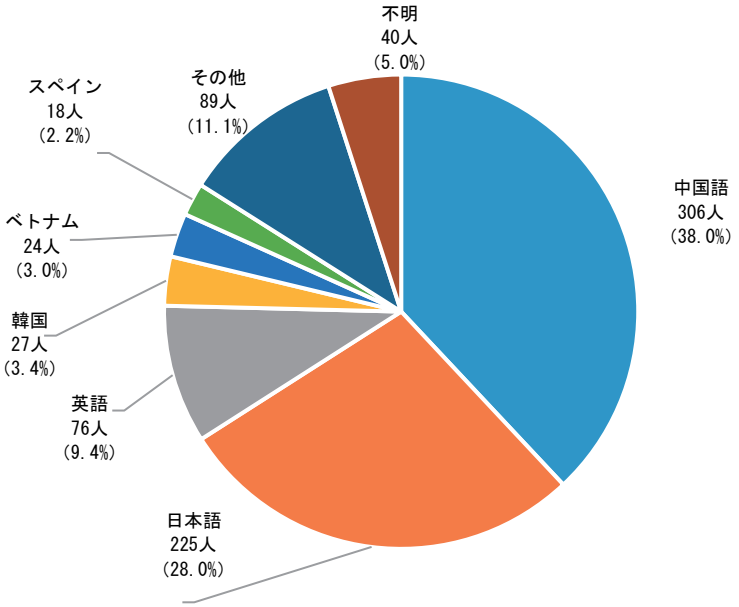

図３－２－９． 使用言語（N=805）

②保育環境や保育カリキュラムと外国人乳幼児の保育

a. 多様性に対応した保育環境

多様性に対応した保育環境かどうかを尋ねる 10 項目について、外国人乳幼児の在籍の有無別にそれぞれの平均得点を算出した（図３－２－10）。

外国人乳幼児の在籍の有無によって、保育環境の得点に違いがあるのかを調べるために t 検定を行った結果、「８.似ている玩具・教材は一緒に収納されている」の１項目のみ有意な差がみられ（$t(264)=1.976$, $p<.05$）、「在籍なし」の施設の得点が有意に高かった。残りの９項目は、在籍の有無によって得点に有意な差はなかった。

また、各項目の平均得点を見ると、「４.玩具の収納場所には、こどもが一目で玩具の位置がわかるようなラベルシール（写真等）が貼ってある」、「６.保育室はこどもが安心して過ごせるような心地よい色合いである」、「９.こどもたちが使いたい玩具を自分で見つけて手に取れるような場所に玩具が置かれている」の３項目はいずれも平均得点が３点以上であり、外国人乳幼児の在籍にかかわらず、どの施設も得点が高かった。唯一、「10. 保育室内にある玩具は、そのクラスのこどもたちの文化的・言語的な多様性をふまえて選ばれている」のみ、文化・言語的な多様性を踏まえた玩具の選定状況を尋ねているが、この項目には有意な差が見られなかった。

このことから、安心して過ごせる雰囲気作りや玩具の場所の明示等は多くの施設で行われており、外国人乳幼児の在籍の有無と多様性に対応した保育環境には特に関連性がないことが示唆された。

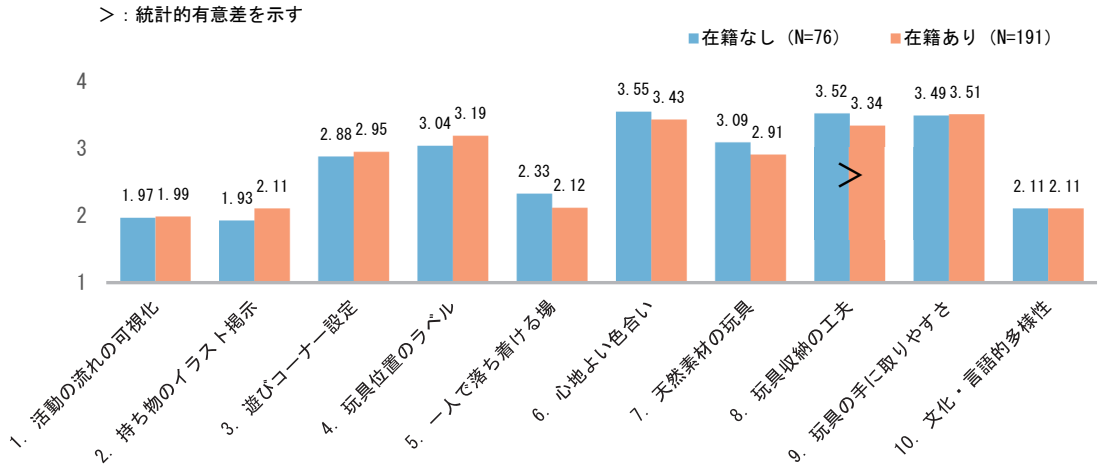

図３－２－10. 保育環境の比較（１:全く当てはまらない～４:とても当てはまる）

b. 多様性に対応した保育カリキュラム

多様性に対応した保育カリキュラムかどうかを尋ねる７項目について、外国人乳幼児の在籍の有無別にそれぞれの平均得点を算出した（図３－２－11）。

外国人乳幼児の在籍の有無によって、保育カリキュラムの得点に違いがあるのかを調べるために t 検定を行った結果、「３.多様な習慣や文化を前提とし、食・睡眠等の生活面に柔軟に対応している」（$t(108.764)=3.106$, $p<.01$）と「７.保育参加や懇談会等で、保護者が外国籍のこどもや障害児等、多様なこどもの保育について、理解を深める機会がある」（$t(112.950)=2.365$, $p<.05$）の２項目で有意な差が見られ、どちらも「在籍あり」の施設の得点が有意に高かった。残りの５項目は、在籍の有無によって得点に有意な差はなかった。

また、各項目の平均得点を見ると、「５.同じ活動・遊びであっても、多様な参加の仕方ができることを重視している」の１項目は平均値が３点以上であり、外国人乳幼児の在籍にかかわらず、どの施設も得点が高かった。

このことから、多くの施設で活動への多様な参加の仕方が重視されていることがわかった。また、外国人乳幼児の在籍の有無は、園行事や遊び・活動に外国の文化や言語を取り入れることにはつながっていなかったが、食・睡眠等への生活面の対応や保護者が多様なこどもの保育について理解する機会にはつながっていることが示唆された。

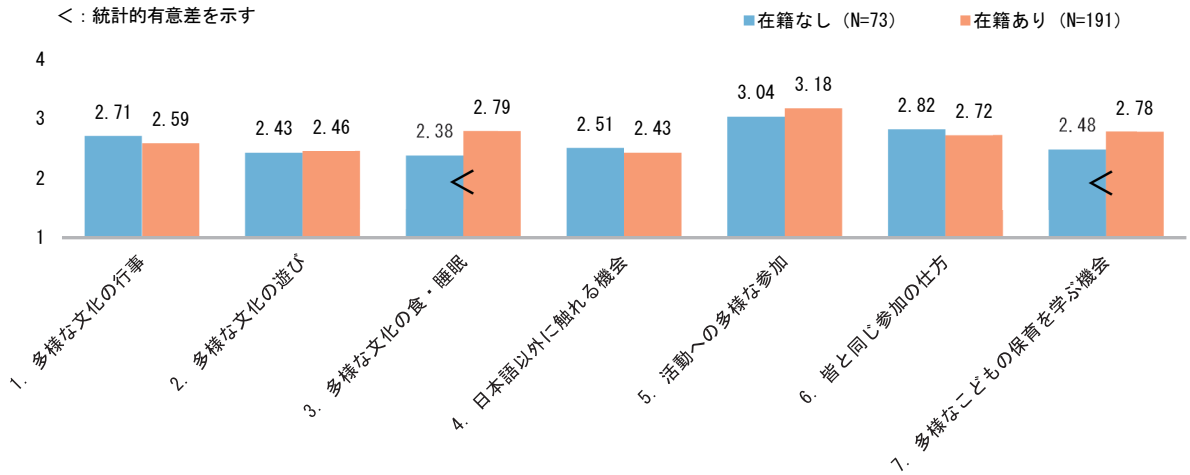

図３－２－11. 保育カリキュラムの比較（1:全く当てはまらない～4:とても当てはまる）

③外国人乳幼児の入園を受け入れる体制と意識

a. 外国人乳幼児の入園の受け入れ体制

８つの受け入れ体制について、「ある」と回答した項目の平均は 1.11 個（*SD*=1.35）であったことから、各施設平均１個しか受け入れ体制が整っていないことがわかった。

外国人乳幼児の在籍の有無別に、受け入れ体制が「ある」と回答した施設数（%）を図３－２－12 に示す。いずれの項目も外国人乳幼児の在籍する施設の方が「ある」と回答した割合が高いことから、外国人乳幼児を受け入れる中で、各施設が試行錯誤しながら受け入れ体制を整えようと努力していることがわかった。しかし、いずれの項目も「ある」と回答した施設は、全体の１～２割にとどまっていた。

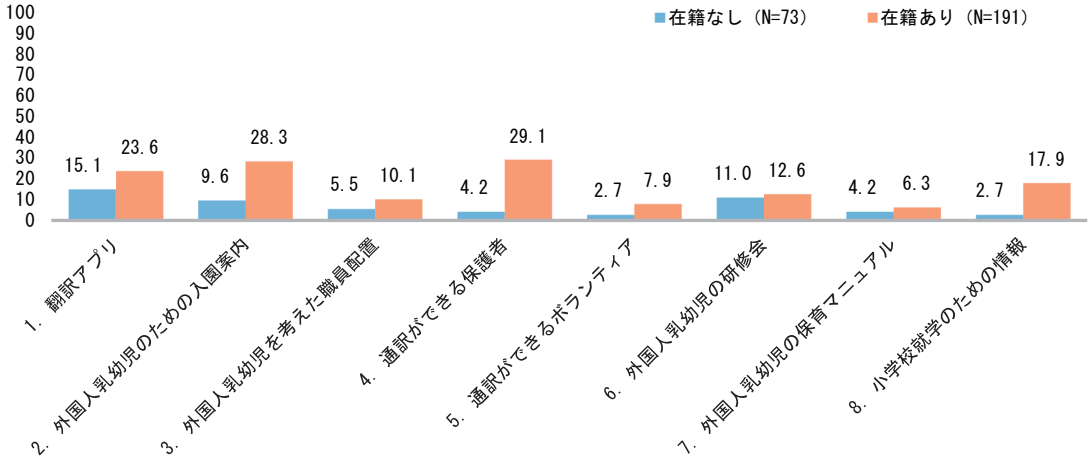

図３－２－12.　受け入れ体制の比較（%）

b. 外国人乳幼児の保育に対する保育者の意識

ここからは、保育の実態についての回答であるため、現在外国人乳幼児が在籍する 191 施設の回答を分析対象とする。

ア．文化・生活習慣

「日本の文化・生活習慣を理解してもらうように保育の中で働きかけている」と「そのこどもの母文化・生活習慣を維持するように援助している」の平均得点を図３－２－13 に示す。得点に差があるかを調べるために *t* 検定を行ったところ有意であり（t（184）=8.673, $p<.001$）、「日本の文化・生活習慣の理解の働きかけ」の得点が有意に高かった。

このことから、保育者は外国人乳幼児が母文化・生活習慣を維持することよりも、日本の文化・生活習慣を理解できるような働きかけを保育の中で重視していることがわかった。

イ．保育施設での保育者とこどものコミュニケーション言語

「日本語使用」と「母語使用」の平均得点を図３－２－14 に示す。得点に差があるかを調べるために *t* 検定を行ったところ有意であり（t（187）=29.835, $p<.001$）、「日本語使用」の得点が有意に高か

った。

このことから、保育者は外国人乳幼児と施設でコミュニケーションをとる際は、そのこどもの母語よりも日本語を多く使用していることがわかった。

ウ．家庭での保護者とこどものコミュニケーション言語

「日本語使用の推奨」と「母語使用の推奨」の平均得点を図３－２－15 に示す。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ有意であり（t（183）=6.170, $p<.001$）、「日本語使用の推奨」の得点が有意に高かった。

平均値がいずれも１点台であることから、どの言語も積極的に使用を推奨しているわけではないが、家庭でのコミュニケーション言語としてどちらかといえば母語よりも日本語の使用を推奨していることがわかった。

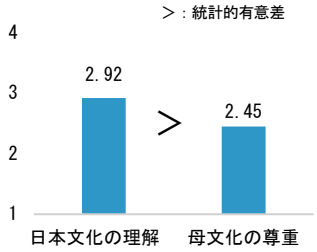

図３－２－13.　文化・生活習慣（N=185）

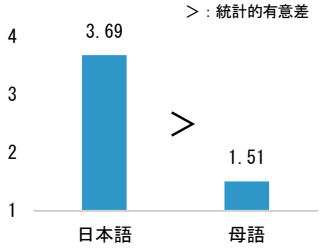

図３－２－14.　保育施設での使用言語（N=188）

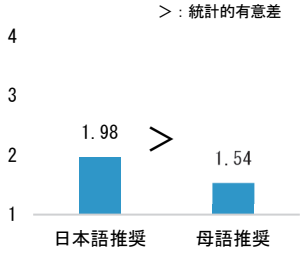

図３－２－15. 家庭での使用言語（N=184）

④保育者から見た、外国人乳幼児が困り感を感じているように見える場面

「手洗い・排泄」、「食事」、「午睡」といった“生活場面”、「好きな遊びを見つけて遊ぶ」、「友達と一緒に遊ぶ」といった“自由遊び場面”、「活動の意味や方法を理解して集団活動に参加する」、「集団活動を楽しむ」、「活動の流れの見通しを持つ」といった“集団活動場面”、「自分の思いを日本語で表現する」、「保育者の言葉を理解する」、「仲間の言葉を理解する」といった“コミュニケーション場面”において、外国人乳幼児がどの程度困り感を感じているように見えるかを保育者に回答してもらった。

それぞれの平均得点を算出したところ（図３－２－16）、全体的に２点以下であったことから、保育者から見ると外国人乳幼児はいずれの場面でもそれ程困っていないように見えることがわかった。その中でも困り感が高く見えていたのは“コミュニケーション場面”であり、困り感が低く見えていたのは午睡や手洗い・排泄等の“生活場面”や“好きな遊びを見つける”であった。

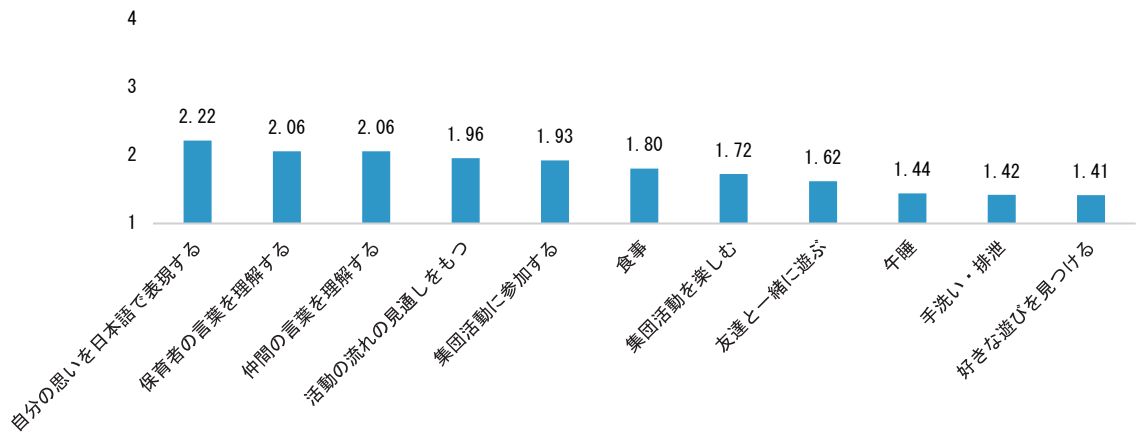

図３－２－16.　保育者から見た外国人乳幼児の困り感（N=189）

⑤保育者の困り感

a.　対こども

「こどもと信頼関係を築く」、「こどもの心身の発達の状況や課題を把握する」、「こどもの思いを理解する」、「こどもに保護者の思いを伝える」ことにおける保育者の困り感の平均得点を算出した（図３－２－17）。その結果、全体的に２点以下であったことから、保育者は外国人乳幼児との関係においてそれ程困っていないことがわかった。その中でも困り感が高かったのは“コミュニケーション場面”であり、困り感が低かったのは“信頼関係を築く”であった。

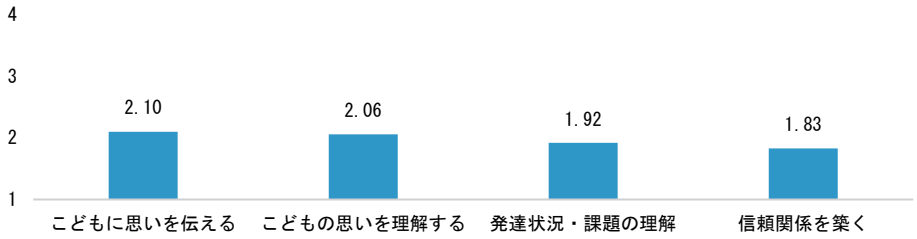

図３－２－17.　対こどもの困り感（N=190）

b. 対保護者

「保護者と信頼関係を築く」、「保護者と共通の意識を持ってこどもを支援する」、「保護者の伝えたいことを理解する」、「保護者に伝えたいことを理解してもらう」、「文化の違いを踏まえて家庭の方針を理解する」、「文化の違いを踏まえて、園としての保育の意図を理解してもらう」ことにおける保育者の困り感の平均得点を算出した（図３－２－18）。その結果、いずれも２点以下であったことから、保育者は保護者との関わりにもそれ程困っていないことがわかった。その中でも困り感が高かったのは“コミュニケーション場面”であり、困り感が低かったのは“信頼関係を築く”であった。

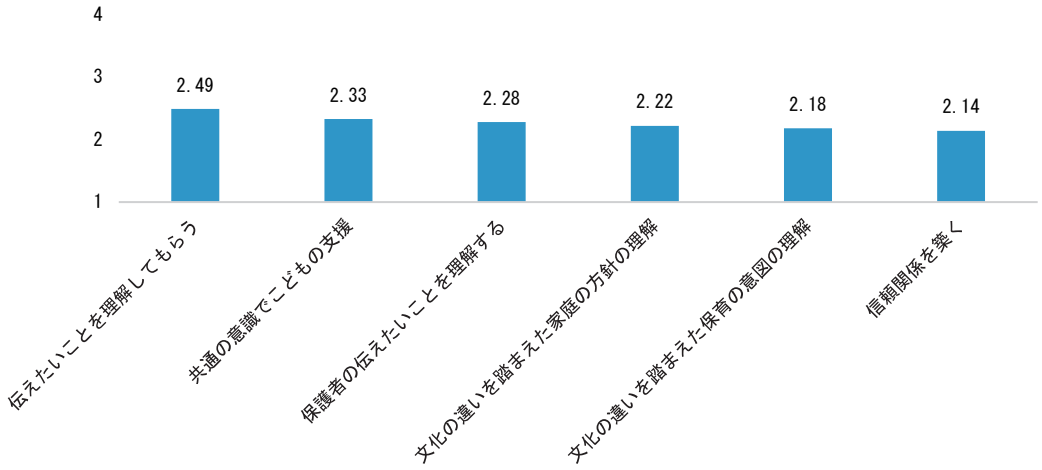

図３－２－18.　対保護者の困り感（N=191）

c.　対こども／対保護者の困り感の比較

対こどもの困り感（４場面の全体平均）と対保護者の困り感（６場面の全体平均）を比較するために t 検定を行ったところ有意な差があり（t（187）=6.571,　p<.001)、対保護者の困り感が有意に高かった。このことから、保育者はこどもよりも保護者との関わりにおいて難しさを強く感じていることがわかった（図３－２－19)。

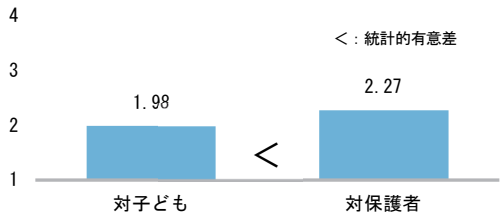

図３－２－19. 対こども／対保護者の困り感の比較（N=188）

d. ３つの困り感の関連性

保育者から見た外国人乳幼児の困り感（11 場面の全体平均)、保育者の対こどもの困り感（４場面の全体平均)、対保護者の困り感（６場面の平均値）の関連性を検討するために *Pearson* 相関係数を算出した結果、３つの得点の間には有意な正の相関が見られた（表３－２－２)。

このことから、困り感を感じている施設は多方面で困り感を感じていることがわかった。

表３－２－２．　３つの困り感の相関係数（N=189）

	外国人乳幼児の困り感	対こどもの困り感	対保護者の困り感
外国人乳幼児の困り感	1.00		
対こどもの困り感	.78***	1.00	
対保護者の困り感	.52***	.62***	1.00

*** $p<.001$

⑥外国人乳幼児の入園にあたり、連携している関係機関

外国人乳幼児が在籍する 191 施設の関係機関との連携状況を見ると（表３―２－３)、連携している施設は全体的に少なかった。その中でも、行政との連携は 37 施設（19.4%）がとっていた。連携内容を見ると、必要に応じて、入園のしおりの翻訳や通訳を依頼する等、困ったときにその都度支援を要請している状況であることがわかった。令和２年度から開始された通訳支援について書かれた記述も見られ、「外国人児童・保護者対応職員を市として雇用したことにより，何かあった時に相談出来る体制ができた」と、外国人対応の職員が雇用されたことで、保育施設にとっては安心感につながっていることが伺われた。

表３－２－３．関係機関との連携状況（N=191）

関係機関	連携ありの施設		連携内容
行政	37	(19.4%)	・各区のこども家庭課と必要に応じて家庭環境や児童の状況についての情報共有 ・入園のしおりや保護者に配布する文書の外国語版のデータの活用や外国人乳幼児の加配保育者の配置や通訳のできる職員の協力の依頼
小学校	26	(13.6%)	・小学校へのスムーズな移行のための引継ぎ
地域の国際交流協会・ボランティアグループ	9	(4.7%)	・必要に応じて通訳や翻訳の依頼
保健所	5	(2.6%)	・家庭訪問や診察時の様子についての情報共有
病院	3	(1.6%)	・こどものアレルギーやリハビリ内容に関して、保護者の同意の基、主治医と直接情報交換
外国大使館	0	(0.0%)	
その他	9	(4.7%)	・大学附属施設の場合、大学教員と研修会の開催

⑦今後、行政に望む支援

「外国人乳幼児の保育マニュアルの配布」、「外国人乳幼児の保育の研修会の開催」、「研修会参加費用の補助」、「外国語会話の学習会の開催」、「通訳の配置」、「通訳雇用のための補助金の加算」、「職員配置が厚くなるような人員配置基準の見直し」、「外国人乳幼児の加配保育者の配置」、「国際交流

協会の支援」、「施設に入所するまでに必要な情報を外国語で記載した案内（各施設の入所案内、施設選びの手引き等)」、「施設に入所してからのルール等を外国語で記載した案内（施設のルール、施設が発行するお便りの翻訳等)」の 11 の支援のうち、希望する順に上位３つを選んでもらった。

a. 全体の傾向

外国人乳幼児の在籍の有無にかかわらず、272 施設の回答を表３－２－４に示す。上位に選ばれた支援を見ると、現場の保育者は、外国人乳幼児の保育や外国にルーツのある保護者への理解を深めるための研修の機会等よりも、今まさに困っている保護者とのコミュニケーションを円滑にするための即効性のある支援を望んでいることがわかった。

表３－２－４．　今後、行政に望む支援（N=272）

支援内容	第１位	第２位	第３位
入所前の必要な情報	54（19.9）	39（14.3）	19（ 7.0）
通訳の配置	52（19.1）	22（ 8.1）	17（ 6.3）
入所後の必要な情報	35（12.9）	60（22.1）	48（17.6）
保育マニュアルの配布	27（ 9.9）	16（ 5.9）	33（12.1）
人員配置基準の見直し	25（ 9.2）	20（ 7.4）	20（ 7.4）
加配保育者の配置	22（ 8.1）	32（11.8）	27（ 9.9）
通訳雇用のための補助金	9（ 3.3）	18（ 6.6）	13（ 4.8）
研修会	6（ 2.2）	12（ 4.4）	13（ 4.8）
外国語会話の学習会	2（ 0.7）	7（ 2.6）	11（ 4.0）
国際交流協会	0（ 0.0）	5（ 1.8）	12（ 4.4）
研修会参加費用	0（ 0.0）	2（ 0.7）	3（ 1.1）
無回答	40（14.7）	39（14.3）	56（20.6）

b. 困り感が高い施設が望む支援

全体的に保育者の困り感の得点は低かったが、その中でも困り感が相対的に高い施設は、多方面にわたって困り感を感じていた。このような困り感の高い施設（困り感の全体平均が３点以上）と困り感が低い施設（困り感の全体平均が２点未満）では、行政に望む支援が異なるのかを検討した。分析対象は、現在外国人乳幼児が在籍する 191 施設とした。

３つの困り感それぞれについて、困り感の全体平均が３点以上の「困り感が高い施設」と２点未満の「困り感が低い施設」で望む支援の上位３つを比較した（表３－２－５～表３－２－７）。

その結果、困り感の高低により望む支援の内容に差があり、困り感が低い施設では、保護者との円滑なコミュニケーションや日本の保育施設のルール等の理解を促すための入園前・後に必要な情報を伝えるための案内や通訳の配置を求めていた。一方で、外国人乳幼児の保育や保護者との関わりに困り感を比較的強く感じている施設は、通訳の配置も求めていたが、人員配置基準の見直しや加配保育者の配置等、保育の質を高めるための人的環境の充実を求めていることがわかった。

表３－２－５．　保育者から見た外国人乳幼児の困り感が高い施設／低い施設が望む支援

	困り感が高い施設（N=11）		困り感が低い施設（N=92）	
第１位	人員配置基準の見直し	4（36.4%）	入所前の必要な情報	25（27.2%）
第２位	通訳の配置	3（27.3%）	通訳の配置	20（21.7%）
第３位	保育マニュアルの配布	1（ 9.1%）	入所後の必要な情報	18（19.6%）

表３－２－６．　保育者の困り感（対こども）が高い施設／低い施設が望む支援

	困り感が高い施設（N=26）		困り感が低い施設（N=57）	
第１位	人員配置基準の見直し	6（23.1%）	通訳の配置	14（24.6%）
第２位	通訳の配置	6（23.1%）	入所前の必要な情報	11（19.3%）
第３位	加配保育者の配置	5（19.2%）	入所後の必要な情報	11（19.3%）

表３－２－７．　保育者の困り感（対保護者）が高い施設／低い施設が望む支援

	困り感が高い施設（N=29）		困り感が低い施設（N=27）	
第１位	通訳の配置	7（24.1%）	入所前の必要な情報	9（33.3%）
第２位	加配保育者の配置	7（24.1%）	保育マニュアルの配布	5（18.5%）
第３位	入所後の必要な情報	6（20.7%）	通訳の配置	5（18.5%）

２）考察

①外国人乳幼児の受け入れは保育環境・保育カリキュラムの多様性に寄与するか

「外国人乳幼児が在籍する施設は、外国人乳幼児が在籍しない施設に比べて、保育環境や保育カリキュラムの点で多様性に対応した保育を行っている」という仮説を考察する。

まず、「保育環境」にかんしては、外国人乳幼児が在籍するかしないかで得点に統計的な差はなかった。このことから、保育環境については仮説が棄却された。関連が見られなかった理由として、項目の大半が外国人乳幼児の有無にかかわらず、こどもが落ち着いて生活できる環境が整っているかどうかを測定する項目だったことが挙げられる。具体的には、10 項目中９項目が視覚的な支援や空間の構造化、安心できる雰囲気にかんする内容であった。一方、言語・文化的な違いを尊重する環境であるかどうかを測定する項目は１項目しかなかったが、この項目についても得点差がなかった。つまり、外国人乳幼児の在籍をきっかけに、保育室内に文化的・言語的な多様性をふまえた玩具を置くことは実現されていないことが示唆された。そのような玩具選定に対する配慮は、外国人乳幼児にとっては自分の母文化・母語を尊重されているという受容感につながると考えられ、今後その重要性は広く周知する必要があると考える。

次に「保育カリキュラム」にかんしては、７項目中２項目で外国人乳幼児が在籍する施設の得点が有意に高いという統計結果が出た。このことから、保育カリキュラムについての仮説は一部支持された。得点に差があったのは、「食・睡眠等の生活面に柔軟に対応している」、「保育参加や懇談会

等で保護者が外国籍のこどもや障害児等、多様なこどもの保育について理解を深める機会がある」の２項目であった。

まず、食事や睡眠等の生活面の配慮が行われているという結果からは、生活面で必要に迫られた課題に対しては個別対応が柔軟に行われていることが示唆された。一方で、外国人乳幼児の在籍が、園行事や遊び・活動に外国の文化や言語を取り入れることにはつながっていなかったことからは、外国人乳幼児の存在が多文化共生保育・異文化理解にはつながっていない現状が伺える。その背景には、次の②の考察でも述べるが、保育者の意識の根底にある「日本文化・日本語の習得を重視する考え方」が影響していると考えられる。

また、保育参加や懇談会等で保護者が外国籍のこどもについて理解を深める機会があることにかんしては、外国人乳幼児の保護者と日本人保護者が相互理解を図る（他の保護者に外国人乳幼児の存在を知ってもらう）という意味で大事な取り組みであると考えられる。こどもが直接参加する活動ではないが、保護者自身が相互理解をすることは、間接的にこども同士の相互理解を促すことにもつながるだろう。

②外国人乳幼児の保育において保育者は何を重視しているか

「保育者は、外国人乳幼児に対して母文化の尊重よりも日本文化の理解を重視している。また、母語の習得よりも日本語の習得を重視している」という仮説を考察する。

結果より、「日本の文化・生活習慣を理解してもらうように保育の中で働きかけている」が「そのこどもの母文化・生活習慣を維持するように援助している」よりも有意に得点が高かった。また、家での保護者とこどものコミュニケーションにおいて、「日本語使用の推奨」が「母語使用の推奨」よりも有意に得点が高かった。保育施設において日本文化の理解を重視し、家庭においても日本語の使用を推奨していたことから、仮説は支持された。

外国人乳幼児にとって、今後日本で生活していくためには日本文化・日本語を理解することが重要であると保育者は考えている。しかし、バイリンガル教育研究の分野では、乳幼児期は母語習得と第２言語習得における最も重要な時期であり、認知発達やアイデンティティ形成への影響を考えると言語の土台である母語をこの時期に確実に習得することは重要である。本調査の結果からは、家庭での母語使用の重要性を保育者は認識していないことが伺える。今後、外国人乳幼児における乳幼児期の母語習得の重要性について広く周知することが課題である。

また、保育者自身がそのこどもの母文化を尊重する深い配慮を持った関わり方をしようという意識が多文化共生保育の実現には不可欠である。そのこどもの持つルーツや文化を理解した上で発達を支えるためには、外国人乳幼児の保育では何に配慮するべきかをまずは保育者自身が理解する必要があるだろう。

③保育者はこどもの困り感・自身の困り感をどのように捉えているか

結果より、「保育者から見たこどもの困り感」も「保育者自身の困り感」も全体的に低かったことから、保育者は外国人乳幼児も保育者自身もそれ程困っていないと捉えていることが示唆された。

しかし、その中でも相対的に困り感が高かったのは、「コミュニケーション」にかんするものであった。このことから、保育者にとって、日本語での意思疎通がどの程度できるかということが困り感を決める大きな基準になっていることが伺える。対こどもよりも、対保護者の困り感をより強く感じているという結果も、この言語の壁が対こどもよりも、対保護者の方が大きいことが影響している可能性がある。しかし一方で、単に日本語が通じるか、保育が滞りなくできるかという表面的な部分だけに注目してしまうことは、日本語が話せさえすれば困らないという短絡的な解釈に陥る危険性があるため注意が必要である。また、対保護者の困り感の中でも、保護者とのコミュニケーションに比べて、保護者のルーツや文化、内面の理解にかんする困り感は低かった。しかし、この結果が「保育者は保護者の内面理解に困っていない」ことを示しているというわけでもない。表面的な部分（コミュニケーション）への関心は大きいが、一見見えにくい内面的な部分にはそもそも関心が向けられていないが故に困り感が認知されていない可能性があるためである。

相対的に困り感が低かった項目の中には、「実際に困っていないために困り感が低い項目」と「実際には困り感があるが、その見えにくさから困り感として認知されていない項目」があると考える。例えば、保育者から見たこどもの困り感の中で、午睡や排泄等の生活場面は困り感が低かった。生活習慣等は一度確立してしまえば困ることは少ないと考えられるため、これは前者に当てはまるだろう。一方で、「好きな遊びを見つける」も困り感が低かった。これも実際に遊び込むことができていれば良いが、何もしていないわけではない姿（例えば、他にしたい遊びがあってもそれはせず、目の前の遊びで手持ち無沙汰にならないように過ごす等）から、（本当は困っていても）困っているように見えないという可能性もある。この違いを見分けるのは大変難しい。特に、この後者のような、困り感を困り感として認知できていない背景には、そもそも外国にルーツを持つこどもや保護者が何に困るのかということ自体を保育者が正しく認識できていないことがあると考えられる。使用言語の違いといった表面的な壁だけではなく、外国人乳幼児であることを踏まえた発達支援、外国人乳幼児を育てる保護者の支援が保育者には求められていることを認識できるように、今後外国人乳幼児とその保護者に対する理解を深める機会を作ることは重要である。

さらに、困り感を感じている施設は多方面で困り感を感じていることがわかった。今後の課題は、困り感を困り感として認知できている施設に焦点を当て、より具体的に何に困っているのかを明らかにしていくことである。

④今後、関係機関との連携をどのように進めていくべきか

結果より、全体的に関係機関との連携はあまり行われておらず、現時点では意識的に連携することができていないことが示唆された。その背景には、外国人乳幼児の保育を支援する各機関の役割（担当内容）が明確化されていないこと、保育施設では何に困っているのかがこれまで外側からは見えにくかったことが挙げられる。これらのことが、保育現場で外国人乳幼児の保育や保護者との関わりで困ったことがあったとしても、どの機関に頼って良いのかわからなかったり、関係機関側もどのように支援すれば良いのかがわからなかったりと、うまく連携がとれなかった要因であると考える。

一方で、行政との連携は最も多い 19.4%の施設がとっていた。特に、令和２年度から開始された通訳支援について書かれた記述からは､行政に外国人乳幼児･保護者対応職員が雇用されたことで、何か困ったことがあった時には相談できる体制ができ始めていることに対する安心感が読み取れた。これは、通訳支援の有効性を示唆する結果であると言えよう。

⑤今後、行政に求められる支援とは何か

回答を得た 272 施設のうち、83.5%にあたる 227 施設がこれまでに一度は外国人乳幼児の受け入れ経験があった。また、70.2%にあたる 191 施設に現在外国人乳幼児が在籍していた。今や多くの保育施設に外国人乳幼児が在籍しており、行政からの支援は急務である。

結果より、受け入れ体制は現時点ではほとんど整っていなかった。外国人乳幼児が在籍する施設の方が受け入れ体制が多少整っているという結果からは、各施設が外国人乳幼児を受け入れる中で試行錯誤しながら受け入れ体制を整えようと努力していることが伺える。しかし今後は、施設単位ではなく、行政レベルで力を入れて支援をしていかなければならないだろう。その取り組みの１つとして、令和２年８月より外国人乳幼児が多く在籍する花見川区、美浜区の一部の公立保育所には通訳の配置が開始された。今後、通訳配置の効果も測定することで、受け入れ体制と保育の質の向上の関連を検討することも課題である。

また、支援内容を考える際に重要なのは、保育現場が行政に何を望んでいるかを把握することである。結果より、保育施設は「入所前・入所後に必要な情報の伝達ツール」、「通訳の配置」等、主に保護者との円滑なコミュニケーションのための即効性のある支援を望んでいた。その背景には、保育者が対保護者との関わりにより強い困り感を感じていること、異なる文化を持つ保護者に日本の保育施設の選び方やルールを理解してもらいたいという思いがあることが考えられる。確かにこれらの支援は、保護者に日々のこどもの様子や事務的な内容を伝達したり、保護者が日本の保育文化を理解したりする上で有効な支援だろう。一方で、保育施設の本来の役割は、「こども理解」や「子育て支援」であることも忘れてはならない。保育現場からの要望の優先順位は低かったが、外国人乳幼児であることを踏まえたこども理解や発達支援、外国人乳幼児を育てる保護者に対する子育て支援として保育者には何が求められているのかを学ぶ機会も重要である。今、「日本の文化に合わせる保育」から「多文化共生保育」への意識の転換が保育施設には求められている。外国にルーツのあるこどもやその保護者の在籍をきっかけに、すべてのこどもにとって質の高い保育が保障されるような多文化共生保育の実現を目指したい。

（２）自由記述の分析結果と考察

保育施設のアンケートにおいては、以下の２種類の自由記述の回答を得ている。

問 16－２　外国人乳幼児の保育において保育者が困る場面の例 問 17－２　外国人乳幼児の保護者と関わる中で、保育者が困る場面の例（入所・入園後の保護者とのやりとりだけでなく、入所・入園までの手続きにおける保護者とのやりとりを含む）

問 16－２に回答したのは 124 施設で、回答した全施設の 66.7%にあたる。また、問 17－２に回答したのは 167 施設で、回答した全施設の 89.8%にあたる。

記述内容にかんしては、KJ 法を援用してカテゴリーと下位項目に分類し、そこで述べられていることから読み取れることを考察した。分類の際、例えば問 16－２の解答欄に書いてあっても、明らかに問 17－２の内容であるものもあった。また、欄外に記述がある場合もあった。こうした場合は、記述内容を読み取り、乳幼児の保育について述べられているものは問 16－２への回答として、保護者との関わりについて述べられているものは問 17－２の回答としてカウントした。

また、１つの記述に複数の内容が含まれているものは、それぞれの分類で１つの記述としてのべ数でカウントしている。そのため、自由記述の数は、回答施設数よりも多い。

次に、各問の自由記述の分析結果を示していく。なお、回答者や記載されている個人の特定を防ぐために外国人の国名は伏せることとする（○○と記載）。

１）問 16－２　外国人乳幼児の保育において保育者が困る場面の例の分析結果と考察

①分析結果

保育者が困る場面は、大きく分けて、【a. 生活習慣の違いを感じる場面】【b. こどもに伝えることが難しいと感じる場面】【c. こども同士の関わり・トラブルの場面】【d. こどもの気持ちを理解しようとする場面】【e. その他の場面】【f. 困っていない】の６つのカテゴリーに分けられた。

この６カテゴリーは、内容を検討しやすいようにさらに下位項目に分けた。表３－２－８に分類の系統を示す。

以下、各カテゴリーごとに、記述内容の検討を行う。

表３－２－８.「問 16－２　外国人乳幼児の保育において保育者が困る場面の例」の分類系統

カテゴリー		件数	下位項目		件数
a.	生活習慣の違いを感じる場面	25	a-１.	家庭との生活習慣の違いを感じる場面	11
			a-２.	生活習慣にかんする意思疎通に困難を感じる場面	6
			a-３.	生活におけるマナーが身につかないと感じる場面	5
			a-４.	宗教食対応の検討・提供の場面	3
b.	こどもに伝えることが難しいと感じる場面	24	b-１.	活動についての説明・指示をする場面	11
			b-２.	こどもに指示や注意を伝える場面	8
			b-３.	意思疎通を難しく感じる場面	5
c.	こども同士の関わり・トラブルの場面	16	c-１.	こども同士のコミュニケーションが困難な場面	8
			c-２.	こどもが危険な行動をする場面	4
			c-３.	トラブルの仲介をする場面	4
d.	こどもの気持ちを理解しようとする場面	26	d-１.	こどもの思いを理解してあげられていないと感じる場面	20
			d-２.	トラブル時の心情を受け止める場面	6
e.	その他の場面	13	e-１.	発達の遅れを疑う場面	5
			e-２.	家庭における言語使用方針と日本語習得について	4
			e-３.	定期通園していないことについて	3
			e-４.	親子の会話内容がわからない場面	1
f.	困っていない	14	f-１.	日本語が話せるので困っていない	8
			f-２.	困っていない	4
			f-３.	言葉以外の方法で対応できるので困っていない	2

a. 生活習慣の違いを感じる場面（25 件）

下位項目は、a-１.家庭との生活習慣の違いを感じる場面、a-２．生活習慣にかんする意思疎通に困難を感じる場面、a-３．生活におけるマナーが身につかないと感じる場面、a-４.宗教食対応の検討・提供の場面に分けた。それぞれから読み取れることを以下に述べる。

a-１．　家庭との生活習慣の違いを感じる場面（11 件）

以下、主な記述を取り上げ、そこから読み取れることを述べていく。

- 食文化の違いが大きく、給食提供をしてもほとんど食べられない。ビスケットやスープが多く、連絡帳に記載されている食事が日本食ではなく、うけつけない園児がかわいそうである。食生活について声をかけてもなかなか変化がない。
- 食生活や食事内容において、日本の風習（好みなど）と異なるため、食事が進まない、摂取量が少ない。
- １歳児で保育園での給食のすすみが悪く、自宅で飲んでいるミルクを減らしてほしい（もしくはなくす）と思うが、母の国では４～５才まで飲んでいたとのことで、改善されない。

保育者達は、食文化の違いから、日本においてはガイドラインが存在する栄養摂取や離乳を、うまく進められないことに対して、困り感を抱いていることがわかる。また、衣服の身につけ方については、以下のような記述があった。

・　身支度の整え方、国の風習や習慣などの着方、肌着などの捉え方が違う点があり、かみ合わないこと。

こちらは、具体的に何があったのかまでは読み取れないが、先程の食事の面との共通点で言えば、日本の保育施設で一般的に行われている生活習慣の指導内容が、外国における文化や習慣と異なっていることで、日本で他の乳幼児にしているのと同じようには進められないことに対する困り感が存在していると言えよう。

a-２．　生活習慣にかんする意思疎通に困難を感じる場面（６件）

・　入園当初、言語が通じず簡単な単語（座る、トイレ、etc）をきき、そこからスタートをする。
・　排泄を伝える時。

こどもが欲求を伝えられないことや、大人がこどもの欲求を満たしていく意思を伝えられないことは、生理的欲求を満たしていくことが重要である乳幼児の生活において、障壁となる。また、愛着形成という点ではもちろん、生活習慣を身につけていくという意味においても、困難につながると考えられる。

・　「片付け」の日本語が理解できず、まだ遊びたくて泣いてしまう。
・　本児がその日に作った物と一緒に寝たいと保育士に話した。保育園の約束事では寝るところにはおもちゃを持っていってはいけないということがあり、日本語で丁寧に伝えたが、納得がいかない様子の本児に対して、英語の理解が深い職員が英語で話すとスムーズに理解し、１人で眠ることが出来た。

集団生活においては、必ず決まりごとがある。決まりごとは、自分だけでなく、みんなが気持ちよく過ごすという意義と共にこどもに理解されるようにしなければならないが、言葉でそれを伝えることが困難な場合、決まりごとの行使は、こどもにとって理不尽な体験になることが予測される。

意思の疎通が図れないことで、こどもの生理的欲求を満たせず、また集団生活の決まりごとの意味を伝えられず、生活習慣を身につける指導がうまく進められないという困り感が存在していると考えられる。

a-３．　生活におけるマナーが身につかないと感じる場面（５件）

・　手洗いの習慣、座って食事をする習慣がないため園でもできない。手洗いを嫌がる、食べ歩く、ご飯を壁につける等。
・　食事文化の違いから、昼食時に問題があっても（食べ方など）注意できず困る。
・　お皿をなめる、おはしを人に向ける。

いずれも、食事の際のマナーが身につかないことへの困り感として読み取れる。手洗いや危険な行為にかんしては、安全・衛生的な観点から指導することは可能かも知れないが、マナーについてはどうだろうか。日本の食事のマナーは、食事を共にする相手を不快にさせないことや、食べ物を

大切にするといったことを重視しており、一定の行儀作法が型として存在する。外国の食事のマナーが日本と異なる場合、外国ではそれが標準だとすると、無理に日本のマナーを押しつけることもできないという葛藤が生じる。困り感はこうしたことに由来するものもあると考えられる。

a-４．　宗教食対応の検討・提供の場面（３件）

・　宗教食の対応もきちんと伝えて理解してもらえる家族の方が少なく感じた。各国の風習に全て合わせる事はとても大変でした。

宗教上の理由で特定のものが食べられないといったことに対し、対応できる場合にはどのように対応するのか、できない場合はなぜできないのかを伝え、どうしていくかを相談していくためには、詳細な情報をやりとりする必要がある。その上宗教によって禁忌の対象が異なると、対応は煩雑になり、負担感につながっていることがわかる。

・　宗教上の理由から食べられないものが多く、食べさせることの出来ない理由がわからず本人が欲しがったとき。

こどもの視点からは、なぜみんなは食べているのに自分だけ食べられないのか、という疑問につながる。保育者自身が信仰を持っていなければ、その疑問に直接答えることは難しいことから、困り感につながると考えられる。

宗教食対応については、日本でも知られるようになってきてはいるが、実際の運用は、当事者である外国人乳幼児の保護者と話し合って進めていかなければならない。信仰を理解し、保育施設と保護者双方が納得のいく結論を出すことはもちろん、こどもの心情にも配慮することが必要になり、コミュニケーションがうまくいかないことや、信仰について説明できていないことで、保育者自身の困り感につながっていることがわかる。

以上、a.　生活習慣の違いを感じる場面について検討してきた。

各々の文化に基づく生活習慣の違いに対して、マナーの面では日本のやり方を押しつけることができないと感じる一方、栄養摂取や離乳といった、日本で標準化されたガイドラインが存在するような側面にかんしては、その通り進められないことに対して困り感を抱いていた。

また、言語による意思の疎通の困難が、保育の中での生活習慣の指導の困難や、宗教食対応のための話し合いをスムーズに進めることの困難につながっていることがわかった。

さらに、それが外国人乳幼児の理不尽な思いにつながってしまっていることに対して、保育者が心苦しさを感じていることがわかった。

b.　こどもに伝えることが難しいと感じる場面（24 件）

下位項目は、b-１.活動についての説明・指示をする場面、b-２.こどもに指示や注意を伝える場面、b-３.意思疎通を難しく感じる場面に分けた。それぞれ主な記述から読み取れることを以下に述べる。

b-１．　活動についての説明・指示をする場面（11 件）

- 遊びのルールを説明すると「うん」「はい」と返事はするが、実際に理解できていないことが多い。また、周囲の子ども達の動きを見て覚えることが多い。
- 一斉活動や自由あそびの中でこちらの働きかけに対して何の反応もない時に、理解されているのか、困っているのではないかと時間がかかる。シャイな子が多く、答えを伝えるためにこちらが働きかけるまで待っていることが多い。
- 「順番に」が伝わらず、やりたいと泣かれてしまい、理解させるまでに時間がかかったこと。

どれも、集団活動における遊びのルールをうまく伝えることができないということが主な困難として挙げられている。同時に、こどもが理解したか否か判断がつきにくいことから、こどもの内面を推測することの困難も含んでいると考えられる。また、一斉活動を行う際の指示については、以下のような困難が挙げられている。

- 日本語を全く話すことが出来ないので、一斉指示や、いけないことを注意しても通じなくて困っています。
- 制作（例：折り紙）をクラス全員で行なっている時に、工程を説明していても理解できず困っている表情を見せる。後に１対１で対応し作り方を話すと理解できるようになる。言葉の表現で理解できる時とできない事がある。

さらに、活動から次の活動への見通しを伝える際の困難としては、次のような記述がある。

- 片付けやトイレ、食事など、場面の切り替え時の指示が伝わりにくい。
- 活動の見通しがつかなかったり日本語で伝えることができないので、外へ遊びに行った時の約束、玩具の貸し借りではパニックになることが多く、大声で泣いてしまうことが多い。

b-１.全体としては、特に一斉活動の際のルールや段取りの説明、次の見通しを伝えられないことの困り感が目立つ。説明や指示が伝わらないことは、活動自体をスムーズに進めることにも影響し、活動を進める責任を負う立場としての困り感でもあるとも言えよう。一方、こども自身の活動内容や見通しが理解できないことによる不安も捉えられていることがわかる。

b-２．こどもに指示や注意を伝える場面（８件）

- 年齢にもよるが指示がうまく伝わらないことがある。周囲を真似して動こうとしているため、意図が伝わっているか不明。日本語が出てくることにより、言葉と道具や動作とむすびつけ理解してきているようだが、そこまでいくには年齢がある程度いかないと難しい。
- 保育者の声かけで反応はあるが理解しているのかわからない時がある。

保育者の指示が伝わらないことへの困り感、また、こどもが指示を理解しているのかわからない困り感も読み取れる。

- 危険性が伴う行動が見られる時など、注意をする場面での伝え方。
- 本児のやりたいことを止めたりしないといけない場合、‘なぜ’の部分が日本語では伝わらず、「止められた」「やりたいのになんで」という気持ちにさせてしまい、怒りの感情につながってしまう。

危険が伴う行動は、防がなければ怪我等につながるため、制止しなければならない。それ以外にも、保育者が見守りにつけない等の理由で、今はその活動をしないでほしいという状況もあり得る。まずそれをこどもにわかるように伝えることが難しいという困り感がある。そして注意をすることが、こども達にとって単に「怒られた」「妨げられた」という体験になってしまうことについても、困り感を感じていることが読み取れる。

これらのことからは、単にこどもに伝えたいことが伝わらないということだけでなく、それをこどもがどう受け止めているのかが不明である、または明らかにわかってもらえず、「妨げられた」という感情だけが残ってしまうという関係性の問題につながる困り感も経験されていることがわかる。

b-３．　意思疎通を難しく感じる場面（５件）

- 機嫌が悪く泣いている時、思いあたることを全て対応しても泣きやまず、本児も伝えられずにいた時。
- 日本語が通じない子は、意志の疎通が図れないため、こちら側からのしてほしいことが伝わらなかったり、子どもの思いを汲み取ったり、受け取めてあげることができない。

保育者の働きかけが届いていないことに加え、こどもからの発信を受け止められないことの両方の困難を同時に感じていることがわかる。

以上、b.　こどもに伝えることが難しいと感じる場面について検討してきた。

数としては、一斉活動の際のルールや段取りの説明、次の見通しを伝えられない困り感が多く、これは単にコミュニケーションの面だけでなく、活動を進める責任を負う立場としての保育者の困り感でもあると考えられる。

一方で、注意や指示をする場面では、こどもの内面を意識しながらも、それを把握することができないことや、意図しないことが伝わってしまうことも、困り感になっている場合があることがわかった。

c.　こども同士の関わり・トラブルの場面（16 件）

下位項目は、c-１.こども同士のコミュニケーションが困難な場面、c-２.こどもが危険な行動をする場面、c-３.トラブルの仲介をする場面に分けた。それぞれ主な記述から読み取れることを以下に述べる。

c-１．　こども同士のコミュニケーションが困難な場面（８件）

- 友達とのやりとりの中で、自分の気持ちを伝えたり、相手の話を理解したりするのが難しい場面は見られる。
- 集団生活の中で、お互いの思いを理解し合う事（１対１でじっくり関わればできることもある）

こども同士の間で、お互いの気持ちを理解し合うことの困難が読み取れる。自己主張や自己抑制、他者の心の理解等が発達途上であるこどもは、外国人に限らず援助を必要とすることがある。しかしここにあえて書いているということは、同じ言語で気持ちを伝え合うことの困難という意味が内包されていると考えられる。

・　複数の外国人児童がいると、その同じ国籍の友だち同士で遊んでしまい、日本語をなかなか覚えられなかったり、日本の友達関係が広がらなかったりする。

言語の障壁のない相手とグループになることで、友だちと遊ぶことはでき、園生活もある程度充実する。しかし、日本人のこどもや保育者と関わらないで済んでしまい、相互理解が進まないという問題は残り続ける。

こども同士のコミュニケーションの困難や、その状況が定着する傾向は、保育者から見ると、通常のこども同士の関わりに対する援助が、言語面の障壁故に成り立たなくなってしまう困り感や、こども同士の自然な交わりに、コミュニケーションの発達を期待することの難しさとして感じられているものと思われる。

c-２．こどもが危険な行動をする場面（４件）

・　困ることの例としては、言葉が通じないことでイライラして周りの子どもをたたくなど。 ・　友だちとのコミュニケーションの取り方がわからないためか、物を奪い逃げ回り、取り合いを楽しんでいるように見える。その後、トラブルに発展し、手を出して押したり、叩いてしまうことが多い。保育士と「いけない」ということを約束するがくり返してしまうのが現状である。 ・　室内を走り回る、一人で部屋から出る、高い棚に上って飛び降りるなどの危険と思われる行動も目立っていたが、英語やイラスト、ジェスチャーを用いて知らせると、少しずつ理解し、危険と思われる行動が減っている。

危険な行為の元になっているのが、言葉が通じないことによるストレスや、関わり方がわからないところにあると捉えられていることがわかる。また、危険な行為をやめるよう伝えることの困難が読み取れる。

以上のことから、こども同士で言葉が通じないことによりいわゆる「手が出てしまう」という状況につながることへの困り感、危険な行為に対する注意が伝わらない困り感が存在していることがわかる。しかし、こどもがわかるように工夫することで、伝わらないことの困り感は軽減されている。

c-３．　トラブルの仲介をする場面（４件）

・　子ども同士のトラブルで、保育者が仲介に入るが、ニュアンスが伝わらなかったり、説明しても伝わらないことがある。 ・　子ども同士のトラブルの際の仲介や相手の思いに気づいてもらえるような言葉かけの難しさ。またそのことがきちんと子に伝わっているのか否か認識しづらいこと。

トラブルの仲介も、こども同士の関わりに対する援助の１つである。保育者からすると、c-１.と同様、ニュアンスが伝わらないといった言語面での障壁があるために、相手の気持ちに気づくようにする等の通常の援助が成立しない、という困り感があると言えるだろう。また、b-１.と同じように、保育者の意図がこどもに伝わっているのか否か、こどもの内面を読み取りきれない困り感も存在していると考えられる。

c.　こども同士の関わり・トラブルの場面について検討してきた。

保育者の主な困り感の１つは、トラブルを含むこども同士の関わりや、関係性の発達を支える援助が、言語面での障壁があるために通常通り実践できないというところにあった。すなわち、相手の気持ちに気づくことができるように相手の言い分を聞くことや、「(仲間に）入れて」「ごめんね」等の言葉遣いを、関わりの技術という意味を持って伝えることの困難である。

もう１つは、言葉が通じないストレスや、関わり方がわからない状況等から、外国人乳幼児が危険な行為に及んでしまう、あるいは言葉の通じるこども同士の閉じた関係性だけになってしまうということがある。保育者がこうした際のこどもの思いや意図を言語化し、関係性を広げるために働きかけようにも、言語が通じないことには困難である。

d.　こどもの気持ちを理解しようとする場面（26 件）

下位項目は、d-１．　こどもの思いを理解してあげられていないと感じる場面、d-２．トラブル時の心情を受け止める場面に分けた。

d-１．　こどもの思いを理解してあげられていないと感じる場面（20 件）

- 子どもが言うこと、何気ない言葉がわかってあげられない時がある。
- 子どもが何かを訴えてきてくれても、言葉が通じず、受け止めてあげられないこともある（痛い、寂しいなど）
- 日本語でのコミュニケーションが取れるまでの１～２年間の関わりは全て。特に体調不良時、気持ちや気分の浮き沈みの時は、様子から判断するしかない場合。

こどもが言葉や行為等で気持ちを表現してくれているにもかかわらず、それがどのような気持ちなのかすら、理解できないという困難が表現されていることがわかる。

- 子どもの思いを正確に理解してあげることが難しい。保育士側の思いがどう伝わっているかが不明。
- 子どもが感じる本当の思いを理解したいが難しいところがある。

少なくとも嬉しいのだろう、悲しいのだろうといったこどもの感情が読み取れたとしても、共感的に理解していくためには、こどもがなぜそのような気持ちになったのか、背景や文脈を含めた深い理解が必要になる b-１.で取り上げた記述のように、わからなくても頷いてしまったり、何を考えているのか読み取れないこどもの姿に接していれば、「正確に理解」したい、「本当の思い」を知りたい、と思うのは当然のことであり、それができないことが困り感につながるのもまたしかりである。

- 一日の流れが身につくだけでなく、日本語がそもそも理解できていないので、全て泣いてアピールするだけでした。こちらも子どもの気持ちが理解できず、かわいそうな思いをさせてしまったな…と感じている。
- 子どもが保育士に母国語でたくさん話しかけてくるが何を言いたいか伝わらずわかってもらえないことに子どもが不安を感じているのではないか。

こちらが理解できない困り感だけでなく、これらの記述に強調されているように、理解できないことで、こどもを不安にさせているのではないかという思いを抱いていることがわかる。

これらのことから、保育者はこどもの表現からその気持ちを読み取れないことや、共感的理解に至る深い理解に至れないという困り感、そしてそのことがこどもを不安にさせているのではないかという思いを感じていることがわかる。

d-２．トラブル時の心情を受け止める場面（６件）

- ○○人（男児３歳）の子がいるが、日本語を話せるようになったが、トラブルがあると泣いて○○語を話している。意味が分からず理解してあげることができず心苦しい。
- トラブル、困ったことがあった時、端的な言葉で伝える姿が見られる。本児の中で伝えたいことはあっても、人に伝える文章、状況説明などは難しい様子があり、気持ちを汲み取れているか定かでない。気持ちを探りながら支援に努めている。

トラブルの場面は、特にこどもの心情が大きく揺れ動く場面である。保育者はその子なりの考え（言い分）や、思いをわかってあげられないことや、日本語の拙さから極端な表現になってしまうことを、読み取って受け止めたり、代弁することに困難を感じていることがわかる。そして d-１．同様、そのことに対して心苦しく感じていることがわかる。

d.　こどもの気持ちを理解しようとする場面について検討してきた。

保育者は、言葉やそれ以外の表現でこどもが発信してくれているにもかかわらず、こどもの気持ちや考えを理解してあげられないこと、こどもの気持ちに共感できるだけの深い理解ができていないことに対して困り感を抱いていた。そして特徴的なのは、自由記述の文面に、こどもの気持ちを理解してあげられないことを心苦しく感じていることが、他の項目よりも明確に書かれていたことである。

e.　その他の場面（13 件）

下位項目は、e-１.発達の遅れを疑う場面、e-２.家庭における言語使用方針と日本語習得について、e-３.定期通園していないことについて、e-４.親子の会話内容がわからない場面、に分けた。

e-１．　発達の遅れを疑う場面（５件）

- 日本語がうまく話せないため、その子が何を伝えたいのかどうしてほしいのかがわからずに困ってしまうことが多々ある。言葉もうまく話せないし、配慮が必要な子（療育を勧めた）なので、家庭に伝えてはいるが、家庭内ではあまり困っていないため、発達が遅いことをあまり気にしていない。
- ○○語の児童は、相手の日本語はだいぶ理解しているが、自分の思いを日本語で伝えることは難しいため、保育者が十分に児童の思いをくみ取ることができない。要配慮児童であるため、言葉の発達に遅れがある。今後の保育所での日本語理解を期待している。
- 言語面で他児と差がついているが、バイリンガルのためか、発達的な問題なのかわからず、援助が難しい。

単純に行動が他のこどもよりも遅いという記述もあったが、上から２つ目までの記述はそれにとどまらず、外国人乳幼児を療育が必要なこども、要配慮児童と明記している。しかし、内容を読むと、日本語による理解や表現の困難が主訴であるため、３つ目のバイリンガルのためか、発達的な問題なのかわらかないという記述と同じ状況であると考えられる。

しかし、上２つの記述は、それを発達の遅れとみなし、特に最初の記述はそれを家庭が認めないことに困っている。一方で３つ目の記述は、言語面の遅れの背景がわからないことに困っているという違いがある。

e-２．家庭における言語使用方針と日本語習得について（４件）

・　日本語で生活している児童は生活の中で片言を発しその意味も繰り返しの中で理解していくが、家庭内で外国語での会話が多い場合はなかなか日本語理解に追いつかない。ただし、生活時間が家庭よりも園の方が長い場合は日本語の理解も早くなる。３歳以上児になると日本語理解もできるようになるが集団の中で使われる細かいニュアンスや独特の言葉や言い回しの理解は難しい。加えて心身の発達や課題を把握することの難しさにつながる。

４件中３件が、家庭で母語を使用していることで、日本語の習得が遅れていることに対する困り感を訴えるものであった。この記述はその中でも最も詳しく書かれているものである。

e-３.定期通園していないことについて（３件）

・　母国へ長期間帰られることが多く、戻ってきてから慣れるのにまた時間がかかってしまう。

帰国は基本的に家庭の都合によるものであり、原則として、保育施設が意見を差し挟むものではない。しかし、発達という視点から考えると、こどもの生活の連続性は重要である。そのため、保育者にとってこうしたことも困り感となることは頷ける。

e-４.親子の会話内容がわからない場面（１件）

・　日中あまり話をしない子どもが、保護者が迎えに来たとたん〇〇語で話をしていると内容がわからず、親子の姿を眺めているだけになってしまう。

親子の間の会話内容がわからないという記述内容のため、他のカテゴリーには入らなかったが、親子の会話は、こどもの気持ちや考えが、間接的にわかる機会でもあるため、d.こどもの気持ちを理解しようとする場面に近い内容とも解釈できる。

e.　その他の場面について検討してきた。

それぞれ少数ずつであるが､数にかかわらず重要な内容を含んでいた｡発達の遅れを疑う記述や、家庭での言語使用と日本語習得についての記述は、バイリンガルのこどもの言語発達とその支援についての理解が十分でないことから生じているものと考えられる。

一方で、発達の遅れが疑われる場合に早期に療育につなぐことや、コミュニケーションがとれる

ようになってほしい、継続的に園に通ってほしいと願うこと自体は、日本の保育現場における考え方としては、決して不適切ではない。保育者は日本の保育の準拠枠に基づいて困り感を語っていると言える。

f.　困っていない（14 件）

下位項目は、f-１.日本語が話せるので困っていない、f-２.困っていない、f-３.言葉以外の方法で対応できるので困っていない、に分けた。

f-１.　日本語が話せるので困っていない（８件）

f-２.　困っていない（４件）

以下は、f-１.の記述からの抜粋である。

- 外国人児童とはいえ、父母共に日本語で会話。児童も日本語ができるので、通常の保育とかわりません。
- 無し。日本語がとても流ちょうなため、他の児童と変わりなく対応できるので、困る場面は今のところ特にありません。（入園時、日本語が少ししか話せなくても、１ヶ月たたず堪能になるので、子どもについては大丈夫です。）

項目名が表すとおり、f-２.の記述がすべて単純に「困っていない」という回答だったのに対し、f-１.は、８件の記述すべてに「日本語を話すことができるため」という内容が書かれていた。

f-３.　言葉以外の方法で対応できるので困っていない（２件）

- まずはスキンシップをとり、信頼関係を築いている。不安を取り除くことが難しいと考えるが、その後は特に困ることはない。
- 今まで困ったことはない。言葉は何とか雰囲気で伝わったり、なるべく思いを受けとめかかわっていた。

これらの記述からは、言葉での明確な気持ちや考えの理解を求めていないように読み取れる。入園初期や乳児期のこどもが対象であればそれでも困らないかも知れないが、幼児になると、より複雑になるこどもの要求や考えを理解することが求められるようになる。そう考えると、この記述はかなり限定された状況の中での困り感の（なさの）表現と言えよう。

f.　困っていない　について検討してきた。

ここでは、「困っていない」理由として、「日本語を話すことができるため」という記述が最も多かったことが、保育者の考えを表すものとして読み取れる。日本語を話すことができることが、「困っていない」理由になるということは、裏を返すと、「困っている」のは日本語を話すことできないから、ということになる。

本アンケート調査は、外国人乳幼児の保育について尋ねるものであるため、外国人であるが故の困り感という意味合いが始めから付与されてしまっていることは否めない。しかし、「通常の保育ができる」ということは、日本の保育の枠組みに外国人乳幼児が抵抗なく順応していることを意味しており、そこにはこどもや家庭の文化的ルーツや習慣、考え方との違いに基づく葛藤の影は読み取

れない。つまり、「困っていない」ということは、本当に問題がないのではなく、日本流に保育を行う上での障壁がないことを表していると考えられる。

また、これを助長しているのも、バイリンガルの言語発達についての理解が十分でないことであると考えられる。もし、知識が十分にあれば、こどもが日本語を話すことができたとしても、母語が十分に話せないことを「困ったこと」として捉えることが可能なのである。

ここまで、問 16－２　外国人乳幼児の保育において保育者が困る場面の例として挙げられた自由記述を分析してきた。

次に、アンケートの結果得られた「保育者の困り感」の特徴を整理し、保育現場に必要な支援について考察する。

②考察

a. アンケートに見られる「保育者の困り感」の特徴と、その背景にある規範の存在

外国人乳幼児の保育において保育者が困る場面として、多様な場面が挙げられていた。同じカテゴリーでも、詳細な場面の違いや表現の違い等から、より立体的にそのカテゴリーの困り感の内容に光を当てることができた。ここまでの分析から、保育者の困り感の特徴をまとめる。

ア．保育者としての役割を遂行することの困難

「生活習慣の違いを感じる場面」では、食文化や習慣の違いから、こどもが十分に食事をとることができないことや、生活習慣の意味等を言葉で伝えることができないために、生活習慣を身につけるための指導が困難であること等が挙げられていた【a-１.】【a-２.】。また、「こどもに伝えることが難しいと感じる場面」については、活動における説明や注意等を伝えることの困難が挙げられ、結果的にこどもは活動内容を理解できない、あるいはしたいことを妨げられると感じる経験をしていることが挙げられていた【b-１.】【b-２.】。「こども同士の関わり・トラブルの場面」では、トラブルを含むこども同士の関わりに対する援助が難しく、結果として日本人と外国人の乳幼児同士の意思疎通の困難、外国人乳幼児だけの狭い関係から広がらない、トラブルや危険な行為の背景にあるこどもの思いを言語化する困難といったことにつながっていた【c-１.】【c-３.】。「こどもの気持ちを理解しようとする場面」では、こどもが何らかの表現をしてくれていても、それを理解してあげられないこと、こどもの気持ちに共感するだけの深い理解に至っていないことが挙げられ、中には「心苦しいこと」と感情を含めて述べている記述もあった【d-１.】【d-２.】。

どの困り感も、言葉による意思の疎通の困難が関係している。しかしこれらの記述を分析して改めて確認できることは、これらは皆「保育者としての役割を遂行することの困難」でもあるということである。

保育所保育指針において、「養護」とは、こどもの生命の保持と情緒の安定を図るための援助であり、「教育」とは、こどもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助である。保育者は養護と教育の役割を果たさなければならないのである。これに先の困る場面を照らし合わ

せてみると、食事をとることは、生命の維持に欠かせないことであり、気持ちを理解してもらうことは、情緒の安定につながる。また、生活習慣を身につけることや、友だちとの関わりを学ぶこと、活動の意味を理解して味わうことは、こどもの健やかな成長を支え、豊かに活動を展開していくための発達援助に他ならないのである。

この役割が果たされないことは、保育者の仕事が滞ることだけを意味するのではない。保育者がその役割を果たせないことは、即、こどもの健康面や安心感の保障、そして発達の保障がなされないことにつながってしまう。こどもが精神的に安定した状態でないことや、活動に生き生きと参加できない状況に対して、保育者は自らの役割が果たせていないと感じると同時に、こどもに対する「心苦しさ」を感じるのだと考えられる。

イ.「保育者の困り感」の背景にある各種の規範

ア．で述べたような保育者の困り感には、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や、保育に関連する各種のガイドラインといった規範の存在が影響を与えていると考えられる。

平成 30 年に改訂（改定）された要領・指針には、幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿が盛り込まれる等、育てたいこどもの姿が具体的に示された一方で、解説においては、これらがあくまでも方向目標であることも強調された。つまり、皆が同じペースや筋道で育つこと、同じ姿に揃えることを目標としているわけではないということである。しかし一方で、実際の保育の場面では、育ってほしい姿に向けて援助することもかなわないという葛藤が生じていると考えられる。

また、本研究のアンケート調査では、生活習慣の中でも、栄養摂取や離乳といった側面にかんして、日本の保育施設で行っているとおりに進められないことに対する困り感が存在した【a-１.】。厚生労働省等（2005, 2019, 2016）からは、近年「食事バランスガイド」「授乳・離乳の支援ガイド」「第３次食育基本計画」等のガイドラインが出されており、どの時期にどの栄養素をどの程度摂る必要があるか、どのように離乳を進めるか等が明示されている。

さらに、保育現場での活動というレベルでも、特に一斉活動にかんしては、ルールや見通しが伝わらないことに対する困り感が存在した【b-１.】。一斉活動は、一定の規範が存在するゲームや制作、また朝の会等において、原則として「同じことを、同じルールに則ってする」ことを求める活動である。ルールの理解はそのために欠かせないものであるが、ルールを伝えること自体ができないことで、活動が進められなくなる場合がある。保育者の困り感は、単に言葉が通じない困り感にとどまらず、活動を規範の通りに進めることができない困り感であるとも言える。

このように様々なレベルにおける規範は、その存在自体によって保育者に特定の役割を求める。保育者はそれを受けてほとんどの場合無意識的に、役割を遂行しようとする。しかしこれらの規範は、異なる言語・文化的ルーツを持つ外国人乳幼児の体験内容や発達を具体的に考慮したものではない。

この、背景にある規範と、その規範に当てはまらない外国人乳幼児という存在の間で、誠実に保育を実践しようとすればするほど、保育者の困り感が生じると考えられるのである。

b. 支援の必要性

保育者が、背景にある規範と現実の間で役割を遂行できないことに困っているのだとすれば、支援としては何が考えられるだろうか。

ア．言語コミュニケーションに対する支援の必要性

「保育者の困り感」は、ほとんどの場合、言語によるコミュニケーションがうまくいかないことに端を発している。

こちらの伝えたいことをこどものわかる言葉に訳してもらうことができれば、活動の主旨や、なぜ皆と異なる食事であるのかということも、こどもがそれを受け入れるか否かは別として、伝えることができる。また、こどもの発している言葉の意味を訳してもらうことができれば、こどもの思いを理解した上での援助が可能になる。

特に、トラブルの場面等で、外国人乳幼児が言葉で表現できないために手を出してしまったときには、危険を回避するために、行動を止めることが最初に来る場合が多いと考えられる。そこでの気持ちが理解されないままであると、外国人乳幼児は思いを消化しきれない。一方、保育者や相手の乳幼児は、外国人乳幼児がなぜ手を出したのかわからないままで、「怒ると手が出るこども」と言う以上の理解が深まらない。

思いや考えを理解することは、多様なこどもの共存ということを考える際には欠かせないものである。そこに、言葉による理解は、やはり大きな役割を果たしており、言語コミュニケーションに対する支援は、保育の支援として必要不可欠なものであると言える。

イ．外国人乳幼児の母文化理解に対する支援の必要性

一方で、日本語が話せるので困っていないという記述も見られた【f-１.】。しかし、日本語の意味さえ理解できるようになれば、あるいは保育者が日本語で伝えていることを訳してこどもに理解させることができれば、自然にこどもも自分の思いを表現できるようになり、保育が滞りなく実践されるのだろうか。

異なる文化的背景を持ったこどもが、保育施設で行われる１つひとつの事柄の意味を理解し、参加するということは、簡単なことではない。その過程の中で、少なくとも当事者であるこどもの中には、様々な不安や疑問を含む葛藤が生じていると考えられる。「困っていない」という判断には、このこどもの葛藤は踏まえられていない。いわゆる言葉の理解というレベルでの意思の疎通が可能となったとしても、外国人乳幼児がなぜそのように考えるのか、言葉で表現されたことの意味や背景を含めて理解することが必要になるのである。

トラブルの際にも、単に攻撃性が強いという個人の特性なのか、そのこどもの母文化では、相手から何かされたら報復するのが当たり前という考え方なのか、といったことも、背景をまったく知らない状態では検討することもかなわない。

こうした点に対しては、外国人乳幼児の母文化における価値観や生活習慣について知る機会や、保育者が求めたときに必要に応じて情報が得られる仕組みが必要になると考えられる。

ウ．バイリンガル教育の基礎を理解するための支援の必要性

日本語での意思の疎通が難しいことを根拠に、外国人乳幼児の発達の遅れを疑ったり【e-１．】、家庭において母語を使用していることが日本語習得の遅れの原因と見なしている【e-２．】記述の背景には、バイリンガル教育の基礎を理解していないことがあると考えられる。

どんなにこどものためにという気持ちであっても、モノリンガルが前提の日本の保育の常識だけでは、良かれと思ってのこども理解や援助が裏目に出てしまう場合がある。

バイリンガル教育の基本的な知識は、これまでの保育者養成の中に必須項目として含まれていなかった。しかし、千葉市のどの区にも外国人乳幼児が存在している今、これを身につけることは既に保育を行う上での必要条件になっていると言えるだろう。

c. 量的調査との総合考察

量的調査の分析では、「保育者から見たこどもの困り感」も「保育者自身の困り感」も全体的に低かったが、問 16－２の自由記述に回答したのは、アンケートに回答した全施設の 66.7%に上った。困り感の値としては低くても、７割近い保育施設が、「保育者が困る場面」の存在を報告していることから、広く困り感は存在していることがわかった。

自由記述は、量的調査では捕捉しきれない回答者の意見を尋ねる意図もあり設定されていた。しかし、表３－２－８の a.～f. のカテゴリーや下位項目を、量的調査で困り感について聞いている問 15、問 16－１の項目と照らし合わせると、大きく逸脱するものはほとんどなかった。このことから自由記述は、量的調査で尋ねていることを、より具体的に説明したものと考えられる。

量的調査における困り感の値の中でも、コミュニケーションにかんする困り感が相対的に高かった。自由記述の質的分析においても、ほぼすべての場面において、言葉による意思の疎通の困難が関係していることがわかり、言語コミュニケーションに対する支援は必須であることが改めて確認できた。

最後に、両方の調査に共通していた困り感の低さについて考察する。

量的調査において困り感の低かった項目について、実際に困っていない可能性と、困り感が見えにくいために困り感として認知されていない可能性について考察した。自由記述の質的分析では、保育者が認識している範囲では、こどもの思いや考えを理解できないことに対する困り感と心苦しさが語られていた。一方で、「困っていない」という記述には、外国にルーツを持つこどもの葛藤が踏まえられていないことを指摘し、母文化の価値観等を踏まえた理解の必要性について述べた。

ここから言えることは２つある。１つは、保育者が外国人乳幼児の保育において抱くこどもの困り感や保育者としての困り感は、外国にルーツを持つということ、母文化が存在するということについての理解が不足した状態では限定的なものになる可能性があるということである。もう１つは、外国にルーツを持つことや、母文化の価値観を踏まえた保育を行うことで、困り感が減少する可能性である。

外国人乳幼児に対して、その言語・文化的背景を含めた理解がなされることで、外国人乳幼児の困り感を正しく認知し、また、それを踏まえた保育を行うことで、困り感を減らすことが可能になると考えられる。

２）問 17－２　外国人乳幼児の保護者と関わる中で、保育者が困る場面の例（入所・入園後の保護者とのやりとりだけでなく、入所・入園までの手続きにおける保護者とのやりとりを含む）の分析結果と考察

①分析結果

保育者が困る場面は、大きく分けて、【a. 入園説明・手続きの場面】【b. 日本の保育施設の仕組み・ルール・慣習を理解してもらう場面】【c. 文書により伝達する場面】【d. 口頭でのコミュニケーション場面】【e. 日本の生活習慣を理解してもらう場面】【f. 家庭の状況・文化・宗教を理解する場面】【g. 保育施設では対応しきれないことへの対応場面】【h. 困っていない】の８つのカテゴリーに分けられた。

この７カテゴリーを、内容を検討しやすいようにさらに下位項目に分けた。表３－２－９に分類の系統を示す。

表３－２－９.「問 17－２　外国人乳幼児の保護者と関わる中で、保育者が困る場面の例」の分類系統

カテゴリー		件数	下位項目		件数
a.	入園説明・手続きの場面	20	a-１.	入園説明の内容を理解してもらう場面	11
			a-２.	入園手続きへの対応場面	9
b.	日本の保育施設の仕組み・ルール・慣習を理解してもらう場面	13	b-１.	ルールや慣習を理解してもらう場面	8
			b-２.	保育施設の仕組みを理解してもらう場面	5
c.	文書により伝達する場面	38	c-１.	おたより等により伝達する場面	28
			c-２.	書類の記入・提出方法を伝達する場面	10
d.	口頭でのコミュニケーション場面	42	d-１.	日常のコミュニケーション場面	20
			d-２.	怪我やトラブルについて伝達する場面	13
			d-３.	こどもの様子を伝える場面	9
e.	日本の生活習慣を理解してもらう場面	16	e-１.	食事にかんする生活習慣を理解してもらう場面	11
			e-２.	その他生活習慣について理解してもらう場面	5
f.	家庭の状況・文化・宗教を理解する場面	21	f-１.	家庭や保護者の状況を理解する場面	9
			f-２.	宗教的な考え方を理解する場面	6
			f-３.	文化や考え方を理解する場面	6
g.	保育施設では対応しきれないことへの対応場面	8			8
h.	困っていない	32	h-１.	家族や知人が日本語を理解できる/話せるから困っていない	31
			h-２.	困っていない	1

a.　入園説明・手続きの場面（20 件）

下位項目は、a-１.入園説明の内容を理解してもらう場面、a-２.入園手続きへの対応場面に分けた。

a-１.　入園説明の内容を理解してもらう場面（11 件）

- 入園のしおりは日本語の物しか準備しておらず、多種多様な言語の物全てを準備できていないので１つ１つ説明する、理解してもらう事が難しく思う。
- 保護者の母国語で書かれた入園案内書が整備されていないため伝わっていないことが心配である。

入園案内の書類、入園のしおりが多言語対応ではないことから、説明の内容を理解してもらうことに困難を感じていることがわかる。

- 入園説明では、持ち物等伝わってないことがあった。日本独特の言い回し等、理解が難しいことも多い。
- 入園説明の際には、ボランティアの用意ができず言葉等が伝わらない事。
- 入所前説明会の際に、言葉が通じなく困った。通訳の人を通して後日説明した。

口頭での説明は、言葉でのコミュニケーションができないと難しい。しかし、タイムリーに通訳を依頼することが難しい状況で、困ったという記述が複数確認された。特に、日本独特の言い回しは、日本語が多少理解できる外国人にとっても理解するのが難しいと考えられる。

入園に際しては、利用のルール、保育内容、持ち物等、時間をかけて様々な説明が行われる。日本人の保護者でも、そのすべてを理解するのは簡単ことではない。理解するための資料として、案内やしおり等の書類があり、それを用いて口頭での説明が行われるが、その両方がわからない外国人乳幼児の保護者に内容を理解してもらうことは至難である。

a-２.　入園手続きへの対応場面（９件）

- 入園前の書類の記入方法や提出方法が伝わらず、完了するまでに数ヶ月を要する。
- 入園の書類の書き方がわからず、聞きながら書いてあげている。
- 児童票記入時に生じる難しい日本語（漢字）の中で説明のしにくいことを伝える時

入園手続きにおいて、保護者は様々な書類への記入を求められる。書類を読むこと自体が難しい保護者が記入方法を理解し、実際に記入するには、どうしても手厚いサポートが必要であることがわかる。一方、こうした状況に対する保育施設への公的支援の存在は読み取れなかった。

- 入所にあたっての約束事や書類作成において伝わりにくい。理解があいまいなことが多い。
- 入園前の面談で生活に必要な物をそろえてもらう事や書類（児童票等）の記入のし方を理解してもらう事に時間がかかった。

入園の前に約束事を理解することや持ち物をそろえる等の準備をすることについても、書類や口頭で理解してもらうことの困難が挙げられている。保育施設はこれらを伝えることにエネルギーを使い、理解があいまいな場合はさらに伝え直したり、伝え方を工夫するといったことが求められることがわかる。

a.　入園説明・手続きの場面について検討してきた。

便宜的に、主に書類や口頭で入園についての説明を受ける場面と、実際の入園手続きの場面に分類したが、これらは一連の流れの中にある。話し言葉にしろ、書き言葉にしろ、言葉による説明が理解できないことで、書類の作成に支援が必要になったり、入園の準備が滞ることがある。

保護者にとっては、聞いても良くわからないというストレスや不安につながる可能性があり、保育者にとっては、外国人乳幼児の保護者であるが故に必要な支援が追加される、という負担感を伴う経験につながる。入園説明は、保育施設と保護者との出会いの場でもあり、ここでの対応が、その後の信頼関係の構築の土台となることも確認しておきたい。

b.　日本の保育施設の仕組み・ルール・慣習を理解してもらう場面（13 件）

下位項目は、b-１.ルールや慣習を理解してもらう場面、b-２.保育施設の仕組みを理解してもらう場面に分けた。

b-１.　ルールや慣習を理解してもらう場面（８件）

- 時間にルーズだったり、発熱時お迎えを拒否したりすることがある。(38℃は発熱ではない)。お風呂に入ったから、水あそび（プール）はしないと言われる。
- 園のルールを守らないことがある。駐車禁止、登園時間。お願いすると逆に怒る。

８件中６件は、上記のように外国人乳幼児の保護者がルールを守らないことや、保育施設からのお願いを受け付けないことが困り感として挙げられていた。一方で、ルールの意味を伝えられていないことを、保育施設側が責任を果たせていない困り感として語る以下のような記述も見受けられた。

- 提出書類をスムーズに提出していただけなかったり、園まで来る約束がきちんと守っていただけなかったりした事で、十分にこちらのお願いや意味が伝わっていないのかと感じた事があった。
- 連絡事項や持ち物、提出物のしめ切り等が伝わらず、申し訳なく感じた。

入園してからの日々の保育の中でも、季節や行事に際して準備してもらうもの等、保護者に対しては度々お願いごとが発生するのが保育現場である。その都度内容が異なり、細かいニュアンスや意図が伝わらないと、保護者はいつも難しい要求をされていると感じる可能性がある。また、保育者は保護者に対していつもルールを守らないという認識が固定化してしまう恐れが生じる。

b-２.　保育施設の仕組みを理解してもらう場面（５件）

- 延長保育のシステムなど、説明が長い時は理解が気になります。
- 入所後、保育時間変更に関する書類の手続きについて、〇〇語文で知らせたり、日本語が通じる父親に口頭で説明したりしたが、意図した通りには理解してもらえず時間がかかってしまった。
- ３歳児以降の転園時の説明。

延長保育のシステム、保育時間の変更、乳児保育施設から３歳児以上の保育施設への転園等、どれも保育の契約にかかわる重要な説明について理解してもらうことが難しいという記述である。日々の持ち物やルールについては、具体物を示したり、繰り返し説明することも可能であるが、この種の説明は頻度が少なく、抽象的な仕組みの理解が難しいことがわかる。

b.　日本の保育施設の仕組み・ルール・慣習を理解してもらう場面について検討してきた。

b-１.b-２.共に、短期的な対応としては、通訳や多言語対応の支援が必要なのは言うまでもないが、単純にこれらのことを保護者の母語に訳して伝えても、課題が解決しない場合もあると考えられる。

日常の保育の中でのルールや慣習の意味や意図が正確に伝わるためには、日本のこども観や子育て観、保育施設の役割等を理解してもらう必要がある。同時に、保護者がそれを拒否する場合、どのような考えが背景にあるのかを、理解する必要がある。思想や信仰等にかかわる場合、無理に日本のルールを押しつけることができない場合もあるからである。相容れない場合ほど、それぞれの価値観を明確にして、互いの価値観を認め合うところまでたどり着く必要があり、そこではじめて相互理解と言えるであろう。

また、日本の保育施設は、種別の多さや役割の違い、利用の仕方のルール等、利用する側からすると、大変複雑な仕組みになっている。入園前には、保護者の希望と、各施設をコーディネートする入園相談が行われているが、契約にかかわるこうした仕組みについても、理解しやすいような支援が必要であることがわかる。

c.　文書により伝達する場面（38 件）

下位項目は、c-１.おたより等により伝達する場面、c-２.書類の記入・提出方法を伝達する場面に分類した。

c-１.　おたより等により伝達する場面（28 件）

この下位項目に属するすべての記述が「手紙や書類の内容を理解してもらえない」というものであった。そのまま書類を渡すだけでは難しいことから、以下のような工夫をしているという記述も複数あった。

- 手紙関係（字）が読んで理解は難しい方が多い。その為、何度も口頭で確認するか、説明している。それでも伝わったか、不安に思う。
- 毎月の園だよりなど、漢字交じりの手紙が読めずすべてひらがなに変換しお手紙を作成する等の作業が増えたことがある。
- おたより等による保護者への周知文については、日本語の為理解が難しいと感じている。大事なことは職員の片言の〇〇語やアイフォンの通訳機能を利用し伝えている。父親の知人の方（〇〇人）が日本語を話せるため、必要に応じて通訳をお願いしている。

しかし、それでも伝わらないという場合も複数見受けられた。また、特に伝わりにくいと思われることが、以下のような詳細な内容や説明の意図である。

- 連絡事項等、文面のみ配布の場合、こちらの意図と違った理解に至ることがまれだがある。複雑な内容の場合、説明を加えるようにしています。
- 行事等の参加に関して概要を説明する際に意図が伝わりにくい。
- 細かい持ち物の説明。何のためにそれを用意してもらいたいのかなどの説明。

その時々の連絡事項を効率よく保護者に伝えていくツールでもあるおたより等の文書が、外国人乳幼児の保護者にとっては障壁となり、そのことへの対応が保育施設の負担感につながっていることがわかる。

c-２．　書類の記入・提出方法を伝達する場面（10 件）

- 児童に関するこまかい書類の記入方法を伝えるのが困る。食事のアレルギーについて確認の仕方が難しい、食材の表現方法など。
- 日本語（漢字）が読めず、書類や手紙のやりとり。子どもの様子を伝える際の言葉の使い方、チョイス。持ち物、提出物等依頼したものが期日までに揃わず子どもに不利益が生じる。
- 書類などの書き方が困難な時があり、なかなか伝わらない。また、約束事（期日のある提出書類など）を何度も伝えるが、覚えていない。

a-２.「入園書類の書き方」と同様、各種書式の記入方法は伝えるのが難しく、アレルギー等の安全管理にかかわる書類も、具体的な表現を共有することが困難であることがわかる。また、書類提出には必ず期日があるが、それが守られないという記述も複数あった。覚えていないのか、期日の意味が伝わっていないのかはわからないが、こどもに不利益が生じることで、保護者と施設との信頼関係に影響する場合もあると思われる。

c.　文書により伝達する場面について検討してきた。

文書での伝達は外国人乳幼児の保護者にとって理解が難しく、保育施設は様々な工夫をしていること、それでも伝わっていないという経験があることがわかった。また、書類の記入・提出についても、伝えるためには書類を配布する以上の支援が必要であり、その支援の難しさもさることながら、支援を行ったにもかかわらず、届いていないという場合もあることがわかった。

また、書類の記入や提出は、日本人からすると単なる手続きであるが、「ここにはこれを書く」「何日までに提出」という伝達内容が伝わったとしても、なぜそれが必要なのかという意味が伝わらないことで、遂行できないという場合も考えられる。ここから、文書による伝達と同様、意図が伝わりにくいことがわかる。

d.　口頭でのコミュニケーション場面（42 件）

下位項目は、d-１. 日常のコミュニケーション場面、d-２. 怪我やトラブルについて伝達する場面、d-３. こどもの様子を伝える場面に分類した。

d-１.　日常のコミュニケーション場面（20 件）

「コミュニケーションがとれない」「伝わらない」という記述が多くを占めているが、具体的に何が伝わらないのかについて言及しているものを以下に挙げる。

- 日本語をうまく話せない保護者に衣類の補充であったり、準備してもらいたいもの、トイレトレーニング等を伝える際にうまく伝わらない。
- 食事の摂取量を聞くと、大さじ１がおたま１杯と、文化の違いを感じた。日本語が話が出来ても、詳細を聞くと保育士が思っていることと違うことが分かることが多い。
- “皆で参加してほしい”“皆で揃えたい”などの場合に、“うちはいい”と断られることがある（“一緒に”の連帯意識が通用しない）

詳細な部分が伝わらないということだけでなく、３つ目の項目のように活動の意味が伝わらない、あるいは伝わったとしても受け入れられないと思われる部分もある。また、ツールを用いてコミュニケーションを試みた事例については、次のような記述があった。

- 伝達したい大切な内容が伝わらないことが良くあるので、個別にわかりやすく説明をしたり、手紙などで説明をしたりする。
- 日本語が全く通じない方とアプリを使ってやりとりしても、なかなかうまくは伝わらない。お互いの伝えたいことの理解がとても難しい。

c-１. と同様、口頭での説明に手紙を加え、両方を用いることでわかりやすさを保障しようとする試みのほか、翻訳アプリと思われるツールの使用も挙げられていた。しかし、それをもってしてもうまく伝わらない場合があることから、文脈を踏まえずに言葉を翻訳するだけのアプリの限界も伺われる。

また、伝えたいことが伝わらない一方で、意図と異なることが伝わってしまう以下のような事例もあった。

- 提出物や持ってきてほしいものを伝える時に〇〇語訳をするがうまく伝わらない時がある。保護者も本児の様子を保育者に伝えたいが、保育者が理解していない様子を感じ取られてしまっているところがあると思う。理解したいと思っているが難しい部分が多い。

対面でのコミュニケーションは、表情や話し方等の非言語的なコミュニケーションを含む。保育者が保護者の伝えたいことを理解したいと思っていても、理解できていないことが悟られてしまっていれば、保護者に安心してもらうことは難しい。

口頭でのコミュニケーションにおいても、特に言語で伝わりにくいのは、文書による伝達と同様、詳細な情報やその情報をどのような意図や前提で提供しているのかというメタ的な情報である。実際には様々な工夫がされているが、翻訳アプリ等のテクノロジーを用いても、それを補完すること

は難しく、逆に、言語以外のコミュニケーションによって意図せざることが伝わる場合もあることがわかった。これらのことは、保育施設でやりとりされる情報の意味を踏まえない支援では、保育の支援になり得ない可能性を示唆している。

d-２． 怪我やトラブルについて伝達する場面（13 件）

- 精神的なことや、友だち関係のトラブルが伝わりづらい。
- けがをした場合、相手にけがをさせた場合の説明。

怪我やトラブルの報告は、外国人乳幼児の保護者でなかったとしても、慎重に行われるものである。保護者との信頼関係が損なわれることのないよう、事実を正確に伝え、保育施設としての考えや対応方針をわかってもらう必要がある。言語的なコミュニケーションの困難から理解を得ることが難しいと、さらに、保育者と保護者、保護者同士、こども同士の信頼関係を築く上での困難を招くと考えられる。

- 自分で転倒して擦り傷を作っても、誰かに押されたのではないか、いじめられているのではないかと通訳を介して何度も聞かれたり、こちらがきちんと説明してもなかなか信用してもらえないことがあり大変だった。
- ご両親共に日本語が話せるため、そこまで不自由ではないが、お子さんのトラブルの件を伝えた所、「外国人だからいじめられる」とネットに書かれていたり、〇〇の友人も話していたと伝えてきた。先日お子さんの現状を見て頂くために、参観（個別）して頂いた。
- トラブルやケガの対応の際、細かい部分、ニュアンスが伝わらない。例えば本人がきっかけ、原因となるトラブルやケガでも、「やられた」ことのみになりがちである。
- 〇〇の方が多いが、ほとんどの方が顔の傷を気にし、小さな傷でも相手がいる場合はもめることが多い。間に入り、対応している。日本語があまり上手でない保護者は、言葉がきつく早口なため、気持ち以上に怒っていると誤解されることも多い。納得がいくまでの対応を心がけている。

これらの記述では、怪我やトラブルにおいて、保護者が被害意識を強く持っていることが強調されている。説明を尽くしても受け入れてもらうことが難しいことから、保育者にとって困り感となっていると考えられる。しかし、保護者の視点で考えてみると、我が子が怪我を負うことは親として見過ごせない出来事であり、冷静に理解するのが難しい状況になることはおかしなことではない。また、外国人であることやコミュニケーションが難しいことから、こどもがいじめの対象となるのではないかという不安は、普段は顕在化しなくても常にどこかに存在し、怪我やトラブルが起こったときに顕在化するのではないかと思われる。さらに、このような事態に対する受け止め方にも、文化的な特徴がある可能性がある。

保育者には、こうした外国人乳幼児の保護者の行動の背後にある不安や考えを理解した上での対応が求められる。

d-３．　こどもの様子を伝える場面（９件）

・　子どもの園での様子（泣いていたなど）を細かく伝えようとしても、微妙なニュアンスが伝わらない。
・　全く日本語が話せない保護者との関わり。外国語が全くわからない保育士。具体的に言えば、日々の子どもの様子を伝えきれなかったり、良い事も楽しく過ごせた事もちゃんと伝えきれないもどかしさや歯がゆさ…かな。
・　体調面など、日頃の細やかな内容を伝えることが難しい。

毎日の送迎時のコミュニケーションは、保護者と保育者が信頼関係を築いていく上で、大変重要なものである。特に、日々のこどもの様子を伝えることは、単なる報告以上の意味を持つ。保育者は、園生活でのこどもの姿を語る中で、その姿に見られる育ちを保護者と共有することで、保護者のこども理解を助け、こどもの成長を喜ぶ気持ちに共感する。保護者にとっては、保育者が自分のこどもの成長を理解し、共に喜んでくれていることを知る機会となり、保育者への信頼感を抱く場面ともなりうる。しかしそれがうまく伝わらないことで、こどもの良い面も、気にかけてほしい面も伝わらず、保護者にとっても何を伝えてくれているのかわからず不安が残る可能性がある。この状況で共にこどもを育てるパートナーとしての信頼関係を築くのは至難である。

また、最後の体調面についての記述も重要である。病院に行くほどではないが体温が高め、転んで外傷はないが自宅で様子を見てほしい、といった細やかな伝達は、一般的な保育施設としてはこどもの健康を守る上で必要なことであり、保護者にとっても安心できる要素となるが、言葉の微妙なニュアンスが伝わらないと、細やかさが曖昧さやわかりにくさになり、保育者の意図とは逆に保護者の不安を引き出してしまう可能性もある。

d.　口頭でのコミュニケーション場面について検討してきた。

普段の持ち物のお願い等は、詳細な内容やお願いの意図が言語では伝わりにくいこと、文脈を踏まえた理解が必要なことにかんしては、翻訳アプリもツールとして不十分であること、またコミュニケーションの非言語的な面から、意図しないことが伝わってしまう場合もあることがわかった。

怪我やトラブル等の重要な伝達は、詳細が伝わらないことで事実がわからないだけでなく、その後のこども、保護者、保育者の関係性に影響する可能性がある。また、うまく伝わらない中で示される外国人乳幼児の保護者の被害者意識が強調されていたが、保護者であれば当然抱く気持ちや、潜在的な不安等を理解していく必要があることがわかった。

そして日々のこどもの姿を伝えることの困難が、共にこどもを育てるという共通意識の醸成を難しくしてしまうこと、こどもの健康を守るための伝達がうまくいかないことが、保護者の不安につながる可能性もあることがわかった。

まとめると、口頭でのコミュニケーションが困難であることは、単に情報の伝達が滞ることにとどまらず、保育者、保護者双方の意図や考え方が伝わらない、あるいは曖昧に伝わったり、意図せざることが伝わるという事態を招く。そのことによって、保護者の不安を招いたり、誤解を受けるといったことが起こり、それが保育者、保護者、こどもの関係性に影響すると言える。

e.　日本の生活習慣を理解してもらう場面（16 件）

下位項目は、e-１.食事にかんする生活習慣を理解してもらう場面、e-２.その他生活習慣について理解してもらう場面に分類した。

e-１.　食事にかんする生活習慣を理解してもらう場面（11 件）

- 離乳食を少しずつ進めてもらいたいが思いが伝わらない。
- お弁当の習慣を伝えるのに苦労したことがある。

日本においてはスタンダードな離乳食の進め方やお弁当の習慣も、外国人にとっては馴染みがない場合がある。意味を含めて理解してもらわないことには、実践につながりにくいと考えられる。一方で、以下のような保護者の母文化における食習慣や栄養摂取の考え方の違いへの戸惑いも見られた。

- 文化の違いによる違いを説明すること等（以前に〇〇の方から自分のこどもだけ冷たいものを食べる習慣がないので、昼食のお弁当を必ず温めてほしいという要望があった）
- それぞれのお国柄の子育て方法（特に授乳など、〇〇の方等は５才頃まで飲ませる感覚がある為、食事（給食、おやつなど）の面で、相互理解をしていくには丁寧に時間をかけた対応が必要。）
- 粉ミルクを絶対の栄養価と思い、月齢が大きくなった子に対しても、長期間使用している。

これらの記述があるということは､回答者は保護者の考えを知る機会があったということである。すべての考えを受け入れることができるか否かは別として、まずはこのような母文化での習慣や考え方を理解することは重要なことである。しかし保育者にとっては、日本と異なる考え方を主張されることは、日本の食事にかんする生活習慣を理解してもらう障壁となることや、相互理解に時間がかかる要因になるという困り感につながっていることが読み取れる。

e-２.　その他生活習慣について理解してもらう場面（５件）

- 入浴習慣、食事の習慣（特に食べ物）が合わない（好き嫌いが激しい）
- 家でのねる時間が遅く、登園時間がバラバラなので園生活に合わせにくい事がある。

食事の他にも、入浴や睡眠等の生活習慣の違いがある場合に困り感が生じていることがわかる。集団生活においては、衛生面や生活時間等も、保育施設での活動の充実や仲間関係に影響することを理解してもらう必要があるが、家庭の事情に踏み込む難しさもあると考えられる。

e.　日本の生活習慣を理解してもらう場面について検討した。

生活習慣の中でも、特に食事についての記述が多く、外国の食習慣や栄養摂取の考え方が主張された場合、日本のそれを理解してもらうこと、あるいは相互理解をはかることの障壁と感じる場合があることがわかった。また、食事以外の生活習慣も、保育施設での生活の充実に関連していることを踏まえて理解してもらうことの困難が存在していることがわかった。

一方で、母文化における習慣や考え方、また家庭の事情は簡単に変えることができないものであるとわかっているからこそ、困り感になると考えることもできる。

f.　家庭の状況・文化・宗教を理解する場面（21 件）

下位項目は、f-１.家庭や保護者の状況を理解する場面、f-２.宗教的な考え方を理解する場面、f-３.文化や考え方を理解する場面に分類した。

f-１.　家庭や保護者の状況を理解する場面（９件）

- 父は日本語を読めるが、母は読み書きできないので、連絡帳の記入を父にしか頼めず、家での様子がわかりにくい。
- 過去にいた園児で無断欠席が多く、その場では了解しているようだが何を考えているのかわからなかった。保育料も未納となっている。子どもは日本語の理解ができていないために落ち着いていないのか他に要因があるのかわからなかった。

保育施設以外でのこどもの姿は、24 時間のこどもの生活を見通して保育を行う上で、重要な情報である。e-２.で取り上げたように、就寝時間の遅さ等の情報があればまだ、保育施設で十分な休息がとれるように配慮することができるかもしれない。しかし、そもそも家での生活の様子がわからないと、十分な理解をすることもできず、それに基づいて配慮することもできない。

また、１つ目の記述は、保育施設での姿と家庭での姿を共有し合うツールである連絡帳の役割や、その必要性等の周知が、困り感を左右する可能性を示唆している。つまり、b.で取り上げた保育施設のルールや慣習が理解されていないことで、さらに別の困り感が生じているということである。２つ目の記述も、保育料の納入というルールを逸脱したケースであるが、その背景にある家庭事情がわからないため、単に理解されていないのか、何か理由があるのかもわからない。しかし、こどもの様子と考え合わせると、場合によっては要支援家庭として関わるという判断になることもあり得るだろう。こうした見極めの難しさも、困り感に拍車をかけていると考えられる。

- 両親とも〇〇人で、お父様は日本語を話しますが、お母様がまったく日本語が無理で、父親としか話せない。お母様の気持ちがわからない。

これは後で述べるh.「困っていない」に分類された記述とも重なるが、どうしても日本語が話せる方の親が保育施設との窓口になることが多いという事実がある。それ自体は情報伝達ができるという良い面もあるが、もう一人の親も、こどもの親である。特にこの記述は、母親が日本語でコミュニケーションをとることができないため、母親の気持ちがわからないというものである。保護者支援という視点から考えると、親となり、こどもを育てる中で感じていることは、父親と母親で異なる可能性もあり、両方について知る必要があるが、それが十分にできないことが困り感として認識されていることがわかる。

家庭の状況や保護者の思いというのは、こども家庭を支援する上で重要な情報である。これらの情報が不確かなままであることで、保護者に適切な支援ができないだけでなく、そのしわ寄せがこどもの生活や情緒の安定にも影響すると考えられる。

f-２．　宗教的な考え方を理解する場面（６件）

- 宗教上の問題。集団生活の中で安全面を優先するが、ピアスが危険であったり、その方によっては必要以上の教育を求めてきたりすること。
- 過去に、〇〇のイスラム教の子がいた際、七夕で願い事を書く、肉類全般がNGなど対応に迷うことがあり、その都度前もって保護者に相談し対応していました。

宗教的な考えへの対応と言えば、宗教食のことが取り上げられることが多いが、実際には保育の安全面にかかわる装飾品のことや、活動内容そのものが宗教上の禁忌に触れる場合もあることがわかる。

宗教的な考えに関わる事柄は、大切に扱われなければならないが、安全性の担保や育ちの保障、場合によっては他の家庭に理解を求める必要等もあり、保育者にとっては葛藤を抱えることにもつながり、負担感として認識されやすいことがわかる。

f-３．　文化や考え方を理解する場面（６件）

６件中５件が、文化や考え方が異なること自体を困ることとして記述していた。

- 保育者全員が前向きな姿勢で保護者と会話できるわけではなかった。入園までの手続きも含め〇〇語圏以外の保護者は伝える事、疎通をとるのにとても気を配ることが多かった。
- 言葉の問題も困るが、考え方の違いが異なるときは、とても困る。自分中心の方に困る。以前の園に勤務していた際、お国柄の違いなのか、とても困った。
- ３年前の話で今は解決できているが、〇〇の男児が友達とうまく遊べずしばしばトラブルになることがあり、その父親が園に出てきてうちの子を差別していると一方的に担任にどなりちらしたことがあった。園としては差別どころか優遇していたくらいなのに。とにかく差別だ差別だと国同士の問題のような発想で全くこちらの説明を受け入れなかった。〇〇人では初めてのケースであったが、やんちゃ系の〇〇男子は６歳くらいになるとうまく生活できないので大変だ。その他の国の子どもは特に問題になることはなかったが、〇〇の場合はかなり気をつける必要がある。

２つ目の記述までを読むと、なぜ前向きな姿勢で外国人の保護者と会話することができないのか、考え方が異なると言うだけで困るのか、という疑問がわく。しかし３つ目の記述を読むと、具体的なエピソードが積み重なることで、外国人というカテゴリーに入る保護者や特定の国の保護者に対する固定的なイメージが作り上げられていったのではないかと推測される。こうしたことは、保育所保育指針第２章４に留意事項としてあげられている「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」からはかけ離れた考えであるように思われる。

保育者がこのような考えを持つ背景には、外国にルーツを持つ乳幼児や保護者の母文化や習慣、日本で生活する際に抱く葛藤等についての正しい理解がなされておらず、経験則による対応を積み重ねてきたということがあるのではないかと考えられる。保育施設から見て自己中心的になってしまうことも、被差別意識が強いことも、当事者である保護者にとっては合理的な理由がある場合もある。

保育施設が外国人や特定の国の人に対するイメージを固定化させることなく、フラットな視点で保護者と関わっていくためにも、外国にルーツを持つ人々の母文化や習慣等についての正しい知識を学ぶ必要があろう。

一方、以下のように、外国人への理解不足を危惧する記述も、一件だけだが確認できた。

・　行政の対応で保護者が困っている。特に○○人への理解不足、○○人への無理解、多様な○○の言語への無理解。

この記述からは、政治的な背景や同じ国籍でも多様な言語が存在するという、外国人の実情に即した理解がなされていないことで、保護者が困っていることが読み取れる。保育施設が保護者の困り感を代弁しようとしているケースである。

f.　家庭の状況・文化・宗教を理解する場面について検討した。

家庭でのこどもの様子や保護者の状況がわからないという困り感は、こどもの情報を共有する連絡帳等のツールの役割が理解されていないことから派生して生じていると考えられ、さらに、家庭の状況がわからないことから、支援のスタンスを決めるための見極めの困難につながると考えられた。また、日本語でのコミュニケーションが可能な保護者とばかり関わることで、日本語を話さないその配偶者の思いを知ることができないという困り感が存在した。このように家庭の状況や保護者の思いが把握できないことは、それ自体の困り感だけでなく、保護者支援や、こどもの保育が適切に遂行できないという困難につながっていると考えられる。

外国人乳幼児の保護者の宗教的な考えは、宗教食以外にも、保育上の安全確保や活動内容にかかわる事柄に及んでいた。信仰にかかわることであり、保育者にとっては保護者の意向と現実の間で葛藤を抱え、負担感につながる場合があると考えられる。

一方、保護者が保育施設と異なる考えを持つこと自体に対する明確な困り感を呈している記述も見受けられた。これらの記述に見られる特定の国の保護者に対する固定的なイメージは、過去の外国人乳幼児や保護者の言動の経験から作り上げられていったのではないかと推測された。そしてその背景には、外国にルーツを持つ乳幼児や保護者の母文化や習慣、日本で生活する際に抱く葛藤等についての正しい理解がなされていないことが影響しているのではないかと考察された。

f.の分類カテゴリーの記述は、異文化理解の最も難しい部分に踏み込む内容であり、また保育への影響も大きい内容であった。我々が多文化共生保育を真に実現しようとするならば、ここに挙げられている困難や葛藤に向き合わなければならない。そのためには、外国にルーツを持つ人々についての正しい理解をすることが必須である。負担感として体験されていた葛藤の体験も、正しい理解を経て、f-３.の最後に挙げた記述のように外国人乳幼児の保護者に寄り添うことを目的としていくことで、異文化理解のプロセスとして感じられるようになっていくと考えられる。

g.　保育施設では対応しきれないことへの対応場面（８件）

- 日本の保育園制度の理解がうすい。とりあえず預ければよいという考え。
- 予防接種がわからず、日本のどのワクチンにあたるのか把握ができない。
- 住民票がない、母子手帳がない（ワクチン接種記録不明）ため、銀行口座開設できず保育料引き落としの手続きできず困ったと保護者に言われる。
- 保護者の家庭状況、労働について、困っていることがある場合、どのように相談にのっていくのか。(例：ビザ、正規雇用、生活の保償等)

日本の保育制度についての説明は、保育施設というよりも、行政の窓口や、生活案内の段階でなされるものと考えられる。千葉市には、多言語対応の「生活ガイドブック」があり、保育所と幼稚園の目的や、該当するこどもの年齢が紹介されている。この記述からは、外国人乳幼児の保護者がこうした内容を理解しないまま入園することがあり、その場合の対応が保育現場に任されていることがわかる。これまでの対応が、保護者に保育制度を理解してもらうには不十分であったのだとすれば、必要に応じて保育施設が行政にフォローアップを依頼することができる仕組みや、最初の案内の段階での工夫が必要であると言えるだろう。

また、案内するだけでなく、こどもの予防接種の接種歴等を把握することも、重要かつ困難なことであることがわかる。これらにかんする情報は、保健所や保健福祉センターとの連携で把握できることが望ましい。

住民票の有無の確認や、保護者の労働にかんする相談等は、明らかに保育施設が対応する案件ではない。しかし、自分のこどもを共に育て、自分のことも支援してくれる保育施設に、保護者が何でも相談したい気持ちになるのは、もっともなことである。保護者が困り感を表明したときに、対応してくれる窓口に確実につなぐ仕組み作りは必須であり、それは保育施設、関係機関、行政の連携によってはじめて実現されるものである。

- 通称で申請書（入園の）を記入して審査が通るので本当の氏名が不明。

現在、外国人登録者が通称や日本名を使用することは、様々な場面で認められている。この記述にかんして、本当の氏名を明らかにしなければならない必要性は読み取れなかった。しかし、情報を得ることが必要な場合もあり得ると考えられる。例えば、現在千葉市では個人情報保護の観点から、入園の書類に国籍を記入する欄を設けていない。しかし、通訳支援を考えるのであれば、こどもや保護者の母語を把握する必要が生じる。差別につながることは慎重に避けつつ、目的を明らかにした上での情報取得が求められる。

g.　保育施設では対応しきれないことへの対応場面は、まさに保育施設における職務の範疇を超えた要望に、現場が応えていることを示している。関係機関との連携の必要性を示唆してくれる貴重な記述であった。

h.　困っていない（32 件）

下位項目は、h-１．家族や知人が日本語を理解できる／話せるから困ってない、h-２.困っていないに分類した。

h-１．　家族や知人が日本語を理解できる／話せるから困ってない（31 件）

h-２．　困っていない（１件）

h.は全 32 件の記述中１件を除いて、h-１.に分類している。分類は、困っていない根拠として「保護者等が日本語を話すことができる」という内容を書いているか否かで行った。h-２.は、単に「困っていない」という内容の記述であり、それ以外の h-１.はすべて「日本語を理解することができる／話すことができるから、困っていない」という主旨のことが述べられていた。以下に、h-１.の記述を挙げる。

- １歳児は父親が日本語が話せるので困ることはなかったが母親が〇〇語しか話せないために父親と一緒にお迎え等来てもらった。４歳児は母親が日本人であったので困らなかった。
- お母様が外国人の場合、入園時の説明会など、細かい内容が伝わりにくく、日本人のお父様にお話したりしています。
- 保護者の方（両親のどちらか）は日本語の通じる方、会話もできる方なので理解してもらいたいことは日本語の通じる方に話をしている。
- 父親は日本人、母親は〇〇人の保護者で母親が送迎の為、細かな連絡事項を日本語で伝えても伝わらないことがあったので、連絡がある場合は父親に直接電話で伝えることにしている。

h-１.では、国籍にかかわらず、両親や兄弟、あるいは知人等のうちいずれかが日本語を理解し、話すことができるため、困らないと書かれていた。

分類の結果やこれらの記述から見えてくるのは、保護者対応にまつわる保育者の困り感が、保護者等の日本語能力に左右されているということである。

口頭でも文書でも情報が伝わらない状況の中にあって、日本語のわかる家族の存在は貴重である。日本語でのコミュニケーションができることによって保護者やそのこどもが不利益を被ることを回避できるからである。持ち物や決まりごと等を理解しやすくなり、こどもの日々の姿を知って喜びを得ることも、トラブルの理由を知ることもできる。しかし、これらはあくまでも「一定程度」ということなのではないだろうか。

上に挙げた記述を見ると、保育者は日本語のわかる保護者や家族とコミュニケーションをとろうとしている。このことからは、日本語を理解したり、話すことができない保護者に直接何かを伝えたり、聞き取ろうと努力するよりも、言葉のわかる家族に伝えてもらうという考えが伺える。保育者が日本語のわかる保護者や家族に期待しているのは、日本語を話せない保護者とのコミュニケーションをその場で支援する通訳ではなく、日本語の伝達事項を外国語に翻訳して伝えてもらうことなのである。

そしてこの事実を、保護者支援の観点から考えたとき、f-１.「家庭や保護者の状況を理解する場面」に示したのと同様の課題が導き出される。

すなわち、日本語を話すことができない保護者の内面を理解することは困難であり、親となったことに伴う心情の変化や子育ての不安といったことに対する支援が、十分に行えていない可能性があるということである。f-１.ではそれでもこの事態を「困ったこと」として取り上げているため、本当は理解する必要があることが前提になっている。しかしこのカテゴリーの記述は、この事態を「困らない」こととして取り上げている。

保育現場におけるコミュニケーションの問題は、保育者がこのように感じているほど大きく、負担感につながっている可能性が高いと言えるのではないだろうか。

外国人乳幼児の保護者への支援を行うためには、保育者と保護者を直接つなぐ通訳支援が必要になる。保護者を支援することが保育施設の役割である以上、それは保護者の私的なネットワークだけに依存するものであってはならないと考えられる。

コミュニケーションがとれることで、保育者の保護者への関心は、より内面に向けられるのではないだろうか。

問 17－２　外国人乳幼児の保護者と関わる中で、保育者が困る場面の例として挙げられた自由記述を分析してきた。

ここから、アンケート調査の結果得られた「保育者の困る場面」の特徴を整理し、そこからどのような支援が保育現場に対して必要と考えられるかを考察する。

②考察

a.アンケートに見られる「保育者の困る場面」の特徴

ア.「困る場面」の範囲の広さ

「外国人乳幼児の保育において保育者が困る場面」以上に、「保護者との関わりにおいて困る場面」は幅広く存在した。保育施設における場面にとどまらず、入園前後の説明や手続き【a-１.】【a-２.】、また明らかに保育施設の守備範囲を超えた事柄にも対応を求められている事実【g.】が確認できた。

信頼関係があるからこそ、保護者はどのようなことでも保育施設に相談してくれているのだと考えられるが、ニーズが確実に支援につながる仕組みがなければ、保育現場の負担はその分だけ増加していくことになる。

イ．コミュニケーションの不全が、関係性の問題につながっている

【b.保育施設の仕組みやルール・慣習を理解してもらう場面】、【c.文書により伝達する場面】、【d.口頭でのコミュニケーション場面】において共通していたのは、その時保育施設が伝えたい事柄を伝えることだけでは不十分であるということである。情報を伝えるために文書に仮名をふる、何度も説明するといった労力を割いても、正確に伝わらないという記述が存在した【b-１.】【c-１.】【d-１.】。どの場合も、なぜそのようなルールがあるのかといった、情報を伝える意図や意味、必要性が外国人乳幼児の保護者に理解されないと、場合によっては保育施設から理不尽なことを求められていると感じさせてしまう可能性もある。しかし一方で、意図や意味は伝わりにくいものであるこ

とも、記述から伺うことができた【b-１.】【c-１.】【d-１.】。

口頭でのコミュニケーションがうまくとれないことは、外国人乳幼児の保護者にとって曖昧でわかりにくい情報として伝わったり、非言語的な要素から意図しない情報が伝わってしまう可能性にもつながっていた。また、保育施設の対応の意図が誤解されている事実もあった【d-２】。こうしたことが保護者の不安や不満につながるとしたら、保護者との間で子育てのパートナーシップを築く障壁にもなり得る。

こうしたコミュニケーションの不全は、単なる情報伝達の不全にとどまらず、保育施設と保護者が信頼関係を築くことの障壁となると考えられる。保育施設が保護者との間に信頼関係を築くことは、その役割を果たす上で必要なことである。こどもは、自分の保護者と保育者の関係性を感じ取り、良好な両者の関係の中で、自分の成長が喜ばれていることを感じて育つ。いわゆる人的環境の中でも、こどもの安心感や存在感を支えるキーパーソン同士の関係性は、非常に重要なものであることを、今一度確認したい。

ウ．外国人乳幼児の保護者に対する理解不足が、保育や保護者支援の困難につながっている

【f.家庭の状況・文化・宗教を理解する場面】のカテゴリーにおいては、こどもの家庭での様子や保護者の状況がわからないという困り感、日本語を理解したり話すことができない保護者とコミュニケーションがとれないことで、その思いを知ることができないという困り感が存在した。

そして、【h.困っていない】のカテゴリーからは、コミュニケーションがとれない保護者がいたとしても、誰かしら家族や身近な人に日本語のわかる人がいれば、ひとまず「困らない」という判断になっている場合が多くあることがわかった。

この事実は、外国人乳幼児の保護者の対応に関して、コミュニケーションがとれないという問題がそれだけ大きいことを示しているが、一方で、保護者の内面や状況がわからないままの状態を助長してしまう可能性もあると考えられる。すなわち、伝えたいことは家族が伝えてくれるから十分ということになると、日本語を話すことができない保護者が子育てで悩んでいても、保育者がそれを汲み取ることが困難になるということである。

家庭の状況や保護者の思いが把握できないことは、それ自体も困ることではあるが、保護者の気持ちを踏まえた支援や、こどもの家庭での生活を踏まえた保育を適切に遂行できないという困難につながっていると考えられる。

エ．派生する困り感

保護者との関わりにおける困り感を、その発生の仕方という視点で捉えると、上記ア．イ．がそうであったように、困った事態が新たな困り感を生み出している、という特徴が見受けられる。

例えば、保育施設におけるこども同士のトラブルへの対応方針や連絡帳の役割が理解されないことで、トラブルが起こった際に保護者の強い被害意識につながる事態【d-２.】や、連絡帳は存在するのに役割を果たさず、家庭の状況が把握できないという事態【f-１.】が生じている。

こうした困った事態はそれだけにとどまらず、特定の国の保護者に対して保育者が「被害意識が

強い」等のイメージを固定化させてしまうことや、こどもの家庭での様子や子育てをする保護者の思いを理解できない状況につながり、どちらの場合も、偏りのない認識で保育や保護者支援をすることが難しくなっていくと考えられる。さらに、そのことが、保護者との信頼関係にも影響すると考えられる。

困った事態がさらなる困り感を生み出すという連鎖の元を辿っていくと、日本における保育制度や保育施設の役割、日本におけるこども観、子育て観等の理解がされていないというところに行き着く。こども観や子育て観はそれぞれの文化によって異なるものであり、軋轢や葛藤を経ながら相互理解していくものでもあるため、保育施設がそのことを踏まえて保育を行う必要がある。一方、保育制度や保育施設の役割については、保育施設への入園以前の段階から外国人乳幼児の保護者が理解できるよう図っていくものである。生活案内だけで理解を確かなものにするのは難しいかも知れないが、その後の保育現場にしわ寄せが来ることを想定して、入園前後を含め、一貫して取り組む仕組みが必要である。

b. 支援の必要性

外国人乳幼児の保護者と関わる際の困り感には、その範囲の広さと、困り感が派生していくという特徴があった。この実態を元にすると、支援は困り感の連鎖に対して働きかけるものになる。そこで、まず必要となる支援について、時系列で考察し、その後中長期的な視点で考察していく。

ア．入園以前の案内

日本の保育制度の仕組みや保育施設の目的・役割等については、現在も案内されていないわけではない。しかし、実際に理解せずに利用している保護者がいるとすれば、より確実に理解してもらえるようにする必要がある。

支援としては、多言語対応の資料を用意することや、通訳を配置するといったことが考えられる。また、仮に案内を受けても十分に理解できていないことが入園後にわかった場合にも、保育施設が行政の支援を要請できるシステムがあることで、保育者自身は保護者との信頼関係を築くことに集中することが可能になると考えらえる。

イ．入園説明・手続き

入園説明は、保育施設と保護者が最初に本格的に出会う機会である。ここで保護者が保育施設の保育内容や園生活の決まりごと等を理解すると共に、自分のこどもを任せることができるような安心感や信頼感を抱いてもらえることが、その後の園生活にとって大事になる。しかし自由記述を見る限りほとんど支援はなく、入園についての説明が理解されず、書類の記入も保育施設が支援をしている状況であった。

ここで考えられる支援としてはまず、申請書類や入園案内、児童票自体を多言語対応にすることである。これにより、行政や保育施設の説明は外国人乳幼児の保護者に届きやすくなると共に、こどもや家庭についての必要な情報を、より詳細に得ることが可能になる。

もう１つは、通訳支援である。説明は通常書面だけで行われるものではなく、対面でお互いの表情を見ながら行われるものである。案内等に書かれていることの詳しい説明や具体例等について、その場で説明されることによって理解が深まるものである。また、保護者からの質問等もありうる。こうした「コミュニケーション」への支援が行われることで、保育施設は保護者にわかってもらうための努力をすることができ、また保護者も、保育施設が自分に対応してくれているという感覚を持つことができる。

書類の多言語対応と通訳支援、この２つが車の両輪として働くことではじめて、入園前後の時期の保育施設への負担を軽減し、保護者に安心してこどもを預ける準備をしてもらうことが可能になると考えられる。

ウ．入園後

入園後は毎日のように、保育施設と保護者との間でこどもの生活についての情報交換をしたり、時にはこどものトラブルの報告を保護者にするといった場面も出てくる。保護者から家でのこどもの様子を聞く中で、保護者自身の思いを知ることになる場合もある。そしてトラブルの報告をするためには、当事者であるこども達それぞれの思いを理解することが必要になる。

また、季節や行事ごとに様々なお願いごとが発生することはもちろん、日本の文化や習慣と結びついたそれらの趣旨の説明も必要になる。離乳食やトイレトレーニングの考え方、就学に向けての取り組み等、保育施設としての考え方も保護者会等で折に触れて伝えられる。

ここでもやはり、伝えたい内容にかんしてはできるだけ多言語対応の案内を用意することが、コミュニケーションの助けになると考えられる。そしてもう一方で、コミュニケーションを直接支援する通訳の役割も大切になるだろう。

通訳が上記の役割を果たすとしたら、保育者と外国人乳幼児の保護者との間でのコミュニケーションを助けるだけでなく、普段からこどもたちともコミュニケーションをとり、保育者と共にこども達の状況を把握していることが望ましいと考えられる。

エ．関係機関との連携の仕組み作り

ウ．までは、現状から短期的に考えらえる支援について考えてきた。しかし、保育者たちが保育現場では対応しきれないことまで求められていたことを考えると、中・長期的視点で関係機関との連携の仕組み作りをすることで、保育施設における保護者支援の取り組みを、底上げできると考えられる。

例えば、現在のところ千葉市国際交流協会は、幼保運営課の要請に応じて、通訳派遣や書類の翻訳、研修等を行っている。しかし、その都度の対応ではなく、定期的に研修会や相談会、保育施設単位での要請に応じた巡回等を行うといった仕組みがあることで、保育者自身が対応できることが増えていくことにつながると考えられる。

また、ア．で述べたように、保育施設の目的等、根本的な説明は行政がバックアップをすることで、保育者の保護者との信頼関係構築を支援することになる。

オ．多文化理解に向けた取り組み

保育者が外国人乳幼児の保育や保護者支援に困り感を持つ背景には、コミュニケーションの問題だけでなく、多文化理解の問題があると考えられる。保護者のルーツである母文化や習慣、日本でこどもを育てる上での苦労や葛藤等についての理解がなされず、保育施設で起こる出来事だけを経験則としていくことによって、特定の国の人に特定のイメージを固定化させてしまうことがあるとしたら、保育者自身がより公正な目で理解するための人権教育も必要になる。

こうした取り組みは、現在保育現場で働く保育者に向けた研修をすることにとどまらず、養成課程から管理職まで、様々なレベルで外国人乳幼児と保護者の存在を前提とした保育が求められていること、それを支える多文化理解や外国人の人権理解の必要性等を、時間をかけて浸透させていくことになると思われる。

c. 量的調査との総合考察

量的調査の分析では、「保育者自身の困り感」は全体的に低かった。しかし、問 17－２の自由記述に回答したのは、アンケートに回答した全施設の 89.8%に上った。問 16－２と同様、困り感の値としては低くても、９割近い保育施設からの報告があり、困り感は広く存在していることがわかった。

自由記述から得られた表３－２－９の a.～h. のカテゴリーや下位項目の内容を、量的調査の問 17－１の項目と照らし合わせると、その違いに気づくことができる。まず、自由記述には、量的調査にはない、入園前後や、保育施設では対応できないことへの対応場面が含まれていたことが挙げられる。入園前後については、問 17－２の設問に、「(入所・入園後の保護者とのやりとりだけでなく、入所・入園までの手続きにおける保護者とのやりとりを含む)」と記載していたことから、それに応じたものと理解することができる。それに対して、保育施設では対応しきれないことについては、量的調査では把握できない内容であった。

次に、量的調査では問 17－１「１．保護者と信頼関係を築くこと」「２．保護者と共通の意識を持ってこどもを支援すること」といった項目があったが、自由記述の内容は、コミュニケーションの困難や文化・習慣の違いについての戸惑いが多く挙げられており、これは、信頼関係やこどもに対する意識の共有というところに至る以前の困り感であると考えられる。つまり、問 17－１で測定された困り感は、自由記述の内容を考え合わせると、そのような困り感を抱く以前の段階であるため、低い値になったと考えられる。

自由記述の内容は、問 17－１における上記以外の設問の内容とは一致していた。そのため、量的調査で尋ねているこれらの設問への、より具体的な回答として読むことができる。

量的調査の分析において特徴的だったことの１つは、対こどもよりも、対保護者の困り感をより強く感じているということだった。コミュニケーションの壁は保護者との関わりにおいてより大きいことが影響していると考察した。自由記述の質的分析からも、保護者とコミュニケーションをとれるか否かが、保育者の困り感を大きく左右していることがわかった【a.】【c.】【d.】【e.】【h.】。

一方で、量的調査では、保護者のルーツや文化、内面の理解にかんする困り感は相対的に低かっ

た。これについては、一見見えにくい内面的な部分に関心が向けられていない可能性について言及した。自由記述では、生活習慣や宗教的・文化的な考えを理解することの困難が見受けられた【e.】【f.】。しかし、その困り感の中心にあるのは、保護者のルーツを理解する困難というよりも、日本のやり方をわかってもらうことや、保育を円滑に行うことができない困難であると考えらえる。例えば、生活習慣や宗教的な考え方が日本のそれと異なることで、日本の習慣を理解してもらうことが困難になり、保育の安全性の確保や活動の在り方について保育者が葛藤するといった例が挙げられる。さらに、外国人乳幼児の保護者がその考えを強く押し出した経験が重なった結果、その国の保護者に対して固定的なイメージを抱いたと考えられる記述も存在した。

しかし、外国人乳幼児が在籍する園では、在籍しない園よりも、アンケートの問 12.「保育参加や懇談会等で、保護者が外国籍のこどもや障害児等、多様なこどもの保育について理解を深める機会がある」の値は高く、日本人の保護者に対して、外国人乳幼児やその保護者への理解を促す取り組みが行われていることがわかった。自由記述では、トラブル等についての説明が難しいこと、誤解が生まれる場合もあることが読み取れた【d-２.】。普段からの相互理解の取り組みは、こうした困り感を低減させることにもつながる、保育施設の自助努力であると考えられる。

量的・質的分析を総合して言えることは、まず、外国人乳幼児の保護者との関わりにおける保育者の困り感には、コミュニケーションの困難が大きく影響していること、次に、保育者は保護者の文化的ルーツについて、それをわかることができない困り感よりも、それによって日本の文化・習慣の理解や、保育の円滑な運用ができない困り感を感じていることである。そしてこれは保護者との信頼関係を築くことや、共通の意識を持ってこどもを支援するに至る以前の段階での困り感であると考えられる。

しかしこの事実は、保育者が保護者に対する理解や支援を怠っていることを示すものではない。コミュニケーションが取れない中で、まずは外国人乳幼児とその保護者が日本の保育施設に適応できることを優先しているが故であると考えられる。量的調査においても、保育施設が地方自治体に求める支援で多かったものは、入園前・後の必要な情報を外国語で記載した案内と、通訳支援であった。即効性のある支援を望んでいることは、まずは一刻も早く適応してほしいという姿勢の表れではないかと考えられる。

また、関係機関との連携で最も多かった地方自治体（主に区役所）には、書類の翻訳や通訳、家庭状況等の情報共有等がその都度必要に応じて行われていることがわかった。その中には、令和２年度からの通訳支援のことを書いていると思われる記述もあり、連携内容として、「外国人児童・保護者対応職員を市として雇用したことにより、何かあったときに相談できる体制が出来た」という内容が確認された。保育現場がその都度連携先を探すのではなく、外国人乳幼児や保護者対応ならばここに相談できる、という立場を設けたことの意義は大きいことがわかった。

保育現場においてコミュニケーションの支援が行われることで、保育者と保護者、互いの考えが一方的なものではなくなり、相互理解に向けて歩みだすことができる。また、これまで養成課程になかった外国にルーツを持つこどもと保護者について、保育者が理解を深めることで、文化を相対的に捉える視点を育むことができ、そのことによって、支援の対象である保護者として向き合うことができるようになると考えられる。

３．保護者アンケートの結果と考察

（１）統計の分析結果と考察

１）分析結果

①協力者の概要

回答を得た 77 人の概要を表３－３－1 に示す。母親からの回答が 71.4%と多かった。

表３－３－１．　協力者の概要

項目	回答	人数	(%)
１．アンケート回答者	母親	55 人	(71.4%)
	父親	13 人	(16.9%)
	両親	2 人	(2.6%)
	無回答	7 人	(9.1%)
２．在住区	美浜区	60 人	(77.9%)
	花見川区	8 人	(10.4%)
	稲毛区	5 人	(6.5%)
	中央区	1 人	(1.3%)
	若葉区	1 人	(1.3%)
	無回答	2 人	(2.6%)
３．アンケートの言語	中国語	68 人	(88.3%)
	スペイン語	9 人	(11.7%)

a. 家族構成

祖父母同居家族が８家族（10.4%）、核家族が 69 家族（89.6%）であった。

b. 父親

父親の平均年齢は 38.61 歳（*R*=22-65 歳、*SD*=6.59）、来日年数は平均 11.39 年（*R*=2-50、*SD*=7.71）で、日本生まれは１人（1.3%）であった。父親の国籍と母語を表３－３－２に示す。

表３－３－２．父親の国籍と母語

	国籍			母語		
中国語（N=68）	中国	54	(79.4%)	中国語	56	(82.4%)
	日本	6	(8.8%)	日本語	1	(1.5%)
	フランス	1	(1.5%)	フランス語	1	(1.5%)
	無回答	7	(10.3%)	無回答	10	(14.7%)
スペイン語（N=9）	ブラジル	3	(33.3%)	スペイン語	5	(55.6%)
	ボリビア	3	(33.3%)	ポルトガル語	3	(33.3%)
	ペルー	2	(22.2%)	無回答	1	(11.1%)
	コロンビア	1	(11.1%)			

c. 母親

母親の平均年齢は 36.03 歳（*R*=26－46 歳、*SD*=4.51）、来日年数は平均 10.16 年（*R*=1-22、*SD*=5.61）で、日本生まれは１人もいなかった。母親の国籍と母語を表３―３－３に示す。

表３－３－３．母親の国籍と母語

	国籍			母語		
中国語（N=68）	中国	59	(86.8%)	中国語	59	(86.8%)
	日本	4	(5.9%)	無回答	9	(13.2%)
	無回答	5	(7.4%)			
スペイン語（N=9）	ボリビア	3	(33.3%)	スペイン語	6	(66.7%)
	ブラジル	2	(22.2%)	ポルトガル語	2	(22.2%)
	ペルー	2	(22.2%)	無回答	1	(11.1%)
	コロンビア	1	(11.1%)			
	アルゼンチン	1	(11.1%)			

d. 祖父

祖父母同居８家族のうち、祖父がいるのは６家族であった。祖父の平均年齢は 61.33 歳（*R*=54-72、*SD*=6.41）、来日年数は平均 17.6 年（*R*=5-28、*SD*=9.71）で、日本生まれは１人もいなかった。祖父の国籍と母語を表３－３－４に示す。

表３－３－４．祖父の国籍と母語

	国籍			母語		
中国語（N=5）	中国	5	(100.0%)	中国語	5	(100.0%)
スペイン語（N=1）	ブラジル	1	(100.0%)	ポルトガル語	1	(100.0%)

e. 祖母

祖父母同居８家族のうち、祖母がいるのは８家族であった。祖母の平均年齢は、58.75 歳（*R*=53-63、*SD*=3.88）、来日年数は平均 16.29 年（*R*=2-35、*SD*=12.32）で、日本生まれは１人もいなかった。祖母の国籍と母語は表３－３－５に示す。

表３－３－５．祖母の国籍と母語

	国籍			母語		
中国語（N=7）	中国	6	(85.7%)	中国語	7	(100.0%)
	日本	1	(14.3%)			
スペイン語（N=1）	ブラジル	1	(100.0%)	ポルトガル語	1	(100.0%)

f. こども

こどもの人数は、全部で 131 人であった。こどもが「１人」いる家族は 28 家族（36.4%）、「２人」いる家族は 30 家族（39.0%）、「３人」いる家族は 10 家族（13.0%）、「５人」いる家族は１家族（1.3%）、無回答が８家族（10.4%）であった。１家族あたりのこどもの人数の平均は 1.78 人±0.80 であった。131 人のこどもの平均年齢は、6.13 歳（*R*=0-23、*SD*=4.26）、日本生まれのこどもは 131 人のうち 82 人（62.6%）で、来日年数は平均 5.36 年（*R*=0-19、*SD*=3.77）であった（日本生まれも含む）。

こどもの国籍と母語を出生順別に表３－３－６に示す。無回答が３～４割と多かったが、第２子、第３子と日本の滞在期間が長くなるにつれて、国籍を「日本」、母語を「日本語」と回答する割合が増えていた。

表３－３－６．こどもの国籍と母語

		国籍			母語		
第１子	中国語	中国	37	(54.4%)	中国語	29	(42.6%)
	(N=68)	日本	5	(7.4%)	日本語	7	(10.3%)
		フランス	1	(1.5%)	無回答	32	(47.1%)
		無回答	25	(36.8%)			
	スペイン語	ブラジル	2	(22.2%)	スペイン語	4	(44.4%)
	(N=9)	ペルー	2	(22.2%)	ポルトガル語	2	(22.2%)
		コロンビア	1	(11.1%)	日本語	1	(11.1%)
		アルゼンチン	1	(11.1%)	無回答	2	(22.2%)
		無回答	3	(33.3%)			
第２子	中国語	中国	23	(67.6%)	中国語	16	(47.1%)
	(N=34)	日本	3	(8.8%)	日本語	7	(20.6%)
		フランス	1	(2.9%)	無回答	11	(32.4%)
		無回答	7	(20.6%)			
	スペイン語	ブラジル	2	(28.6%)	スペイン語	4	(57.1%)
	(N=7)	ペルー	2	(28.6%)	ポルトガル語	1	(14.3%)
		コロンビア	1	(14.3%)	日本語	1	(14.3%)
		無回答	2	(28.6%)	無回答	1	(14.3%)
第３子	中国語	中国	2	(28.6%)	日本語	5	(71.4%)
	(N=7)	日本	2	(28.6%)	無回答	2	(28.6%)
		フランス	1	(14.3%)			
		無回答	2	(28.6%)			
	スペイン語	ブラジル	1	(25.0%)	スペイン語	2	(50.0%)
	(N=4)	ペルー	1	(25.0%)	日本語	1	(25.0%)
		コロンビア	1	(25.0%)	無回答	1	(25.0%)
		無回答	1	(25.0%)			
第４子	スペイン語	ブラジル	1	(100.0%)	スペイン語	1	(100.0%)
	(N=1)						
第５子	スペイン語	ブラジル	1	(100.0%)	スペイン語	1	(100.0%)
	(N=1)						

②日本語の習得状況と家庭での言語環境

a. 日本語の習得状況

ア．日本語の読み・書き

父親、母親の日本語の「読み」、「書き」の習得状況を図３－３－１・３－３－２に示す。６～８割の保護者は、日本語の読み書きに困り感を感じていた。

日本語の読み・書きの習得状況に父親と母親で偏りがあるのかを調べるためにχ^2検定を行ったところ、「読み」の習得状況では父親と母親の回答に偏りが見られなかったが、「書き」の習得状況では父親と母親の回答に有意な偏りが見られ（χ^2 (2) =8.087, $p<.05$)、相対的に父親では「全く困らない」が多く、「少し困る」が少なく、母親では「少し困る」が多く、「全く困らない」が少なかった。このことから、「読み」の習得状況は父母で差がないが、「書き」の習得状況は母親よりも父親の方が高いことがわかった。

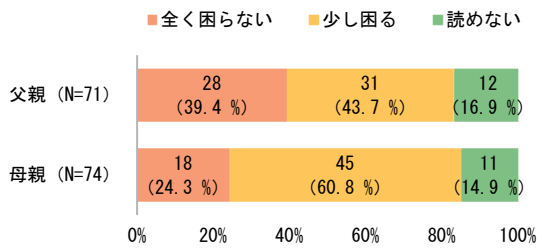

図３－３－１．日本語の「読み」の状況

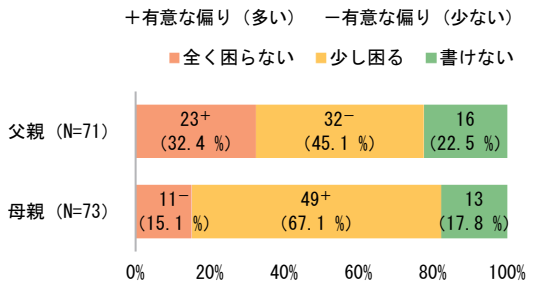

図３－３－２．日本語の「書き」の状況

イ．日本語の聞く・話す

父親、母親、祖父母、こどもの日本語の「聞く」、「話す」の習得状況を図３－３－３・図３－３－４に示す。６～８割の保護者は日本語の聞く・話すにも困り感を感じていた。

日本語の聞く・話すの習得状況に父親・母親・祖父母・こどもで偏りがあるのかを調べるために *Fisher* の正確確率検定を行ったところ、「聞く」、「話す」共に回答の偏りが有意であった。残差分析の結果、「聞く」、「話す」共に共通の偏りが見られ、母親では「全く困らない」が少なく、「少し困る」が多く、祖父母では「全く困らない」が少なく、「聞き取れない（話せない）」が多く、こどもでは「全く困らない」が多く、「少し困る」が少なかった（聞く、話す共に $p<.001$）。このことから、日本語を聞いたり、話したりすることにおいて、相対的に習得状況が最も低いのは祖父母で、次いで母親であり、こどもの習得状況は相対的に高いことがわかった。

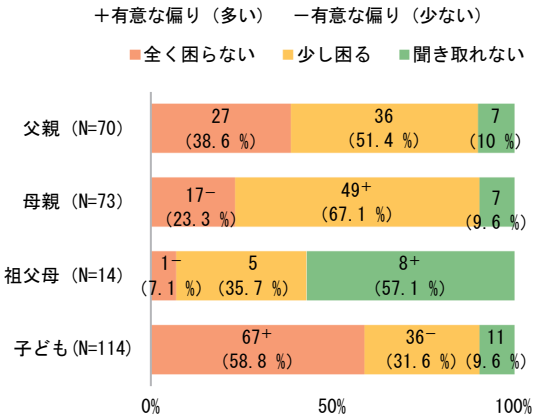

図３－３－３．日本語の「聞く」の状況

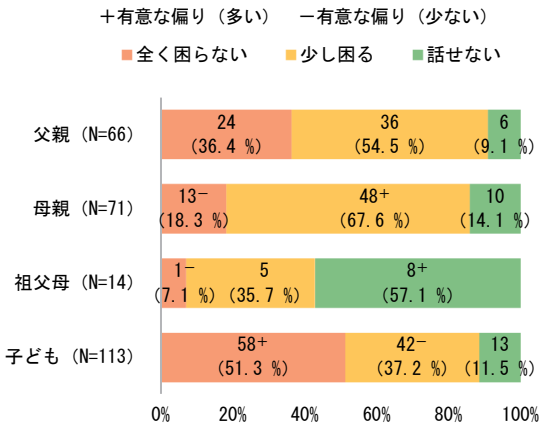

図３－３－４．日本語の「話す」の状況

以上の結果から、日本語の習得状況は、相対的にはこどもが最も高く、次いで父親、母親で、最も低いのは祖父母であることがわかった。

b. 保護者から見たこどもの日本語・母語の習得状況

保護者からみたこどもの日本語の習得状況（図３－３－５）と母語の習得状況（図３－３－６）を示す。日本語が十分な習得状況であるこどもは 45.5%、母語が十分な習得状況であるこどもは 57.1%であった。

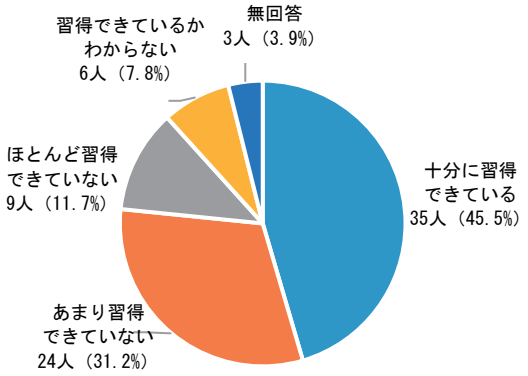

図３－３－５．日本語の習得状況
（N=77）

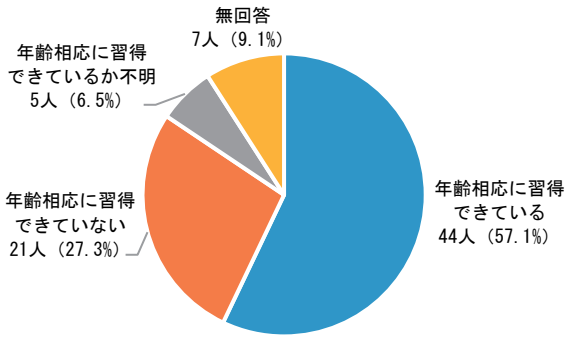

図３－３－６．母語の習得状況
（N=77）

c. 家庭での言語環境

こどもとの会話と大人同士の会話で使用している言語を図３－３－７に示す。使用している言語に偏りがあるのかを調べるために、*Fisher* の正確確率検定を行ったところ偏りが有意であり、残差分析の結果、こどもとの会話では「母語と日本語両方」が多く、「母語のみ」が少なく、大人同士の会話では「母語のみ」が多く、「母語と日本語両方」が少なかった（$p<.001$）。

このことから、保護者は外国人乳幼児と会話をするときは、大人同士で会話をする時よりも相対的に日本語を多く使用することがわかった。

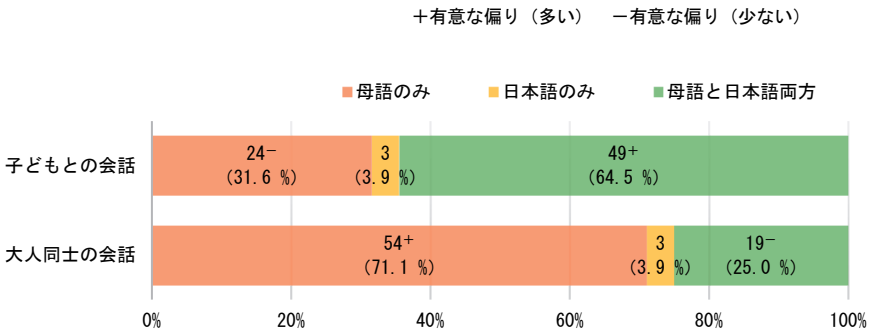

図３－３－７．　家庭での使用言語（N=76）

d. 日本語・母語習得に対する意識

ア．生活

「日本で生活するために習得が必要である」の平均得点を日本語・母語それぞれ示す（図３－３

－８）。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ有意であり（$t(69)=7.199$, $p<.001$）、日本語の得点が有意に高かった。

イ．学習

「学校で学習するために習得が必要である」の平均得点を日本語・母語それぞれ示す（図３－３－９）。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ有意であり（$t(68)=8.010$, $p<.001$）、日本語の得点が有意に高かった。

ウ．アイデンティティ

「アイデンティティを形成するために習得が必要である」の平均得点を日本語・母語それぞれ示す（図３－３－10）。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ、有意な差は見られなかった。

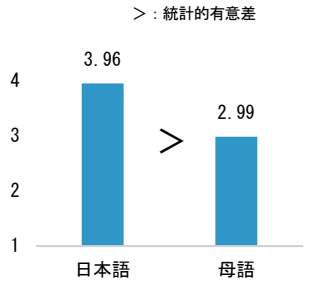

図３－３－８．
生活（N=70）

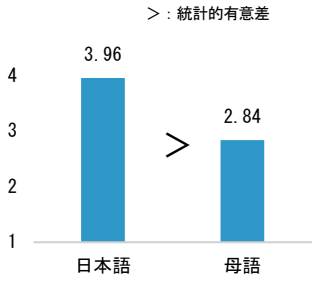

図３－３－９．
学習（N=69）

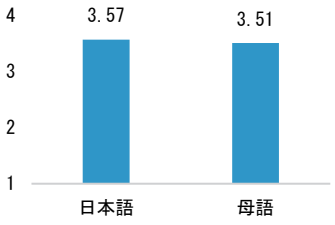

図３－３－10.
アイデンティティ（N=68）

以上の結果から、外国人乳幼児の保護者は、生活面や学習面では母語よりも日本語の習得を重視していたが、アイデンティティ形成の面では日本語と母語を同程度重視していた。

③公的サポート・私的サポートの利用状況

a. 千葉市の公的育児サポート

千葉市の公的サポートとして 14 項目を取り上げ、それらの利用状況の平均得点を図３－３－11に示す。その結果、こども対象の「健康・医療」制度（健診、予防接種等）はよく利用されていた。次いで、保護者対象の「健康・医療」制度（健診、健康相談、訪問指導等）や延長保育も比較的利用されていた。しかし、その他のサポートはほとんど利用されていなかった。

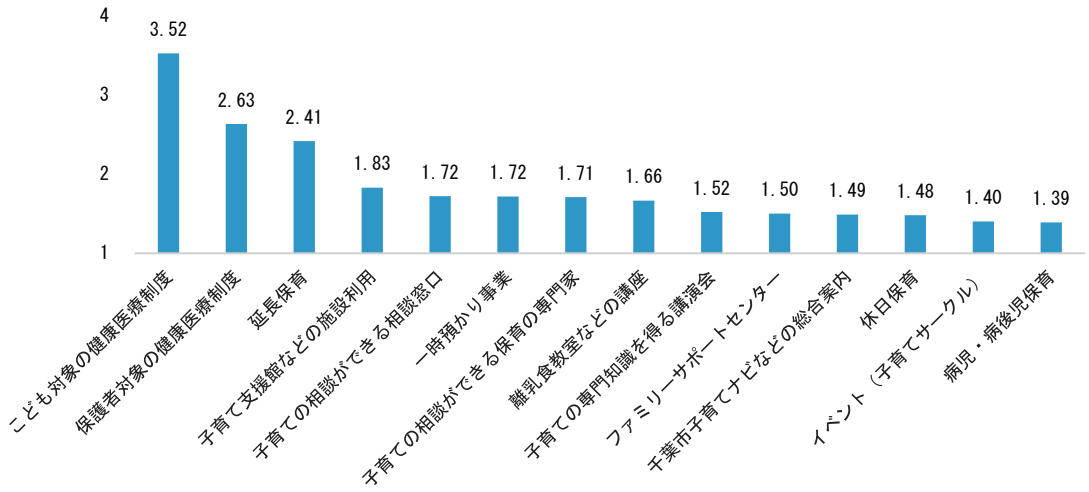

図３－３－11. 千葉市の公的育児サポートの利用状況（1：利用したことがない～4：よく利用している）

次に、「サポートを利用したことがない」を選択した場合には、その理由を尋ねた。その結果を、こども・保護者対象の健診等の「健康医療」、延長保育・一時預かり事業・休日保育・病児・病後児保育等の「保育」、離乳食教室や子育てサークル等の「講座・イベント」、子育て支援館等の「施設」、子育ての相談ができる保育の専門家・窓口等の「子育てにかんする相談」、千葉市子育てナビ等の「総合案内」別に図３－３－12 に示す。その結果、全体的に制度や案内そのものの存在を知らなかったり、日本語がわからなかったりするために利用できていないことがわかった。

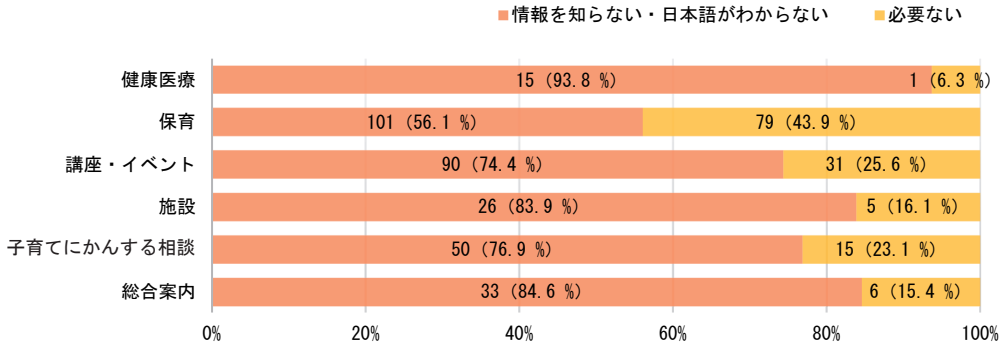

図３－３－12. サポートを利用したことがない理由

b. 身近な人からの私的サポート

身近な人からの私的サポートとして６項目を取り上げ、それらの利用状況の平均得点を図３－３－13 に示す。その結果、いずれも１～２点台であることから、それほどサポートを得ている感覚は高くなかった。その中でも同じ保育施設に通っているかどうかにかかわらず、同国出身の保護者からサポートを得ることが多いことがわかった。

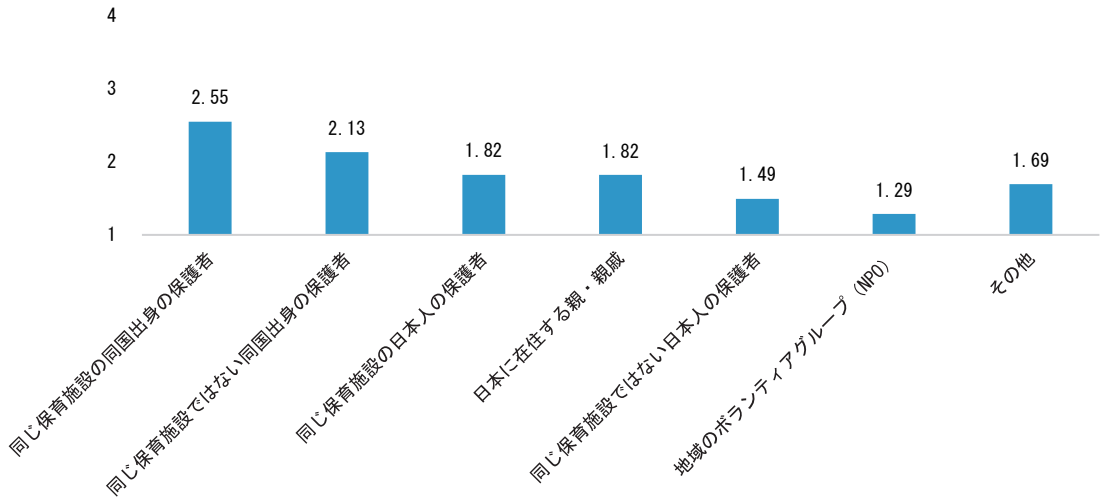

図３―３－13. 身近な人からの私的サポートの利用状況（1：サポートを得たことがない～4：よくサポートを得ている）

④保育施設に入る前・後で保護者が困り感を感じる場面・事柄

a. 保育施設に入る前

保育施設選びや入園手続きにかんする相談、また入園手続きの実行にかんする８つの場面・事柄を取り上げ、それらにおける困り感の平均得点を図３－３－14 に示す。その結果、いずれも１点台であったことから、保育施設選びや入園手続きにかんする相談や入園手続きの実行において、保護者はそれ程困り感を感じていないことがわかった。

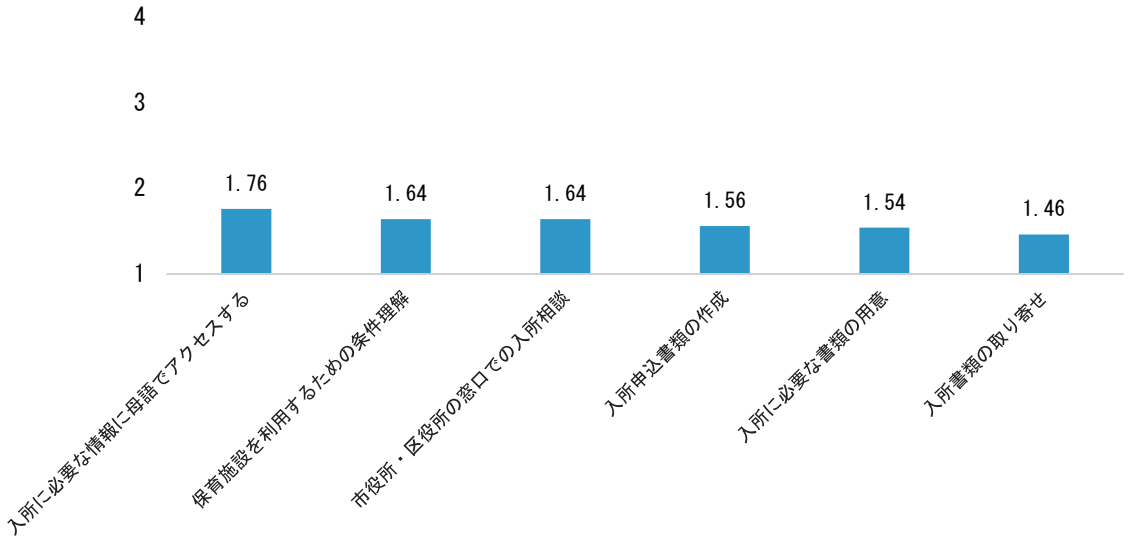

図３－３－14. 保育施設に入る前の困り感（1：全く困らなかった～4：とても困った）（N=71）

b. 保育施設に入った後

保育施設に入園した後の保育施設のルール理解や保育者との関係性にかんする９つの場面・事柄を取り上げ、それらにおける困り感の平均得点を図３－３－15 に示す。その結果、いずれも１点台であったことから、保育施設に入った後も、保護者はそれ程困り感を感じていないことがわかった。

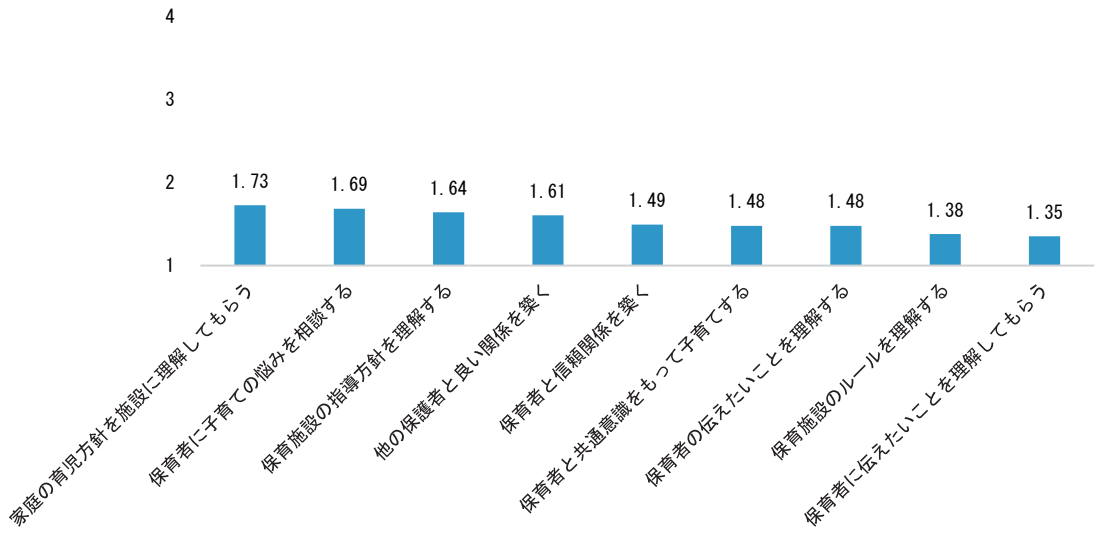

図３－３－15.　保育施設に入った後の困り感（1：全く困っていない～4：とても困っている）（N=71）

⑤保護者からみたこどもの困り感

外国人乳幼児が保育施設で困り感を感じているように見える場面として６つの場面・事柄を取り上げ、保護者からみたこどもの困り感の平均得点を図３－３－16 に示す。その結果、いずれも１点台であったことから、保護者からみてこどもはそれ程困っていないように見えることがわかった。その中でも得点が高かったのは“コミュニケーション場面”であった。

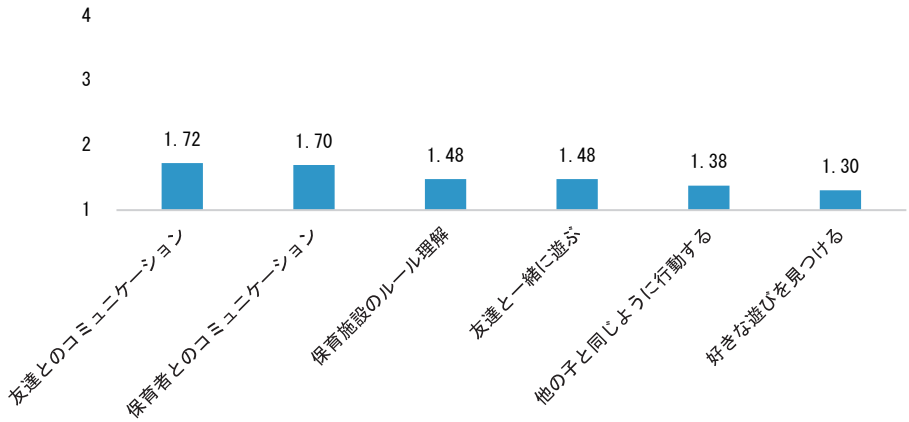

図３－３－16.　保護者からみたこどもの困り感（1：全く困っていない～4：とても困っている）（N=69）

⑥３つの困り感の関連性

保育施設に入る前の困り感（８場面の全体平均)、保育施設に入った後の困り感（９場面の全体平均)、(保護者から見た）外国人乳幼児の困り感（６場面の全体平均）の関連性を検討するために *Pearson* 相関係数を算出した結果、３つの得点の間には有意な正の相関が見られた(表３－３－７)。

このことから、困り感を感じている保護者は多方面で困り感を感じていることがわかった。

表３－３－７．　３つの困り感の相関係数（N=71）

	保育施設に入る前	保育施設に入った後	保護者からみたこどもの困り感
保育施設に入る前の困り感	1.00		
保育施設に入った後の困り感	.73***	1.00	
保護者からみたこどもの困り感	.50***	.43***	1.00

*** $p<.001$

⑦保育施設に求める支援や保育内容

a. 保育施設に求める支援ツールや支援内容

保育施設に今後求める支援ツールや支援内容として８項目を取り上げ、それらの平均得点を図３－３－17 に示す。保護者は翻訳アプリや通訳の配置等日々のコミュニケーションを円滑にする支援ツールよりも、日本の学校文化や多文化保育を理解する機会の保障を求めていることがわかった。

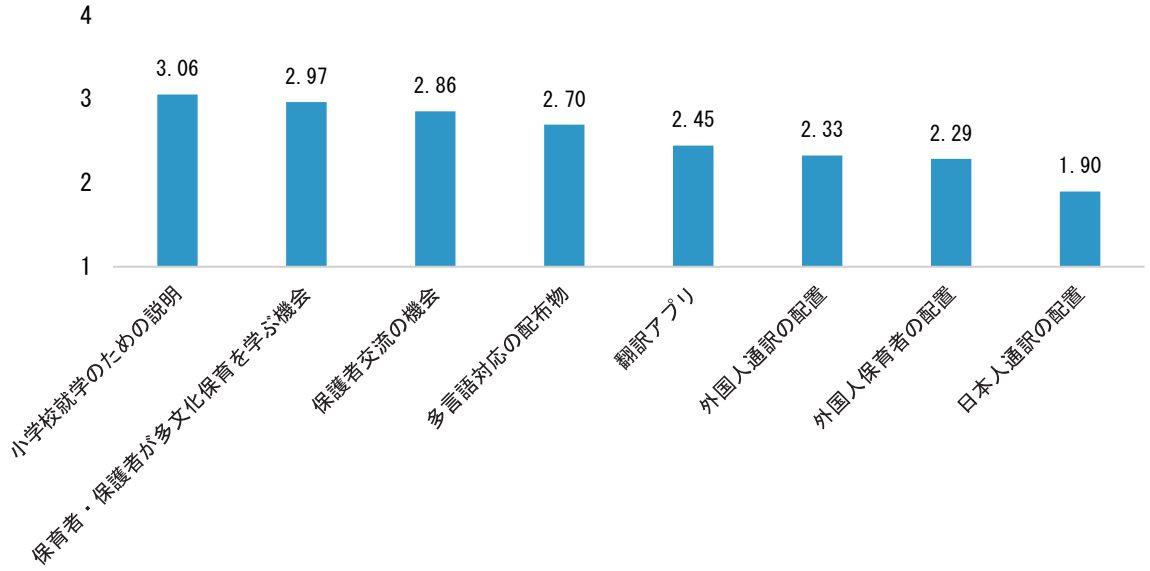

図３－３－17．保育施設に求める支援ツールや支援内容（1：全く必要としていない～4：必要としている）（N=69）

b. 保育施設に求める保育内容

ア．行事

「日本の文化に親しむ行事が必要である」と「日本以外の多様な文化に親しむ行事が必要である」の平均得点を図３－３－18 に示す。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ有意な差は見られなかった。

イ．遊び・活動

「普段の保育の中で、日本の文化に親しむ遊び・活動が必要である」と「普段の保育の中で、母文化に親しむ遊び・活動が必要である」の平均得点を図３－３－19 に示す。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ有意な差が見られ（$t(67)=3.059$, $p<.01$）、「日本の文化に親しむ遊び・活動」の得点が有意に高かった。

ウ．習慣・文化

「日本の生活習慣を身につけるための支援が必要である」と「母国の習慣や文化の尊重が必要である」の平均得点を図３－３－20 に示す。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ有意な差は見られなかった。

エ．保育施設で使用するコミュニケーション言語

「施設でのこどもとのコミュニケーションでは日本語の使用が必要である」と「施設でのこどもとのコミュニケーションでは母語の使用が必要である」の平均得点を図３－３－21 に示す。得点に差があるかを調べるために t 検定を行ったところ有意な差が見られ（$t(68)=9.685$, $p<.001$）、「日本語使用」の得点が有意に高かった。

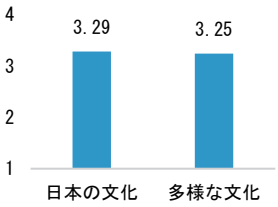

図３－３－18.
行事（N=69）

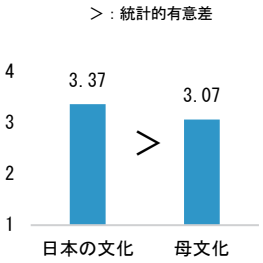

図３－３－19.
遊び・活動（N=68）

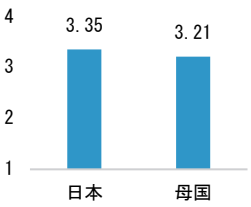

図３－３－20.
習慣・文化（N=68）

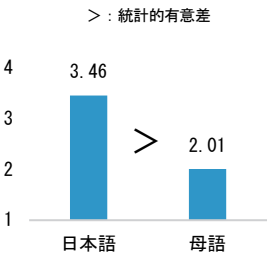

図３－３－21.
使用言語（N=69）

以上の結果から、外国人乳幼児の保護者は普段の保育場面では日本の文化に親しむ遊びや活動を望んでおり、保育者には日本語でコミュニケーションをとってほしいと考えていた。一方で、文化の観点では日本の文化の理解だけではなく、母国の習慣や文化を同じくらい尊重してほしいと考えており、多様な国の文化に触れられる行事の機会も重視していることがわかった。

２）考察

①家庭での言語環境と保護者の意識

回答が得られた 77 人の保護者のうち、日本語を読む・書く・話す・聞くことに「全く困っていない」と回答したのは父親で約３～４割、母親では約１～２割であり、６～８割の保護者は日本語の習得状況に少なからず困り感を抱えていた。こどもに関しては、保護者からみて日本語、母語が十分な習得状況であるこどもは約４～６割であった。家族全体で見ると、日本語の習得状況が相対的に最も高いのはこどもで、次いで父親、母親、最も低いのが祖父母であった。

しかし、日本語に困り感を感じながらも、65.3%の保護者が外国人乳幼児との会話で「母語と日本語の両方」を使用しており、大人同士で会話をする時よりも相対的に日本語を多く使用していた。その背景には、日本での生活面や学習面においては、こどもにとって母語よりも日本語の習得が重要であるという保護者の認識が影響していると考えられる。一方で、こどものアイデンティティ形成の面では、母語の習得も日本語と同程度重要であると考えていたため、母語と日本語の両方を使用しているのだろう。

結果より、外国人乳幼児の保護者はこどものためを思って、慣れない日本語でこどもとコミュニケーションをとろうと努力していることが伺える。しかし、乳幼児期には、保護者と質の高いコミュニケーションをたくさんとることが重要であり、そのためには保護者自身が自信を持って話せる母語を使用した方が良いだろう。また、保護者は学習面において、母語よりも日本語の習得を重視していたが、第２章１．で述べたように乳幼児期の母語の確実な習得がその後の知的発達において重要である。今後、保護者にはバイリンガルの言語発達について正しく認識してもらう必要があると考える。

②公的サポート・私的サポートの利用状況

結果より、健康医療制度や延長保育の利用は見られたが、それ以外の千葉市の公的サポートはほとんど利用されていなかった。サポートを利用したことがない理由の分析からは、必要性を感じていないためではなく、日本語がわからなかったり、情報の存在自体を知らなかったりするためであることがわかった。また、私的サポートとしては同国出身の保護者のサポート利用が相対的に高かった。

公的なサポート機関よりも、同じ価値観を共有している同国出身者の保護者からのサポートの方が外国人乳幼児を育てる保護者にとってはより身近でサポートを得やすいのかもしれない。行政としては、今後公的サポートを利用しやすくするためのわかりやすい情報発信を行っていくと共に、外国人乳幼児を育てる家庭を支えるコミュニティ自体を公的機関がどのように捉え、支援していくのかを考えていく必要がある。

③保育施設入園前・後の困り感を感じる場面・事柄

保育施設に入る前も後も一貫して保護者はそれほど困り感を感じていなかった。また、保護者からみて外国人乳幼児は保育施設でそれほど困っているようには見えていなかった。この結果から、

行政や保育施設側が保護者やこどもに対して適切な支援を行うことができている可能性が示唆された。しかし、困り感が低い保護者がいる一方で、多方面で困り感を感じている保護者もおり、個人差が見られた。

本調査では、保護者が日本のアンケート調査自体に慣れておらず、答え方が不適切でデータとして扱えない回答があったことも事実である。また、この調査の目的や趣旨は保護者に伝えていたものの、「この結果次第では保育施設にいられなくなるかもしれない」との思いから、良く見せようとするバイアスがかかった可能性も否めない。または、文化的に困り感をあまり抱かない思考タイプ（例えば、楽観的、未来志向型等）である可能性もある。このことから、本調査の結果のみで、「外国人乳幼児も保護者も困っていない」と結論づけてしまうことは避けた方が良いだろう。

④保育施設に求める支援や保育内容

翻訳アプリや通訳の配置よりも、小学校就学のための説明や多文化保育を学ぶ機会、保護者との交流の機会を求めていた。まず、最も得点が高かった「小学校就学のための説明」に関しては、日本における義務教育の体制や具体的な手続きが母国とは異なる可能性もあり、その点を最も不安に感じている保護者が多いことが読み取れる。

次に、翻訳アプリや通訳の配置以上に、多文化保育を学ぶ機会や保護者との交流の機会を求めていたことからは、外国人乳幼児の保護者にとっては、保護者と保育施設がお互いの文化を理解し、受け入れようとする姿勢を持つことができるような交流の機会・学びの機会を作ることで、言語の壁は越えられると考えている可能性が伺える。

また保育内容としては、普段の保育場面では日本の文化に親しむ遊びや活動を望んでおり、保育者には日本語でコミュニケーションをとってほしいと考えていた。一方で、文化の観点では日本の文化の理解だけではなく、母文化の尊重を含めて多様な国の文化に触れられる行事等の機会を重視していることがわかった。すべてのこどもにとって多様な文化に触れる機会は貴重である。今後保育施設は、外国人乳幼児の受け入れをきっかけに、柔軟に保育内容・カリキュラムに多文化を取り入れて保育の質をより高めていけると良いだろう。

（２）自由記述の分析結果と考察

保護者アンケートにおいては、以下の２種類の自由記述の回答を得た。

質問８−４　子育てをする上で困ったこと、困っていること
質問 10−２　在籍している保育施設において困っていること

記述内容は、保育施設アンケートと同様に KJ 法を援用してカテゴリーに分類した。アンケート作成時には、質問８−４は子育て一般において困ることを問い、質問 10−２は在籍している保育施設において困ることを問うという意図があった。しかし、この２つの質問を分類してみたところ、質問８−４にも在籍している保育施設において困ることの記述が見られた。そのため、ここでは２つの質問への回答を合わせて扱い、「外国人乳幼児の保護者が子育てをする上で困ること」として分析、考察を進めることとする。

質問８−４または質問 10−２に回答した保護者は 26 人（中国語版 23 人、スペイン語版３人）で、全回答者の 33.8%にあたる。

１）「外国人乳幼児の保護者が子育てをする上で困ること」についての分析結果

保護者が子育てをする上で困ることは、【a. 日本語でのコミュニケーション】【b. こどもの生活習慣】【c. こどもの発育・発達】【d. こども同士の交流】【e. 言語の習得】【f. 教育制度】【g. 一人で子育てすること】【h. 病院の利用】【i. 疎外感】【j. その他】【k. 困っていない】の 11 のカテゴリーに分けられた。生成されたカテゴリーの一覧は表３−３−８の通りである。分類の際、1 人の回答に複数の記述がある場合は、その記述を複数のカテゴリーに分類した。そのため、自由記述の件数は回答者数よりも多い。また、件数の括弧内にある「中」は中国語版の回答を、「ス」はスペイン語版の回答を指す。

表３−３−８　「外国人乳幼児の保護者が子育てをする上で困ること」の分類と回答例

カテゴリー	件数	要約	回答例
a. 日本語でのコミュニケーション	4 （中３） （ス１）	日本語が上手でないため保育者と話し合うことが困難	主人は忙しくて、私は幼稚園の先生とお話をしていた時、自分の考えていることをちゃんとお話したり、うまく伝えられませんでした。
b. こどもの生活習慣	2 （中２）	こどもの生活習慣が身についているか不安	ごはんをきちんと食べているか。
c. こどもの発育・発達	2 （中２）	こどもの発育が適正か不安、保育者の発育・発達支援に対する不安	今、まだ背が低い。
			性格的に怖がりで、運動など自分から参加しない。
d. こども同士の交流	3 （中３）	日本のこどもと交流したい	こどもは日本の子どもと遊びたがっている。私たちも交流を持ちたいと思うが、日本の父母に対して失礼なことがあるのではないかと心配している。そのため、一緒に遊ぶことも少ない。
e. 言語の習得	6 （中６）	母語と日本語の両方を習得させたい	家庭では中国語を話せない（聞くことはできる）。ずっと保育園にいることで、中国語を忘れてしまうのではないかと心配している。
			両親ともに仕事が忙しく、こどもに日本語を教えることができない。
f. 教育制度	2 （ス２）	日本の教育制度がわからない	自国との教育システムが異なるため、困っている。日本の教育システムがわからない。
g. 一人で子育てすること	3 （中３）	一人で子どもを育てることが大変	自分が休みたい時に、両親が中国にいるため、預けられない。
h. 病院の利用	5 （中５）	病院を探すこと、病院での医師との話し合いが困難	高熱を出した時に、日本語がわからないため病院を探すのが難しかった。
			心配することや先生の意見などが聞き取れない場合も多かったです。
i. 疎外感	4 （中２） （ス２）	疎外感を覚えている	保育士全員ではないが、中国と日本のこどもを差別している。日本の保護者、こどもとは親しくしている。
j. その他	3 （中３）	その他	中国の先生が多ければ多い方が良い。
k. 困っていない	3 （中３）	困っていない	年長さんだから、保育についてのこともう大丈夫です。

以下、各カテゴリーごとに、記述内容を鉤括弧で示し、検討を行う。

a. 日本語でのコミュニケーション（４件）

「日本語でおしゃべりするのが難しい」「主人は忙しくて私は幼稚園の先生とお話をしていた時、自分の考えていることをちゃんとお話をしたり、うまく伝えられませんでした」「日本語が上手ではないので、幼稚園の先生とおしゃべりするのが難しい」「日本語は難しい。先生と保護者との話し合い（例：面談）の時が一番難しい」という回答が見られた。

保護者は、保育者と話をしたり、面談をする際に困難を感じていることがわかる。しかしながら、ここに困り感を抱いているということは、自分の考えを伝えたい、そして保育者の話や考えを聞きたいと思っているということの表れでもあり、このような思いが諦めに変わる前にアプローチしたいところである。現在、保育施設において多言語対応ができているところはほぼない状況であるが、通訳者等を雇用する際には、保護者と保育者が話をする場面に対応することが重要な役割の１つとなると思われる。

b. こどもの生活習慣（２件）

「ごはんをきちんと食べているか」「トイレトレーニングが長い」という回答が見られた。

この回答から、こどもの生活習慣が身についているのか不安に感じていることがわかった。また、「トイレトレーニングが長い」という回答は、こどもの排泄の習慣がなかなか身につかないことへの不安か、もしくは日本のトイレトレーニングの期間が自国のそれと比較して長いと感じているのかは不明であるが、後者の可能性も否定できない。生活習慣について、保育施設と保護者との間で話し合いがなされることが、こうした不安を軽減していくことにつながると思われる。

c. こどもの発育・発達（２件）

「大人の言うことを聞かない。今、まだ背が低い」「こどもの体力がありあまっているので、寝るのが遅くなる。性格的に怖がりで、運動など自分から参加しない」という回答が見られた。

「背が低い」という回答から、こどもの発育が適正の範囲であるか不安に思っていることがわかった。また、その他の回答からは、保育者のこどもに対する発育・発達支援について不安を抱いていることを読み取ることができる。こうしたことについても、双方の話し合いが必要であると考えられる。

d. こども同士の交流（３件）

「こどもが日本語を話せないので交流するのが難しい」「まだ日本社会になじめていない。日本と中国の文化の違いを感じている。日本の文化に対して自分がどうやって対応していったらよいかわからない。日本のこどもと友達になりたい」「こどもは日本のこどもと遊びたがっている。私たちも交流を持ちたいと思うが、日本の父母に対して失礼なことがあるのではないかと心配している。そのため、一緒に遊ぶことも少ない。私たちは、こどもの日本語の勉強は助けてあげられない」と

いう回答が見られた。

保護者は日本人のこどもと交流することを望んでいること、こども自身も日本人のこどもと「友達になりたい」「遊びたい」と思っていることがわかった。しかし、言語が障壁となって交流できないこと、文化の違いから失礼があってはならないと心配し、交流できないことにつながっていることが示された。

e. 言語の習得（６件）

「家庭では中国語を話せない（聞くことはできる）。ずっと保育園にいることで、中国語を忘れてしまうのではないかと心配している」「こどもがあまり勉強をやりたがらない。中国語を話したがらない。私はこどもが両方できるようになり、将来、日本と中国の架け橋になってほしい」「言語発達が遅いので困る」「両親ともに仕事が忙しく、こどもに日本語を教えることができない。コロナが原因で保育所に行かれないため、日本語が勉強できない」「保育園でもっと日本語を勉強させてほしい」「小学校で日本語を勉強する時間が千葉は少ない。横浜の学校では１週間に３回、千葉は１週間に１回しかない」という回答が見られた。

これらの回答から、こどもの母語習得および日本語習得の両面で困っていることがわかった。また、保育施設での生活は、こどもが日本語を習得する機会である一方で、母語を忘れることにつながるのではないかと考えていることが示された。保護者は、自分がこどもに日本語を教えることができないため、保育施設での生活を通して、さらには小学校に就学してからも日本語学習の機会を確保し、こどもに日本語を習得してほしいと願うと同時に、母語も習得・保持してほしいと願っており、その狭間で悩んでいると考えられる。

f. 教育制度（２件）

「一番の問題は、一番上の息子について。自国との教育システムが異なるため、困っている。日本の教育システムがわからない。受験などのお知らせが多くあるが、日本語のためわからない」「小学１年生になる娘のこと。保育所で小学校にあがるための準備をしているのか（例：勉強などいろいろなこと）」という回答が見られた。

保護者は、日本の教育制度がわからず、困っていることがわかった。また、「保育所で小学校にあがるための準備をしているのか」という記述からは、保育施設が小学校就学のための準備をする機関だと理解していることが読み取れる。これは、日本の保育施設の目的や役割についても理解できていないということの表れであり、小学校就学にかんする情報の伝達はもとより、保育施設の目的についても伝えていく必要があることを示しているのではないだろうか。

g. 一人で子育てすること（５件）

「こどもが生まれたばかりの時は、一人で育てないといけないので大変」「自分が休みたい時に、両親が中国にいるため、預けられない」「新型コロナのせいで一年間、保育園に行っていなかった。最近、保育園に戻ってきたが生活費が大変、一人での子育ても大変」「私が病気になった時、こど

もの面倒を見るのが難しい」という回答が見られた。

これらの回答をした保護者の他のアンケート項目の回答を確認してみると、回答者は母親であり、父親とこどもの３人または４人家族であることがわかった。祖父母とは同居しておらず、その協力を得られないことは確かだが、ひとり親家庭というわけではないようである。そのため、ここでの「一人での子育ても大変」とは、子育ての主な担当が母親一人であり何かしらの理由で夫からの協力を得られないということを指していると思われる。このような困り感は、外国人乳幼児の保護者に限らず、日本人の保護者も同様のものであろう。とくに、保護者自身が病気になった際にこどもの面倒を見る大人が周りにいないという問題は、日本人の保護者も同じように悩んでいることだと思われる。行政や保育施設による子育て支援の取り組みを十分に周知し、必要な家庭にそのサポートが届くようにしていく必要があるだろう。

h. 病院の利用（４件）

「病院へ行く時、日本語がわからないので困る」「病院へ行く時、心配することや先生の意見などが聞き取れない場合も多かったです。日本語はまだ下手なんですから」「2017 年に高熱を出した時、日本語がわからないため、病院を探すのが難しかった。その時は友達に助けてもらったが、これからも夜病気になった時が心配である」「こどもが生まれて 20 日くらいでミルクを飲んでいて、詰まらせて顔が青くなったことがあった。どうしたらよいかわからずスマホで調べた。夜や休日、病院を探すのは難しい」という回答が見られた。

病院を利用する際、医師と日本語でのコミュニケーションを図ることの難しさに困っているだけでなく、そもそも病院を探すことに困難を感じていることがわかった。外国語対応が可能な病院の情報等はインターネットで検索すれば出てくるが、このようなアンケートの回答に記されることから鑑みると、必要なところにその情報が届いていない可能性も否めない。どのようにすれば情報を得やすいのか、どのような情報であればわかりやすいのか等、当事者の意見をさらに詳しく聞くことが重要なのではないだろうか。

i. 疎外感（４件）

「時々、とても難しいお知らせがあるが、日本語が読めない」「こどものことについて誰も何も言わないので、こどもに問題があるかわからない。いつも誰も何も言わないことが問題（コミュニケーションがとれない）」「日本で生まれたこどもは、日本の生活習慣も慣れています。対照的に、外国の者はなんにもわからないです」「保育士全員ではないが、中国と日本のこどもを差別している。日本の保護者、こどもとは、親しくしている」という回答が見られた。

これらの回答からは、保護者の疎外感を伺うことができた。保育施設側に外国人乳幼児の保護者を疎外する意図がないことは自明のことであろうが、保護者がこのように感じていることは事実であり、重要な指摘として受け止めなければならないだろう。すべての配布物を翻訳することはかなわないかもしれないが、重要なお知らせを翻訳することは、通訳者等を雇用した場合の役割の１つになると思われ、少しでも保護者の疎外感を軽減することにつながるのではないだろうか。また、

「こどものことについて誰も何も言わない」という記述からは、保護者が保育者から無視されている、大事にされていないと感じているのだと思われる。仮にこれが、言語が通じないために保育者が外国人乳幼児の保護者との関わりを避けているのであれば、このような場面に通訳者が入ることで、保護者の疎外感は軽くなるだろう。そして、「差別している」という回答は、より重要な指摘として受け止めなければならない。多文化共生保育を目指す上で、保育者の人権意識の醸成は、最も重要なことの１つであろう。

j. その他（３件）

「ご飯をできれば自分で持っていきたくない」「室内で遊ぶ時は、小さい子は上靴を履かせたい」「中国の先生が多ければ多い方が良い」という回答が見られた。

「ご飯をできれば自分で持っていきたくない」「室内で遊ぶ時は、小さい子は上靴を履かせたい」という回答は、自国との文化の違いから生じる思いであろう。保育施設での決まりごとの意味等（この回答をした保護者の場合には上靴を履かなくとも危険ではないこと等）を理解することで、このような困り感や不安が少しは軽減されるのではないだろうか。やはりここでも、保護者と保育施設側との話し合いが重要なことだと思われる。また、「中国の先生が多い方が良い」という回答からは、現在の保育施設の体制では満足できていないということは確かであるが、どのような理由からこのような思いに至ったのか不明であり、さらに詳しく聞く必要がある。

k. 困っていない（３件）

「困難はない」「保育園に入ったばかりなので、まだ困っていることがない（わからない）」「年長さんだから、保育についてのこともう大丈夫です」という回答が見られた。

a. ～j. のように困り感のある保護者がいる一方で、とくに困難を感じていない保護者もいることがわかった。しかし、「年長さんだから、保育についてのこともう大丈夫」の回答からは、“これまでに何かしら困ることはあったが、現在はそれがないから大丈夫である”と述べているようにも読み取れる。思考が未来志向であって、現在は保育よりも小学校就学以降のことを考えているのだろうか。いずれにせよ、本当に困っていない保護者もいるであろうが、a. ～j. のような回答を見てくると、すべての保護者が困っていないと結論づけることはできないだろう。

２）考察

１）では、「外国人乳幼児の保護者が子育てをする上で困ること」について、自由記述の回答から整理した。ここから、「保護者の困り感」の特徴を整理し、「保護者にとって必要な支援」について考察する。考察の際、量的調査から明らかになったことを支持する結果が得られたため、以下は、量的調査との総合考察として述べる。

①言語習得に対して求めること

保護者は、こどもに母語および日本語の両方を習得してほしいと考えていることがわかった。

「保育園でもっと日本語を勉強させてほしい」「小学校で日本語を勉強する時間が千葉は少ない」等の記述に見られるように、保育施設や小学校等で“日本語を勉強させてほしい”と考えている保護者もいるようである。しかし一方で、「中国語を忘れてしまうのではないかと心配している」の記述のように、母語も習得・保持してほしいと願っている。これは、量的調査により明らかになった、日本での生活面や学習面においては日本語を、一方でこどものアイデンティティ形成の面では母語を同時に習得してほしいという保護者の認識が具体的に表れたものであると考えられる【e.】。

また、量的調査では得られなかった保護者の思いとして、日本のこどもと交流させたいということが挙げられる。こどもが日本人のこどもと遊びたがっていることを感じつつも、日本語が障壁となりそれがかなわないことに悩んでいることが垣間見える記述も見られた。保護者がこどもの日本語習得を願うのは、こどもの人間関係を形成する面でも重要なこととして捉えているのではないだろうか【d.】。

以上のような保護者の思いを受け、保育施設等で日本語を指導する時間を設けることだけが必要な支援ではないだろう。その前に、家庭では母語を、保育施設では日本語を使用することの重要性等、バイリンガルの言語発達について外国人乳幼児の保護者に正しく認識してもらう必要があるだろう。それは同時に保育施設にも求めることであり、互いに認識することで、外国人乳幼児の母語・日本語習得への支援につながるのではないだろうか。

②行政に求める支援

量的調査において、健康医療制度や延長保育以外の公的サポートがほぼ利用されていないことが明らかになった。また、サポートを利用したことがない理由は、必要性を感じていないためではなく、日本語がわからなかったり、そのサポートの存在自体を知らなかったりするためであることがわかったが、自由記述にそれを裏づけるような回答が見られた。

まず、ひとり親家庭ではないものの、母親が１人で子育てをすることを困難に感じながら、公的サポートを受けている様子がない記述である。これは、子育て支援施設等の存在自体を知らない可能性が高いと思われる【g.】。さらに、病院の利用にかんして、病院を探すことや病院での医師との話し合いに困難を感じていることもわかった【h.】。

以上のような困り感は、外国人乳幼児の保護者に限らず、日本人の保護者も同様のものであろう。今後、公的サポートを利用しやすくするためのわかりやすい情報発信を行っていくことが必要である。また、どのようにすれば情報を得やすいのか、どのような情報であればわかりやすいのか等、当事者の意見をさらに詳しく聞くことが重要であると考える。

次に、量的調査では、小学校就学のための説明の機会を求めていることが明らかになったが、自由記述には、これを支持するような回答が見られた。

自由記述からは、小学校就学にかんして困っていることがわかり、小学校就学のための手続き等がわからず不安に感じている可能性が示唆された。また、「保育所で小学校にあがるための準備をしているのか」という回答もあり、ここからは、保育施設が小学校就学のための準備をする機関だと理解していることが読み取れる。これは、日本の保育施設の目的や役割についても理解できてい

ないということの表れであるため、保護者に対しては、小学校就学にかんする情報の伝達はもとより、保育施設入園前に、保育施設の目的についても伝えていく必要があるのではないだろうか【f.】。

③保育施設に求める支援

保育内容として、量的調査では、多文化保育を学ぶ機会や保護者との交流の機会を求めていることが明らかになったが、自由記述の回答にそれらは多くは見られなかった。

自由記述から明らかになった、保護者の保育内容にかんする困りごとは、日本人の保護者も同じように不安に感じるだろうことが含まれていた。それは、こどもの生活習慣がきちんと身についているのか、こどもの発育が適正の範囲なのか、保育者のこどもに対する発育・発達支援が適切か、といったことである。生活習慣にかんしては、文化の違いからくる不安も含まれていたが、保護者と保育者が話し合いをすることが、そのような不安も含めて軽減していくことにつながると思われる【b.】【c.】【j.】。

また、量的調査では、翻訳アプリや通訳者の配置を求める声は相対的に少なかったものの、自由記述には、それらの必要性を感じる回答が見られた。

保護者は、保育者と話をしたり面談をする際、言語が障壁となり、困難を感じているのである。通訳者等を雇用する場合、このような保護者と保育者が話をする場面に対応することが重要な役割の１つとなると思われる。また、前述のように、保護者が保育内容にかんして不安を覚えている場合、通訳者を介して話をすることで、互いの思いをより良く理解し合えるのではないだろうか【a.】。

④保護者の困り感には個人差がある

量的調査からは、保護者はそれほど困り感を持っていないことがわかり、行政や保育施設が保護者やこどもに対して適切な支援を行うことができている可能性が示唆された。しかし、困り感が低い保護者がいる一方で、多方面で困り感を持っている保護者もおり、回答には個人差が見られた。

自由記述に回答した保護者は全回答者の 33.8%にあたる 26 人であり、およそ３人に１人の協力を得ることができたことになる。そこには、様々な困りごとが記され、その内容は、１）の a.～j. に示したとおりである。

【k. 困っていない】に分類したものの中には、“これまでに何かしら困ることはあったが、現在はそれがないから大丈夫である”と述べているようにも読み取れる回答もあり、量的調査も含め、「困っていない」と回答しているからといって、本当に「困っていない、過去にも困ったことがない」と結論づけることは避けたほうがいいと思われる【k.】。

⑤保育者に求められる人権意識

最後に、保護者から寄せられた疎外感を持っていることを思わせる回答、または「保育士が差別している」という指摘について、今一度述べておきたい。こどもの人権を守る立場である保育施設と保育者に、外国人乳幼児や保護者を疎外・差別するような意図がないことは自明のことであろう。しかし、保護者がそのように感じていることは事実として受け止め、少しでもその思いをなくして

いく努力をする必要がある。具体的には、保護者が疎外感を覚える要因となる、日本語のみの書類を翻訳することや、こどもについての情報交換をすること（場合によっては通訳を介すること）等が重要であろう。また、多文化共生保育を目指す上で、保育者の人権意識の醸成は最も重要なことの１つであり､今日では保育者養成校の授業でも当たり前に取り扱われている｢こどもの権利条約｣等について、改めて理解を深めることが必要なのではないだろうか。そして、量的調査から明らかになったように､保護者が多文化保育を学ぶ機会や保護者との交流の機会を求めているというのは、このような疎外感からくるものとも考えられる。そのように考えると、単に多文化にかんする行事を設定するだけでなく、日頃から多文化や日本人に限らないこども１人ひとりの人権を意識した保育を行うことが、外国人乳幼児の保護者の安心感につながるのではないだろうか【i.】。

３）今後の課題―外国人乳幼児の保護者への支援について考察するために

今回行ったアンケート調査の自由記述には限界があり、さらに詳細に話を聞く必要のある回答が多数見られた。今後、調査方法も含めて検討し、より深く保護者の困り感にアプローチし、必要な支援を具体的にしていくことが課題となると考える。

４．保育・幼児教育施設アンケートと保護者アンケートの結果比較

（１）統計の分析結果と考察

１）分析結果

こどもの困り感の捉え方、家庭と保育施設の連携における困り感、求める支援について、保育者と保護者の思いに違いがあるのかどうかを検討するために、保育施設アンケートと保護者アンケートの結果を比較した。

①こどもの困り感の捉え方の比較

「他のこどもたちと同じように行動する（食事・排泄）」、「好きな遊びを見つけて遊ぶ」、「友達と一緒に遊ぶ」、「保育者とのコミュニケーション」、「仲間とのコミュニケーション」の５項目について、保育者からみたこどもの困り感と保護者からみたこどもの困り感の程度を比較した（図３－４－１）。

項目ごとに t 検定を行ったところ、「他のこどもたちと同じように行動する（食事・排泄）（$t(256)=2.560$, $p<.05$）」、「保育者とのコミュニケーション（$t(253)=2.747$, $p<.01$）」、「仲間とのコミュニケーション（$t(253)=2.568$, $p<.05$）」では有意な差が見られ、いずれも保育者からみた困り感が有意に高かった。また、「好きな遊びを見つけて遊ぶ」、「友達と一緒に遊ぶ」では有意な差が見られなかった。

このことから、生活場面やコミュニケーション場面におけるこどもの困り感は、保育者からみた方が高かったが、遊び場面における困り感は両者に差がないことがわかった。

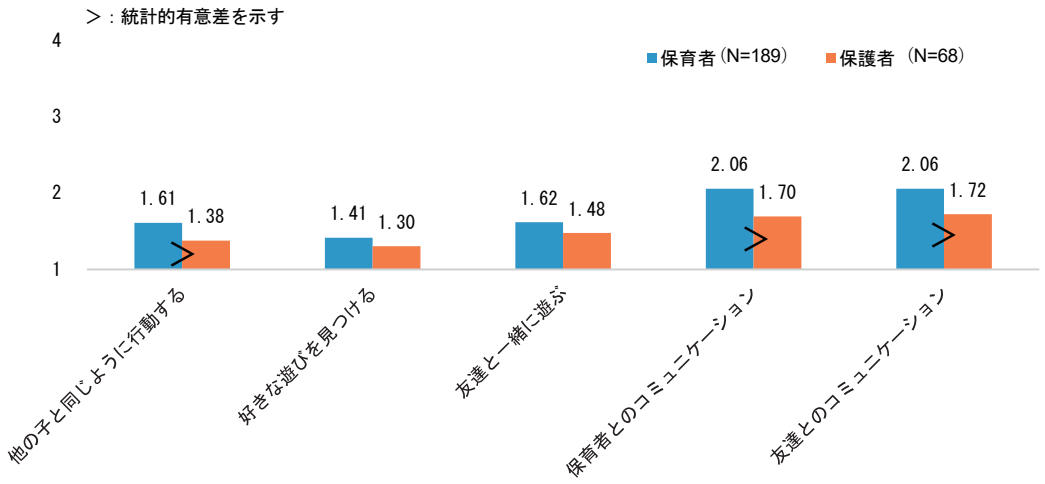

図３－４－１．保育者・保護者からみたこどもの困り感（1：全く困っていない～4 とても困っている）

②家庭と保育施設の連携における困り感の比較

「保育者と保護者が信頼関係を築く」、「保育者と保護者が共通の意識を持ってこどもを育てる」、「保育者が保護者の伝えたいことを理解する」、「保護者が保育者の伝えたいことを理解する」、「保育者が文化の違いを踏まえて家庭の育児方針を理解する」、「保護者が文化の違いを踏まえて施設の指導方針を理解する」の６項目について、保育者と保護者の困り感の程度を比較した（図３－４－２）。

項目ごとに t 検定を行ったところ、６項目すべてで有意な差が見られ、いずれも保育者の困り感が有意に高かった（信頼関係：$t(258)=6.606$, $p<.001$、共通の意識：$t(259)=8.114$, $p<.001$、保護者の伝えたいことの理解：$t(178.124)=10.454$, $p<.001$、保育者の伝えたいことの理解：$t(176.858)=10.666$, $p<.001$、家庭の方針理解：$t(107.464)=4.392$, $p<.001$、施設の方針理解：$t(105.164)=4.904$, $p<.001$）。

このことから、家庭との連携において、一貫して保育者の方が困り感を強く感じていることがわかった。

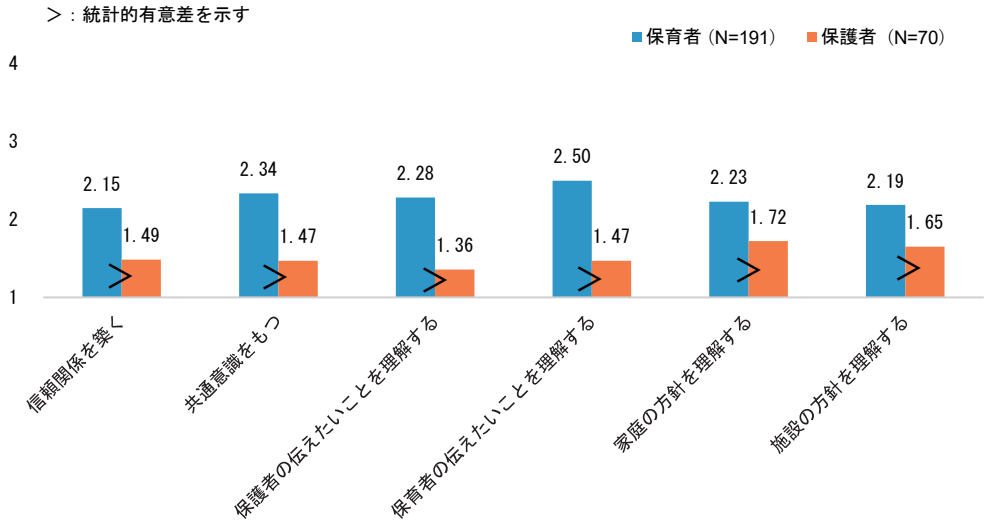

図３－４－２．家庭と保育施設の連携における困り感（1：全く困っていない～4 とても困っている）

③求める支援の比較

同じ項目で尋ねているわけではないため、直接的に比較できるものではないが、保育者と保護者がそれぞれどのような支援を求めているのかを順位順に比較した（表３－４－１）。

保育者が求める支援の傾向として、通訳の配置や入園前後の必要な情報をまとめた資料等、保護者との円滑なコミュニケーションを促進するようなツールを求めていた。

一方で、保護者は通訳の配置よりも日本の教育文化を理解するための説明や、保育者と共に多文化保育を学ぶ機会の保障を求める傾向があった。

表３－４－１．保育者・保護者が求める支援の比較

順位	保育者（N=272）	保護者（N=69）
1	入所前の必要な情報	小学校就学のための説明
2	通訳の配置	保育者・保護者が多文化保育を学ぶ機会
3	入所後の必要な情報	保護者交流の機会
4	保育マニュアルの配布	多言語対応の配布物
5	人員配置基準の見直し	翻訳アプリ
6	加配保育者の配置	外国人通訳の配置
7	通訳雇用のための補助金	外国人保育者の配置
8	研修会	日本人通訳の配置
9	外国語会話の学習会	
10	国際交流協会	
11	研修会参加費用	

２）考察

①こどもの困り感の捉え方の比較

こどもの困り感をそれほど強く感じていないという点は保育者と保護者に共通していた。生活場面・コミュニケーション場面におけるこどもの困り感の認知は保育者の方が有意に高かった。その理由として、保育者は実際に保育施設でこどもの様子を見ていること、専門家としてこどもの視点に立って困り感を感じ取る視点を持っていることが考えられる。

一方で、遊び場面については両者に得点の違いが見られなかった。遊び場面は、生活場面やコミュニケーション場面と比べて、たとえ困っていてもその困り感が表面化しづらい可能性がある。一見、遊んでいるように見えても本当の意味で遊び込むことができているのかは、注意深く観察する必要があるだろう。

②家庭と保育施設の連携における困り感の比較

家庭との連携において、一貫して保育者の方が困り感を強く感じていることがわかった。

その理由として、保育者にとっては日本人の保護者という比較対象があり、比べた時に外国にルーツのある保護者を支援することに困り感を感じやすいことが考えられる。または、「理解してもらいたい」、「理解したい」という思いが強いからこそ、伝わらなかった時や理解できなかった時の歯がゆさも強く感じているのかもしれない。あるいは、保護者からの様々な要望を一旦受け入れつつも、こどもの発達や保育全体のことを考えた際にすべてを実行することはできないという折り合いをつける難しさを感じている可能性もある。

一方で、保護者の困り感が一貫して低かった理由もいくつか考えられる。保育施設に要望を受け入れてもらえているという感覚が強く、実際に困っていない可能性、または預かってもらえるだけで十分だと感じており、それ以上の望みをそもそも持っていない可能性、さらにはアンケート回答時点で回答を良く見せようとするバイアスがかかっている可能性も考えられる。または、日本人と外国にルーツを持つ人では、そもそもの困り感の感じ方（例えば、悲観的／楽観的、現在志向／未

来志向等の思考タイプ）が異なるという文化の違いによる差かもしれない。今後、この両者のずれに関しては、詳細に検討していく必要があるだろう。

③求める支援の比較

同じ項目で尋ねているわけではないため、直接的に比較できるものではないが、保育者はコミュニケーションを円滑にするためのツール、保護者は多文化・異文化を学ぶ機会の保障を望む傾向があった。

今回の協力者であった保護者の６～８割は日本語に少なからず困り感を感じていたことから、保育者とコミュニケーションをとる上でも言語の壁は感じていることが予想される。それにもかかわらず、保護者が通訳の配置以上に、多文化・異文化を学ぶ機会の保障を望んでいた理由は何だろうか。もしかすると、受け入れる側である保育者以上に、異文化に入っていく側である保護者は、日本の文化を知ろうとする意欲も自身の文化を知ってもらいたいという意欲も高いのかもしれない。または、通訳を介してコミュニケーションをとることよりも、直接保育者や他の保護者と交流する機会を持つことで、互いのことを理解したいと考えているのかもしれない。いずれにしても、通訳を配置して言語の壁を取り除くだけでは、保護者が求める支援は達成できないだろう。行政は、保育施設・保護者双方の思いを鑑みて、今後の支援内容を考えていく必要があると考える。

５．中国における保育者資格についての文献研究

千葉市の保育施設は多数の外国人乳幼児および保護者が利用しているが、その中でも中国籍の利用者が多いことから、令和２年度より中国語の通訳者を配置する等の工夫をしている。また、その通訳者雇用の際には、保育・幼児教育に理解のある者や中国の保育者資格を持つ者がより望ましいという意見が挙がったということであった。

そこで、本節では、中国の保育者資格はどのようなものなのか、日本の保育士や幼稚園教諭との共通点や相違点について整理していく。これは、今後通訳者や保育の支援者を雇用する際に有用となるだろう。また、これらを明らかにすることは、外国人乳幼児の保育を行うにあたり、外国の保育者資格を有していることがどのような意味をなすかを考える材料となる。

（１）日本と中国の保育・幼児教育制度

まず、日本と中国の保育・幼児教育制度について、山田の資料[1)]に基づき整理した（表３－５－１）。中国の教育制度は中国政府の教育部が制定し、就学前教育（３～６歳程度）、初等教育（６～12 歳程度）、中等教育（12～18 歳程度）、高等教育（18 歳～）で構成されており、０～３歳の保育は国の教育制度に入っていない。しかしながら、保護者の育児不安を解消し、就業している保護者のニーズを満たすため、1950 年（昭和 25 年）に集団的保育・乳幼児教育制度が設けられた。この制度は、こどもの年齢によって「託児所」と「幼児園」とに区分している。託児所は、０～３歳のこどもを預かることができる機関であり、衛生部門（日本の厚生労働省にあたる）の管轄下の保育機関である。また、幼児園は、中国の教育部（日本の文部科学省にあたる）に属し、３～６歳のこどもを預かる。

2017 年（平成 29 年）に公表された「０－３歳児童託育サービス業白書」（以下、白書）の中では、中国における託児所の発展状況が詳しく記載されている。白書によると、中国における託児所は 1970 年（昭和 45 年）代から 1990 年（平成２年）代までに急速に発展してきた。都市部と農村部の託児所に入園するこどもの入園率は 28.8%に達し、託児所の設置者は各企業や機関、軍隊等を含んでいた。しかし、1997 年（平成９年）から国有企業への改革が実施され、国有企業の数は急速に減少し、その結果、各企業や機関の託児所が減らされた。1997 年（平成９年）以降、託児所の入園率にかんする明確なデータはないが、託児所の設置者である国有企業が 1997 年（平成９年）から 2007 年（平成 19 年）にかけて 24.5 万か所から 11.5 万か所に減少したことから考えると、1990 年（平成２年）代末から託児所の数は大幅に少なくなったと推測することができる。また、李らによると、1979 年（昭和 54 年）に「一人っ子政策」が導入されたことにより、父母の他に両方の祖父母が熱心に家庭での保育に参加することが多くなり、またその支援が得られない場合には、住み込みのベビーシッターの雇用も多く行われるようになった[2)]とのことである。つまり、一人っ子政策の導入以降、家庭での保育が増加した。

白書によると、現在では託児所が極めて少なくなっており、その入園率は 2017 年（平成 29 年）時点でわずか 4.1%である。入園率が低い原因の１つは中国の託児所の数が非常に乏しいことであり、

ベビーシッターの普及や祖父母からの支援が０～３歳児の主な保育手段であるが、2015 年（平成 27 年）の「二人っ子政策」実施に伴い、託児所への要求は増加している。2015 年（平成 27 年）以降は待機児童も増加し、乳幼児の保育に対するニーズと支援は一致していない。

陳は、託児所は少ないだけでなく、国の政策から見ると明確な管理機関がなく、積極的な指導や管理、有効な監督等も足りない[3]という。さらに、託児所で働く「保育員」のトレーニングおよび認証制度も設けられていないことから、その資質は低いと考えられ、今後、保護者の保育に対するニーズに応えていくためには、保育員の質を上げていくことは不可欠であり、保育員の養成課程の作成や改善は課題の１つ[4]だということである。一方、託児所や幼児園で働く「幼児園教師」は、保育員に比べると、その制度や養成システムは整っている。このような保育員と幼児園教師の養成システムやカリキュラムについては、次項で詳しく述べることとする。

ところで、日本の保育・幼児教育制度と異なる点として注目したいのは、保育（教育）時間・日数である。表３−５−１に示したように、中国では、国内それぞれの地域の需要に合わせ、託児所と幼児園の両施設において、全日制、寄宿制、半日制、季節制が取られている。山田によれば、幼児園では全日制を利用する家庭が主であり、寄宿制を利用する家庭も、2003 年（平成 15 年）の北京市では全就園児の 10%であった[5]ということである。全日制では、早朝から夕方までの約 10 時間を施設で預かり、朝昼夕の食事とおやつを提供する。寄宿制では、月曜から金曜まで施設に宿泊して過ごす、つまり保育者とこどもたちが１週間寝食を共にするのである。このような制度から鑑みると、中国の保護者にとってみれば、こどもの生活と教育のほぼすべてを託児所や幼児園で担ってもらえるという認識なのではないだろうか。また、保育者からすれば、保育・幼児教育とは、こどもの生活と教育の多くの部分を担うものであると考えているのではないだろうか。この点については、日本の制度と大きく異なることであり、ここに指摘しておきたい。

表３−５−１．日本と中国の保育・幼児教育制度

	日本	中国
根拠法令	《保育所》 児童福祉法第 39 条 《幼稚園》 学校教育法第 77 条	《託児所》 託児所・幼児園におけるいくつかの問題に関する連合通知（1956 年） 託児所・幼児園における衛生保健制度（草案）に関する通知（1980 年） ３歳未満児教養綱領（1981 年） 《幼児園》 幼児園工作規定（1989 年） 幼稚園教育指導綱要（2001 年）
所轄	《保育所》 厚生労働省 都道府県 市町村 《幼稚園》 文部科学省 国立幼稚園：文部科学省 公立幼稚園：教育委員会 私立幼稚園：都道府県	《託児所》 教育部、衛生部門（教育部の管轄になる場合もある。幼保管轄の分離ははっきりしていない） 《幼児園》 教育部門、衛生部（保健衛生等は衛生部の管轄）

対象	《保育所》 ０歳～小学校就学の始期まで （児童福祉法第４条、第 39 条） 《幼稚園》 満３歳～小学校就学の始期に達するまで （学校教育法第 80 条）	《託児所》 ０歳～３歳 《幼児園》 ３歳～６歳（幼児園内に託児班を設けることができ、３歳以下の乳児の保育も可能）
設置者	《保育所》 都道府県・市町村、社会福祉法人等 （児童福祉法第 35 条） 設置にあたっては都道府県知事の認可が必要。 《幼稚園》 国、地方公共団体、学校法人等 （学校教育法第２条、第 102 条） 設置にあたっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は都道府県知事の認可が各々必要。	《託児所》 親の職場（企業・事業単位、学校） 地域社会（街道、郷、村） 政府立（教育部門、軍等） 私立（個人） 《幼児園》 親の職場（企業・事業単位、学校） 地域社会（街道、郷、村） 政府立（教育部門、軍等） 私立（個人） 外資系資本による合併園
設置・運営の基準	《保育所》 児童福祉施設最低基準 （厚生労働省令）（児童福祉法第 45 条） 《幼稚園》 学校教育法施行規則第 74 条～77 条 幼稚園設置基準 （文部科学省令）（学校教育法第３条）	《託児所》 託児所幼児園建築設計規範（1987 年） 《幼児園》 託児所幼児園建築設計規範（1987 年） 都市幼児園建設面積定額（1988 年）
入所(園)の条件・手続き	《保育所》 保育に欠ける乳幼児をもつ保護者が保育所を選択肢、市町村に申し込む。 《幼稚園》 保護者が幼児教育を受けさせることを希望する場合（家庭の判断）。	《託児所》 各所にて住民登録を行った入所希望児について入所を決定する（家庭の状況を問わず）。 《幼児園》 保護者が幼児教育を受けさせることを希望する場合（家庭の判断）。
入所(園)、退所(園)の時期	《保育所》 保育に欠ける状況が発生した時。 保育に欠ける状況が消滅した時。 《幼稚園》 学年の始（４月）、学年の終（３月）が一般的。 満３歳の誕生日から入園できる。 就園を希望する保護者と幼稚園設置者の契約による。	《託児所》 随時入退所可。 《幼児園》 学年の始（９月）、学年の終（７月）が一般的。 満３歳の直後の９月から入園。 満２歳から幼児園の託児クラスに入園できる。
保育(教育)時間・日数	《保育所》 原則として１日８時間、その地方における乳幼児の保護者の労働時間、その他家庭状況等を考慮して保育所長が定める。 延長保育、夜間保育も実施。 《幼稚園》 教育週数は 39 週を下回ってはならない。 １日の教育時間は４時間を標準とすること。	《託児所》 現地の需要に合わせ、全日制、寄宿制、半日制、季節制がとられている。 全日制：早朝から夕方までの約 10 時間前後で３度の食事とおやつを提供 寄宿制：月曜から金曜までの連泊型保育 《幼児園》 現地の需要に合わせ、全日制、寄宿制、半日制、季節制がとられている。
保育内容の基準	《保育所》 ❶健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝、健康診断。 （児童福祉施設最低基準 35 条）（保育所保育指針に具体的な内容を明示） ❷５領域を設定、保育所保育の特徴として養護的内容を配慮。	《託児所》 ❶身体と神経・脳の発達に応じて集団と個別の組み合わせによる保育・教育を重視。 バランスの良い発達（認知能力、コミュニケーション力）を目指す。 ❷良い生活リズム・習慣を身につける。

	《幼稚園》 ❶教育課程は、幼稚園教育要領による。 ❷幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」が示されている。 ❸同一年齢の幼児で学級編成をすることを原則とする。	《幼児園》 ❶心身、思想、知能、芸術等バランスの良い発達を目指す。 ❷良い生活・衛生の習慣を育てる。 ❸クラス編成は年齢で分けても可、混合でも可。
保育士・教員の資格	《保育士》 ❶指定保育士養成施設卒業者 ❷保育士試験合格者 《幼稚園教諭》 ❶幼稚園教諭専修免許状（大学院修了） ❷幼稚園教諭一種免許状（大学卒） ❸幼稚園教諭二種免許状（短大卒）	《保育員》 ❶主に中等衛生専門学校卒。 ❷または中学校卒の学歴を有し、衛生行政部門の幼児保育職業訓練を受けた者。 ※保育員は教師としてみなされないため、「中国教師法」には規定されていない。 《幼児園教師》 ❶中等師範学校の一種である幼児師範学校（日本の高校保育科に相当）卒もしくはそれ以上。一般の中等師範学校や職業高校の幼児師範コースでも資格取得可能。農村部では、地方政府教育部門が開催する養成クラスでも取得可能。 ❷高等師範大学（日本の短大・大学に相当） 卒は、現場の教員よりも行政や管理、研究面での幹部としての任務を負う。 ※幼児師範学校は義務教育終了後の３年制または４年制課程。 ※「中国教師法」(1993 年) 制定により教師の資格と任用の法制化が実現。
職員	《保育所》 ❶保育士、嘱託医、調理員 ❷０歳児　　３：１ １・２歳児　６：１ ３歳児　　20：１ ４・５歳児　30：１ 《幼稚園》 ❶園長、(教頭)、教諭、養護教諭等 ❷１学級あたり幼児 35 人以下が原則	《託児所》 ❶保育員（健康・生活面のケアをする所長)、医療保険職員、会計、炊事、その他職員 ❷<u>乳児クラス</u>：２～10 ヶ月 １クラス：15～18 人 子と保育者の比率：３～3.5：１（全日制） ：４～５：１（寄宿制） <u>年少クラス</u>：11～18 ヶ月 １クラス：同上 子と保育者の比率：同上 <u>年中クラス</u>：19 ヶ月～満２歳 １クラス：同上 子と保育者の比率：４～4.5：１（全日制） ：６～７：１（寄宿制） 《幼児園》 ❶保育員：生活面の世話を担当。全日制で１クラスに 0.8～１人、寄宿制で１クラスに２～2.2 人。 教師：教育を担当。全日制・寄宿制ともに２～2.5 人。 ※３クラス以下の小規模園の場合、延長は１人、４クラス以上の園では２人、10 クラス以上の寄宿制幼児園には３人おくことができる。 ※園の規模によりその他に配備される職員（医療員、会計、炊事）数には増減がある。 ❷<u>年少クラス</u>：満３～４歳 １クラス：25 人 子と保育者の比率：４～５：１（全日制） ：６～７：１（寄宿制） <u>年中クラス</u>：満４～５歳 １クラス：30 人 子と保育者の比率：同上 <u>年長クラス</u>：満５～６歳 １クラス：35 人 子と保育者の比率：同上

（２）日本と中国の保育者養成システムおよびカリキュラム

中国の「託児所」と「幼児園」には、「保育員」と「幼児園教師」の２種類の保育者が配置されている。劉らによれば、中国の保育者養成は、1950 年（昭和 25 年）代より、教員養成の一環として主として幼児園教師養成を中心に展開されてきた[6)]。

１）中国の幼児園教師養成システム

1990 年（平成２年）代後半から 2010 年（平成 22 年）代にかけて、様々な教育にかんする法整備に伴い、幼児園教師の資質向上や学歴向上が急速に進んでいる。1995 年（平成７年）12 月には、「幼児園教師資格」は、「教師法」に規定された学歴を満たせば「教師資格証書」が発行されることになった。

現在、中国には主として以下のようなレベルの幼児園教師養成機関がある[7)]。

①　中等専門教育レベルの養成機関

（幼児師範学校等に付設する幼児教師クラス等のこと／日本に相当する教育機関はない）

・　中学校卒業の生徒を受け入れ、３年制で教育を実施する

②　高等専門教育レベルの養成機関

（日本の短大または専門学校に相当）

・　中学校卒業の生徒を受け入れ、５年制で教育を実施する

・　幼児師範学校卒業の生徒を受け入れ、２年制で教育を実施する

・　高校卒業の生徒を受け入れ、３年制で教育を実施する

以上の３種類の養成制度がある。

③　４年制大学レベルの養成機関

（師範大学等における就学前教育学部等のこと／日本の４年制大学に相当）

このように、幼児園教師は、５種類の養成形態で養成されているが、「幼児園教師資格」は学歴の違いにかかわらず１種類のみである。しかしながら、2015 年（平成 27 年）より、全国規模で「幼児園教師資格」を含む「教師資格認定国家試験制度」が本格的に導入されるようになったことで、今後、４年制大学レベル中心の養成システムに転換していくことが予想される。

２）中国の保育員養成システム

中国の保育員は、教師として認められておらず、保育にかんする技術労働者として位置づけられ、主に教師の補助役として、託児所や幼児園における生活、環境衛生、保健面を担当するとされている。保育員の業務内容[8)]は、担当するクラスの建物・設備・環境の清潔衛生に責任を持つこと、教師の指導のもとで幼児の生活を管理し担当するクラスの教育活動を実施すること、医療関係者と教師の指導のもとで幼児園の安全・衛生保険制度を厳格に実施すること、幼児の衣類と身の回り品および担当するクラスの設備・用具を適切に保管すること、幼児園が制定した種々の規則規定を遵守

すること、教師に協力して様々な教育活動で使用する教具や玩具等の準備と整理を行うこと等である。

1990 年（平成２年）代以前、保育員は教育訓練を受けずに担当する者が多かったが、1990 年（平成２年）代以降、中学校卒業以上の学歴が求められ、少しずつ保育員の資格化が進むようになっている。現在、保育員の資格は、以下の３種類がある[9)]。

①　「初級保育員」（国家資格五級）

- 中学校卒業後、本職を２年以上担当した者
- 中学校卒業後、１年間保育訓練を受け、本職を１年間担当した者
- 高校卒業後、２年間保育訓練を受けた者
- 幼児師範学校、幼児師範職業高校卒業者

②　「中級保育員」（国家資格四級）

- 「初級職業資格証書」取得後、本職を４年以上担当した者
- 幼児師範学校、幼児師範職業高校卒業後、本職を４年以上担当した者
- 中等職業教育の関連専門学科卒業後、本職を４年以上担当し、保育の仕事で優れた成績を修めた者
- 中学校卒業後、本職を６年以上担当した者

③　「高級保育員」（国家資格三級）

- 「中等職業資格証書」取得後、本職を５年以上担当した者
- 中学校卒業後、本職を 10 年以上担当した者
- 幼児師範学校、幼児師範職業高校卒業後、本職を８年以上担当した者
- 中等職業教育の関連専門学科卒業後、本職を８年以上担当した者

このように、保育員にも一定の経験と教育が求められ、経験年数や学歴によって資格が３種類に分けられている。しかし、幼児園教師と比較すると、保育員になるために受ける教育は養成機関におけるものとは限らず、経験に頼る部分が大きいことから、託児所や幼児園の保育の質を上げていくため、現在は保育員の養成課程の開発が求められている。

３）日本と中国の保育者養成カリキュラムの比較検討

次に、日本と中国の保育者養成カリキュラムについて比較する。前述したように、中国の保育者養成は幼児園教師の養成を中心に進められてきたことから、ここでは幼児園教師養成カリキュラムの中でも高校卒業の生徒を受け入れ、３年制で教育を実施する養成のカリキュラムを取り上げる。また、日本の方は指定保育士養成施設における保育士養成のカリキュラムを取り上げ、高校卒業というスタート地点を同じくして、その後の養成課程にどのような違いや共通点があるのか、両者を比較し検討したい。

① 日本の保育者養成カリキュラム―保育士養成カリキュラムから

表３−５−２は、保育士資格取得にかんする科目について、児童福祉法施行規則第６条の２第１項第３号に基づき、必要単位数や授業方法をのぞいて作成したものである。

表３−５−２．日本の保育士資格取得にかんする科目

教養科目	体育、その他養成機関において６単位分設置する
必修科目	【保育の本質・目的に関する科目】 保育原理、教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉、子ども家庭支援論、社会的養護Ⅰ、保育者論 【保育の対象の理解に関する科目】 保育の心理学、子ども家庭支援の心理学、子どもの理解と援助、子どもの保健、子どもの食と栄養 【保育の内容・方法に関する科目】 保育の計画と評価、保育内容総論、保育内容演習、保育内容の理解と方法、乳児保育Ⅰ、乳児保育Ⅱ、子どもの健康と安全、障害児保育、社会的養護Ⅱ、子育て支援 【保育実習】 保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習指導Ⅰ 【総合演習】 保育実践演習
選択必修科目	保育実習ⅡまたはⅢ、保育実習指導ⅡまたはⅢ

教養科目は、「体育」とその他養成機関の創意工夫によって構成されるが、英語等の「外国語」を設置しているところがほとんどであろう。

必修科目は、「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育実習」「総合演習」に系統立てて構成されている。日本の保育・幼児教育の特徴である保育内容５領域については「保育内容演習」や「保育内容総論」において学ぶが、ここには多くの単位数（時間数）が割り当てられている。また、保育所保育の原則である「保育所保育指針」については、「保育原理」で学ぶほか、様々な教科目の中で用いられ、その理解を深めることが求められている。

実習にかんする科目は、必修科目の中の「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」、選択必修科目の中の「保育実習Ⅱ」か「保育実習Ⅲ」である。養成機関によって時間数は多少異なるものの、養成課程の中で、保育所で２週間程度、保育所以外の施設で２週間程度、さらに保育所か施設を選択して２週間程度の実習が義務づけられている。

指定保育士養成施設における保育士養成課程を構成する教科目はこれまでに数度見直しが行われているが、表３−５−２に示したのは、2019 年（令和元年）度より適用されているものである。この教科目の見直しの課程では、６つの方向性からその検討が行われた。それが、現在の保育士資格取得にかんする科目の特徴と言えるだろう。厚生労働省が設置した「保育士養成課程等検討会」[注1)]において示された保育士養成課程にかんする「具体的な見直しの方向性」は以下の通りであり、これらのことは保育士養成課程の教科目だけでなく「保育所保育指針」にも盛り込まれている。

a. 乳児保育の充実

・ 保育の理念や現状、体制などの理解を深めた上で、具体的な保育の方法や環境の構成等を

学び、保育の実践力を習得させる。

b.　幼児教育の実践力の向上

・　保育の計画から評価・改善に至る過程を習得させる。

・　「育みたい資質・能力」および「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置き、子どもの生活や遊びが充実するよう援助する力を習得させる。

c.　「養護」の視点重視

・　子どもの発達、学びの過程や特性に関する内容を体系的に理解させるとともに、子どもと家庭にかんして包括的に理解させる。

・　子どもの理解とそれに基づく援助について、より実践的な力を習得させる。

・　保健的観点に基づく保育の環境整備や心身の健康・安全管理の実施体制など、実践的な力を習得させる。

d.　子どもの育ちや家庭支援の充実

・子育て家庭への支援に関して総合的な力を養うため、子ども家庭支援の基本となる事項や保育の専門性を活かした子育て支援の実践的な事項を取り入れ、体系的に習得させる。

e.　社会的養護や障害児保育の充実

・　子どもとその家庭の理解を踏まえ、理念や制度等の基礎的事項と援助に当たり必要となる実践力を効果的に習得させる。

・　障害児保育に関して、地域社会への参加・包容（インクルージョン）や合理的配慮等の基本的な考え方、対象となる子どもの特性、家庭と連携した援助などの内容をより具体的に理解させる。

f.　保育者としての資質・専門性の向上

・　キャリアパスを見据え、より組織的な運営の下で継続して保育者としての専門性の工場を図ること等の重要性を理解させる。

以上、現在では、a.～f.のような点を踏まえた保育士養成が求められている。

② 中国の保育者養成カリキュラム―幼児園教師養成カリキュラムから

表３−５−３は、中国の幼児園教師養成の中でも、高校卒業からスタートする３年制養成プログラムにおける教育課程を示すものである。また、本表は、劉が示した教育課程表[10)]を参考に作成した。

表３−５−３．中国の幼児園教師資格取得にかんする科目

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">必修科目
(65.4%)</td><td colspan="3">【共通必修科目】
マルクス主義基本原理、毛沢東思想・鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想概論、中国近現代史綱要、法律基礎、思想道徳修養と教師の道徳教育、情勢と政策、情報技術基礎、大学英語、大学国語、体育</td></tr>
<tr><td colspan="3">【就学前教育専攻理論科目】
《教育類》
普通心理学、子どもの発達、子どもの教育心理学、教育概論、就学前教育学（幼児園教育課程を含む)、子どもの言葉と文学、就学前教育研究方法、就学前衛生学、中国と外国の就学前教育史、幼児園管理、家庭と地域教育、幼児園の言語教育と活動設計、幼児園の科学教育と活動設計、幼児園の健康教育と活動設計、社会教育、芸術教育
《教養類》
美術と子どもの美術創作、舞踊と子どもの舞踊創作、音楽と子どもの歌曲創作、自然科学基礎、社会科学基礎、書写、教師用話し言葉
《各養成校独自の科目》</td></tr>
<tr><td rowspan="3">選択科目
(15.4%)</td><td rowspan="2">専攻コース別選択科目</td><td>《人文・社会・科学コース》
科学・技術と社会、人口・資源と環境、社会学概論、児童文化概論、児童映画・ドラマ作品の鑑賞と分析、物質科学、生命科学、地球と空間科学</td><td>《芸術コース》
児童芸術教育概論、合唱と指揮、即興伴奏と子どもの歌曲創作、子どもの舞踊創作、図工制作、コンピューター美術、幼児園の環境創設、玩具設計</td><td>《英語コース》
総合英語、英語で視る・聴く・話す、英語閲読、英語創作、英語作文、英語歌曲と演出、児童英語と活動設計</td></tr>
<tr><td>《体育コース》
幼児園体育学、体操、児童リズム体操、水泳、体育ゲーム、民族伝統体育</td><td>《幼児園経営管理コース》
就学前教育経済学、幼児園経営管理、幼児園組織行動学、園長専門成長実務、就学前教育法規、就学前教育政策学、就学前教育測定と評価、陳鶴琴教育思想研究</td><td>《就学前教育研究コース》
幼児教師専門成長論、教師発達学校実務、就学前行動研究、幼児園の質的研究、教育統計学、教育測定と評価、教育統計ソフト開発</td></tr>
<tr><td colspan="3">自由選択科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育実践</td><td colspan="3">教育観察実習・教育調査（４週)、教育実習（６週）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="3">科目の復習、試験</td></tr>
</table>

表３−５−３からわかるように、中国の幼児園教師養成課程は、「必修科目」「選択科目」「教育実践」の３つのカテゴリーによって構成されている。

まず、必修科目には、一般教養にかんする科目、就学前教育にかんする専門科目が含まれているのがわかる。

一般教養にかんする科目には、「マルクス主義基本原理」「毛沢東思想・鄧小平理論と『三つの代表』の重要思想概論」等、学生に対する思想道徳を育成するための科目が設置されている。また、思想道徳の育成だけでなく、基礎学力の育成を目的として「大学英語」「大学国語」等も設置されている。

就学前教育にかんする専門科目には、「子どもの発達」「子どもの教育心理学」「就学前教育学」等、就学前教育にかかわる様々な専門領域の科目が設置され、さらには、美術、舞踊、音楽等の実践的と思われる科目も設置されている。

選択科目は、養成課程の重要な構成部分であり、学生の専門的特長を十分に発展させるために設置されたものだという[11)]。６コースそれぞれの科目と自由選択科目が設置されている。

実習にかんする科目は、教育実践の中に含まれており、教育実践の科目すべてで 10 週以上が求め

られている。

１つひとつの教科目の詳しい教授内容は不明であり、そこについて言及することはできないが、中国の教育課程の特徴が見えてきた。次に、その特徴を挙げながら、日本の保育者養成カリキュラムとの比較を行いたい。

③ 両国の保育者養成カリキュラムの比較検討

両国の保育者養成カリキュラムから、その共通点や相違点が見えてきた。

まず、共通点としては、実習に一定程度の時間を割き、実践力の向上を重視していることが挙げられる。その中でも、中国の実習にかんする教科目の中には、「観察」「調査」「実習」等の段階があることは特徴的であり、10 週以上と日本より多くの時間を割いている。

しかし、中国の教育課程には、就学前教育に関わる科目が様々に設置されているものの、保育学の基礎となる「保育原理」や「乳児保育」等の科目は設置されていない。また、劉[12)]が指摘するように、すべてのこどもの生活にかんする権利保障を学ぶ科目として、「社会福祉」や「子ども家庭福祉」が設置されていないことも相違点として挙げられる。

さらに、日本の科目「子育て支援」は、中国の科目「家庭と地域教育」にあたると思われるが、全日制や寄宿制を利用する家庭が多い中国の子育て支援と日本の子育て支援は、その目的や内容も異なるものであると考えられる。

最後に、両国の教育課程に共通して言えるのは、多文化に対応した教科目がないということである。日本では、「障害児保育」の中で取り上げることが望まれているが、それは各養成校でその科目を担当する教員の努力に任されており、また、多くの時間数が割かれているわけでもない。多国籍・人種・文化の人々が暮らす現代の社会においては、「多文化保育」等の単独の教科目が設置されてもいいのではないだろうか。

（３）まとめ

ここまでの結果を受け、中国の保育者資格保有者が千葉市の保育施設で働くためには、そのままその資格を活かすことができるわけではないということがわかった。それは、就学前教育にかんする専門科目は学んでいるものの、日本と中国の保育・幼児教育の特徴や目的が異なるからである。本研究においては、千葉市の保育施設の在籍児数が最も多い中国の保育者資格を取り上げたが、他国であっても同様のことが言えると考えられる。

中国やその他の国の外国人を通訳または保育の支援者として雇用する場合には、日本の保育・幼児教育の原則である「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」に基づき、保育内容５領域や「環境を通して行う保育（教育）」「遊びを通した総合的な指導」等[注2)]について理解してもらう必要があるだろう。その際には、各保育施設において、外国人の保育支援者の日本の保育に対する理解に矛盾が生じないよう、改めて自らの保育を振り返る機会持つことが重要であると思われる。

また、多文化に対応した保育については、日本の保育者と外国の保育支援者双方が理解を深める必要がある。さらに日本の保育者においては、外国の保育・幼児教育制度が日本のものとは異なる

特徴を持っていることを認識し、異なっているために保護者の要望や相談が起きているということを理解してもらうことが望ましいのではないだろうか。それは、片方に理解をうながすだけでは同化政策になりかねないことへの配慮でもあり、互いに理解を深めることが、まさに多文化に対応した保育につながると思われるからである。

そして、実際に各保育施設において外国人の保育支援者を雇用する際には、その目的や役割、仕事内容を明確に示すことが重要であると考える。単なる通訳ではなく、外国人乳幼児を支える役割であるということを明確に示す必要があるだろう。保護者アンケートの結果（第３章３.）から外国人乳幼児の保護者が求める支援が明らかになり、また、保育・幼児教育アンケートの結果（第３章２.）から保育者が求める支援も明らかになった。そのような観点からも、外国人の保育支援者の役割が見えてくるだろう。

【注】

注 1）2017 年 12 月、厚生労働省が設置した「保育士養成課程等検討会」において「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」が示された。

注 2）保育内容５領域、「環境を通して行う保育（教育）」、「遊びを通した総合的な指導」は日本の保育・幼児教育の基本であり、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」の第１章総則に明記されている。

【参考・引用文献】

１）山田千明（2006）．多文化に生きる子どもたち―乳幼児期からの異文化間教育―．明石書店，pp. 262-283.

２）李剣・木村留美子・津田朗子（2015）．在日中国人母親の子育てとその家族からの支援の特徴に関する研究．金沢大学つるま保健学会誌 vol. 39（１），p. 110.

３）陳卓君（2018）．０～３歳の保育における中国と日本の比較研究―乳幼児保育の機関から見えてきたもの―．授業実践開発研究，第 11 巻，pp. 69-77.

４）前掲３）

５）前掲１） p. 275.

６）劉郷英・李煜・王磊（2016）．日本と中国における保育者養成システムに関する比較検討．福山市立大学教育学部研究紀要，vol. ４，pp. 137-147.

７）前掲６） p. 142.

８）前掲６） pp. 142-144.

９）前掲６） pp. 144-145.

10) 劉郷英（2011）．中国における保育者養成カリキュラムの現状と課題―「幼児園教師養成プログラム」の検討を中心として②―．子ども学研究論集３，p. 68.

11) 前掲 10） p. 62.

12) 前掲 10） pp. 63-64.

第４章

研究の総括

１．本研究の総括

本研究は、千葉市における外国人乳幼児とその保育にかんする課題に対し、保育現場、行政、研究者の連携のもとに対応していくことを目指して行われた。

総括として、まず（１）～（３）で本研究の目的に沿って、明らかになった実態と課題をまとめる。（４）では中国の保育者資格の文献研究から明らかになったことをまとめる。

（１）外国人乳幼児数の実態と課題

１）全体的傾向

千葉市において住民登録している０～５歳児の人数データを用いて算出したところ、千葉市の全乳幼児 43,036 人の中で、外国人乳幼児が 1,375 人（3.2%）存在することが明らかになった。

全体の傾向としては、中国籍の乳幼児が 801 人（58.3%）と多く、それ以外にも多様な国籍の乳幼児がいることがわかった。その数は全 46 か国・地域であった。

在住地域は全区におよび、美浜区では 51.4%が中国籍と、集住地域に偏りが見られたものの、最も少ない緑区で 14 か国、最も多い美浜区で 29 か国と、どの区にも多国籍の乳幼児が在住していることがわかった。

２）千葉市全体における外国人乳幼児の保育施設在籍率

１）で得られた外国人乳幼児の数と、本研究で実施した保育施設へのアンケート調査から得られた外国人乳幼児数という、現在得られる最も実態に近いと考えられるデータから、外国人乳幼児の保育施設在籍状況を明らかにした。

在籍率は 58.5%であり、平成 31 年の千葉市全体の乳幼児の在籍率とほぼ同程度であった。また、乳児に比べて幼児の在籍率が高かった。

これらの結果から、千葉市にはどの区にも一定数の、そして多様な国籍の外国人乳幼児が存在していること、すべての区で何らかの保育施設に在籍していることがわかった。また、在籍率は千葉市全体とほぼ同程度であることから、外国人乳幼児も全体の傾向と同じ程度には保育施設を利用できていることがわかった。集住の傾向や人数の多寡はあれど、いずれの区においても、外国人乳幼児が在籍することを前提とした保育施設への支援、保育施設に在籍しない外国人乳幼児の子育て支援が必要になることが示唆された。

実態①：すべての区に一定数の外国人乳幼児が在住、半数以上が保育施設に在籍している。 課題①：どの区においても、在籍・非在籍の乳幼児を想定した保育施設への支援・子育て支援を行う体制を作ること。

（２）保育・幼児教育施設における外国人乳幼児受け入れの実態と課題

保育施設アンケートの結果より、回答を得た 272 施設中、現在、その 70.2%にあたる 191 施設に外国人乳幼児が在籍していた。そして 83.5%にあたる 227 施設が、これまでに一度は外国人乳幼児を受け入れた経験があることが明らかになった。しかし、受け入れ開始からの年数は「５年未満」が 36.4%と最も多く、受け入れ経験の浅い施設が一定程度あることがわかった。

また、本研究は千葉市のすべての認可保育施設幼稚園を対象としたが、結果からはどの種別の施設でも、また設置主体や認可年数、規模にかかわらず、外国人乳幼児が在籍していることがわかった。一方で、1 施設あたりの外国人乳幼児数は全体の 75.9%が５人未満であったが、最も多い施設で 30 人と、施設により差があった。

実態②：種別、規模、設置主体等にかかわらず多くの保育施設で外国人乳幼児を受け入れているが、受け入れ経験の浅い施設が一定程度あり、施設により受け入れ人数に差があった。
課題②：種別や規模、設置主体等にかかわらず、どのような施設にもその実態に応じた支援が届く体制を作ること。

（３）保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育の実態と課題

１）保育環境や保育カリキュラムの多様性

外国人乳幼児を受け入れている施設の方が、より多様性に対応した保育環境になっているという仮説を立てたものの、予想通りの結果は得られなかった。第３章２．で考察したように、多くの項目がこどもが落ち着いて生活できる環境を問う項目であったことが影響していると考えられる。一方で唯一、言語・文化的な差異を尊重する環境であるかどうかを問う項目についても差異がなかったことで、外国人乳幼児の存在が、保育環境への配慮にまでつながっていないことが示唆された。

保育カリキュラムについては、外国人乳幼児を受け入れている施設の方が、食事や睡眠といった生活面で柔軟に対応し、他の保護者にも外国人乳幼児の存在を理解してもらう機会を持っていることがわかった。一方で、外国人乳幼児の存在は、保育の中核をなす活動や遊び、園行事に外国の文化や言語を取り入れることにはつながっていないことが示唆された。

実態③：外国人乳幼児受け入れに際し、生活面への配慮や他の保護者への理解を図ることは行われているが、文化的多様性に対応した環境構成や保育活動実施にはつながっていない。
課題③：文化的多様性を尊重した環境構成や保育カリキュラムの構築によって、インクルーシブな保育を実現すること。

２）母文化の尊重と母語の発達保障

保育者は外国人乳幼児に対し、母文化の尊重よりも、日本文化を理解してもらうことを重視していること、また、家庭での保護者とのコミュニケーションにおいては、日本語使用を勧める傾向があることがわかった。

この結果は、本研究が前提としている乳幼児期におけるバイリンガル教育の基本的な考え方が、保育者に理解されていないことを示唆するものである。

実態④：保育者は外国人乳幼児の保育において、母文化尊重や母語保持よりも、日本文化や日本語の理解を重視する傾向がある。 課題④：外国人乳幼児の母文化が尊重され、母語の発達が保障される環境を実現すること。

３）保育・保護者支援のために必要な支援

量的調査の分析では、「保育者からみたこどもの困り感」も「保育者自身の困り感」も全体的に低い値を示していたが、自由記述では高い割合で、「外国人乳幼児の保育において困る場面」、「外国人乳幼児の保護者との関わりにおいて困る場面」が報告されていた。このことから、困り感は広く存在していることがわかった。

「外国人乳幼児の保育における困り感」については、量的分析においても、自由記述の質的分析においても、コミュニケーションにかんする困り感の存在が浮き彫りになった。保育者が外国人乳幼児の保育を行う際、言葉による意思の疎通の困難は、こどもの命を支える食事の提供や、情緒的な安定を保障する気持ちの理解、また、生活習慣や、社会性を育てるための発達援助を行うことを困難にしていた。保育者がその役割を果たせないという困り感だけでなく、こども自身の心身の健康や発達の保障がなされないことにつながってしまう状況に対して、保育者はこどもに対する「心苦しさ」を感じていた。

実態⑤：外国人乳幼児の保育において、コミュニケーションの困難は、単なる意思疎通の困難にとどまらず、こどもに対する養護と教育の機能を果たせないことにつながっている。 課題⑤：保育者と外国人乳幼児のコミュニケーションの支援体制を作ること。

量的調査における困り感は低い値であり、自由記述においても「困っていない」という記述が多数確認された。しかし、【困っていない】にカテゴライズされた自由記述の内容を分析することで、新たな課題が確認された。

「困っていない」という記述の根拠の多くは、日本語でのコミュニケーションがとれるということであった。しかしそこには、たとえ日本語が話せたとしても、文化的背景の異なる外国人乳幼児が園生活の中で味わうであろう葛藤は踏まえられていなかった。外国人乳幼児の言動を正しく理解するためには、その意味や背景を含めて理解することが必要になる。

一方で、バイリンガル教育の観点から考えると、母語の習得が進んでいないことは「困ったこと」になる。しかし、保育者の記述にそれを困ったこととして取り上げるものは１つも見られなかったことから、保育者にバイリンガル教育の考えが浸透していないことが示唆された。

実態⑥：日本語でのコミュニケーションができることが、「困っていない」という認識につながっているが、外国人乳幼児ならではの文化的背景が踏まえられていない。 課題⑥：外国人乳幼児の困り感を正しく認識するための支援体制（母文化における価値観や生活習慣を知る機会の保障、バイリンガル教育についての基本理論の周知等）。

外国人乳幼児の困り感が正しく認識されるようになることで、保育者が規範としている幼稚園教育要領や保育所保育指針、各種のガイドラインや園での慣習等を、こどもの状況に応じて柔軟に運用することが可能になると考えられる。

次に、「外国人乳幼児の保護者との関わりにおける困り感」について述べる。

量的・質的分析の両方から、この困り感にはコミュニケーションの困難が大きく影響していることが明らかになった。コミュニケーションの困難を、日本語のわかる家族に必要なことを伝えることで解消し「困っていない」と回答していた例も多数存在したが、保護者支援という観点から考えると、保護者との直接的コミュニケーションがあってこそ、保育者も保護者の気持ちや考えを理解し、保護者も保育者を信頼してこどもを預けることができる。そしてこの信頼関係は、こどもの人的環境としても重要なものである。さらに保護者の気持ちや考えを理解し、家庭環境を踏まえた上での適切な保育をすることにもつながる。

実態⑦：外国人乳幼児の保護者とのコミュニケーションの困難が、様々な困難に派生している。中でも保護者との信頼関係構築の困難は、適切な保育・保護者支援ができない困難につながる。 課題⑦：外国人乳幼児の保護者との直接的なコミュニケーションの支援体制。連絡帳や日々の活動を伝える壁新聞等、日常的に使用する連携に関連するツールの多言語対応。

また保育者は、保育施設入園前後に必要な情報の多言語対応や通訳等、即効性のある支援を望む傾向が見られた。このように、外国人乳幼児とその家族の早期適応を優先するが故に、保育者は、保護者の文化的ルーツを理解することができない困り感よりも、日本の文化・習慣が理解されないことや、保育の円滑な運用ができない困り感を感じていることがわかった。このことは、そのねらい通り早期の適応に寄与する可能性もあるが、一方で、保護者のルーツである母文化や習慣、日本でこどもを育てる上での苦労や葛藤等についての理解がなされないことにより、保護者の気持ちや考えの理解に至ることができず、結果的に保育や保護者支援に支障を生ずることが予想される。さらに、極端な事例が積み重なることによって、特定の国の保護者へのイメージが固定化する事例も見られた。

実態⑧：外国人乳幼児の保護者の文化的ルーツを理解することよりも、日本の文化・慣習や保育施設への適応が優先されている。
課題⑧：コミュニケーションによって意思の疎通を図るだけでなく、外国人乳幼児の保護者の考えの背景にある母文化・習慣等について理解する機会を持つこと。

外国人乳幼児の保護者との関わりにおける困る場面の特徴の１つは、こどもの保育施設入園前、また保育施設で対応しきれないことに及んでいる、という点にあった。しかし、それらはその後入園してくるという時間的な意味で、あるいはこども家庭への支援の延長という意味で、保育施設での生活と連続しているものであった。この、派生していく困り感への対応を、時期や段階に即した支援という時系列的観点と、関係機関との連携という体制的観点で整理する。

時系列的観点からは、入園前の案内の段階から入園説明や手続きの段階、保育施設での生活が開始してからの段階という各過程における困り感が存在し、前の段階の困り感が解消されないことでその後の段階の困り感が発生する、あるいは深刻化するということがわかった。自由記述の分析からは、通訳支援が得られず、日本の保育の仕組みが理解されないことが、続く入園の手続きや、園生活が開始してから発生する困り感につながっていることが示唆された。また、理解の齟齬が各場面で積み重なることは、保育者と保護者との信頼関係構築を困難にする要因になり得る。さらに、量的調査では、保育施設が必要とする支援として、「保育施設入園前後に必要な情報の多言語対応」が上位に挙がっていたことから、保育現場が求めている支援でもあることがわかった。

実態⑨：保育施設入園前後の各過程において困り感が存在し、前の段階の困り感が解消されないことで、後の段階の困り感が発生、または深刻化していた。
課題⑨：各過程における困り感を解消する支援体制を整えることで、困り感の派生を抑制すること。

関係機関との連携という体制的観点からは、上記の時系列的観点で整理した支援体制は、保育施設だけでは作れないということが言える。

保育施設の役割の説明等、入園前の案内は、外国人への生活案内の段階でも行われているが、これはもともと保育施設の役割ではない。また、これまで書類等の多言語化や通訳を国際交流協会等に都度依頼して来た経緯があるが、より恒常的な連携体制をとることで、保育施設も外国人乳幼児の保護者を理解する助けを得ることができ、国際交流協会も、保育施設を窓口として外国人に支援を届け易くなると考えられる。

さらに、本研究の調査において、令和２年度から試験的に導入されている通訳支援への期待を確認することができた。行政が保育支援として外国人乳幼児・保護者対応者を配置したことは、保育施設にとって画期的なことであると考えられる。すなわち、これまでその時々の課題に応じて保育施設がどこと連携をしたら良いかを判断し、国際交流協会や、各区のこども家庭課、保健所等との

間で連携体制をとっていたが、行政からのこうしたアウトリーチ型の支援があることで、日常の中での困りごとを相談しやすくなり、より外国人乳幼児とその保護者に向き合いやすくなると考えられる。

実態⑩：これまでも、行政や国際交流協会等からの支援の実態は存在したが、保育施設からの依頼に応じ、都度必要に応じて行われていた。一方、令和２年度から導入されている通訳支援に期待が寄せられている。 課題⑩：恒常的な支援体制の構築、アウトリーチ型の支援の強化。

（４）保育・幼児教育施設を利用している外国人乳幼児の保護者の実態と課題

本研究の保護者アンケートは、中国語、スペイン語を使用する保護者合計 233 名を対象に行い、全体の 37.7%にあたる 77 人からの回答を得た。また、このうち自由記述に回答したのは全回答者の 33.8%にあたる 26 人、およそ３人に１人であった。これらの回答を元にした報告となる。

１）家庭での言語環境と、保護者の言語に対する考え方

日本語を「読む」「書く」「話す」「聞く」ことについて、およそ 6～8 割程度の保護者が十分な習得状況になく、困り感を抱えていた。

一方、保護者がこどもと会話する際には、母語と日本語の両方を使用する傾向があり、大人同士で会話するときよりも、相対的に日本語を多く使用していることがわかった。保護者は、こどもの日本での生活や学習においては、母語よりも日本語の習得の方が重要であると考える傾向があり、保育施設や小学校等で日本語を勉強させてほしいという意見も確認された。また、アイデンティティ形成の面では、母語も日本語と同じくらい重要であると考える傾向があり、母語を忘れてしまうことへの懸念を示す意見が確認された。さらに、日本のこどもと交流させたいという願いも認められた。外国人乳幼児の保護者は、こどもが外国にルーツを持つというアイデンティティを持つようになるためにも、母語を忘れてほしくない思いを持ちながらも、日本での生活や学習、また人間関係の構築を優先する気持ちから、家庭においても日本語を使用していると考えられた。

しかし、保護者自身が日本語を十分に話すことができない状況で、こどもと日本語で会話することは、バイリンガルの言語発達という面から見ると、必ずしも適切であるとは言えない。両方の言語を習得してほしいと願う保護者自身も、バイリンガルになるために必要なことを理解していない可能性が高いと考えられる。

実態⑪：家庭の言語環境は、バイリンガルを育てる環境としては、適切でない傾向がある。バイリンガルの言語発達についての知識が保護者に周知されていないことが背景にあると考えられる。
課題⑪：保護者に対し、バイリンガル教育の基本的考え方への理解を促すこと。

２）サポートの利用状況

量的調査からは、健康医療制度や延長保育以外の公的サポートはほとんど利用されておらず、その理由は日本語がわからないことや、情報の存在自体を知らないというところにあることがわかった。自由記述でも、子育て支援が得られないことや病院利用の困難を訴える記述が確認され、これを裏付けていた。

また、私的サポートは同国出身の保護者のサポートが利用されており、同じ文化的背景を持つ同国出身者であることが、保護者にとってはサポートを得やすい存在であることが示唆された。

実態⑫：千葉市が提供している育児サポートは、外国人乳幼児の保護者への情報保障の不十分さからあまり利用されていない。一方、私的サポートは同国出身者から得ていることが多い。
課題⑫：育児サポートを外国人乳幼児の保護者に利用しやすくすること。同国出身者同士のサポートの得やすさを活かすこと。

３）保護者の困り感と、保育施設に求める支援や保育内容

量的分析では、全体として、保育施設に入る前・後共に、保護者の困り感は低く、また保護者から見た外国人乳幼児の困り感も低いという結果になった。一方で自由記述の回答傾向からは、困り感の持ち方は保護者によって個人差が大きく、困っている保護者は多方面に困り感を抱いていることがわかった。

困り感を抱いている保護者の記述からは、主に教育システムの把握、日本語でのコミュニケーションの難しさを感じていることが明らかになった。

このうち教育システムにかんしては､主に小学校就学のための手続き等に関心が向けられていた。しかし、保育施設が小学校就学の準備機関であるとの誤解が読み取れる記述もあった。また、日本語でのコミュニケーションの困難にかんしては、保育施設にとどまらず、医療機関にかかるとき等生活全般の困難を挙げていた。

保護者が望む保育内容として、量的調査からは、施設でのこどもとのコミュニケーションには日本語の使用を望む傾向が見られたが、文化の観点では、日本の文化に親しむことを求める一方、同じくらい母国の習慣や文化も尊重してほしいと考えていることがわかった。自由記述からは、こどもに生活習慣が身についているか、適正に発育しているのかといった、日本人の保護者と共通する保護者の不安も多く含まれていた。

保育施設に求める支援として、量的調査からは、翻訳アプリ等よりも、多文化保育を学ぶ機会や他の保護者との交流の機会を求める傾向が見受けられた。コミュニケーションの問題を解消するこ

とよりも、多文化を前提とした保育の実施や、直接的な交流の機会が相互理解を深めると考える傾向が読み取れる。既に述べたように、保育施設アンケートからは、外国人乳幼児が在籍する園では、在籍しない園よりも、保育参加や懇談会等で、保護者が外国籍のこどもや障害児等、多様なこどもの保育について理解を深める取り組みが行われていることがわかっている。保護者アンケートの結果は、こうした取り組みの意義を評価し、後押しするものである。

一見、矛盾するように見える全体的傾向と自由記述の困り感の関係もあったが、個人差が大きいという前提に立ち返ると、保護者は多様な困り感を持ち、コミュニケーションの困難解消も、文化的側面の尊重を求めていることも、保護者が願いとして記述した事実は、いずれも重く受け止められるべきことである。

実態⑬：保育者とコミュニケーションがとれないことは、保育施設でのこどもの発育状況等がわからない不安につながっている。さらに、生活全般にわたる困り感に影響している。
課題⑬：保護者と保育者のコミュニケーションの支援体制を作ること。医療機関や保健所等、子育てに関わる機関におけるコミュニケーションの支援体制を作ること。

実態⑭：保護者は、日本の文化に親しむことと同じくらい、母国の習慣や文化を尊重した保育内容を実施すること、また、多文化保育を学んだり、保護者同士が交流する機会を持つことを望んでいる。
課題⑭：外国人乳幼児のルーツが尊重される保育内容や、外国人乳幼児の保護者を含む保護者間交流のあり方を検討、実施していくこと。

実態⑮：小学校就学に対する関心が高いが、保育施設の就学に向けた役割を誤解している場合もある。
課題⑮：入園前の段階から、保育施設の役割（就学への準備機関ではなく、幼児期に適した教育を行う機関であること）を一貫して伝えていく体制を整えること。

実態⑯：保護者の困り感や要望は、個人差が大きく、多様である。
課題⑯：保護者の困り感や要望やその背景について、より詳しく調査・研究していくこと。

４）保護者の抱く疎外感について

保護者の自由記述からは、保育施設からの文書が読めないことや、こどもの様子がわからないことから、「差別している」という明確なものまで、表現の幅はあるものの、異国の地で子育てをする親としての不安を表す記述が存在した。この「疎外感」ともとれる認識が、多文化保育を学ぶ機会や保護者との交流の機会を求めることと表裏の関係にあると考察された。

日常的なコミュニケーションの積み重ねの中でこうした疎外感が生まれているとすれば、おたよ

り等の文書の翻訳や、保育者とのコミュニケーションの支援は、大変重要なものになる。また、特定の行事に限った取り組みではなく、日頃からこども１人ひとりが多様であるという事実を当たり前のこととし、互いから学び合えるような保育を行うことが、保護者の安心感につながると考えられる。

実態⑰：保育における日常的なコミュニケーションや、こどもへの接し方から、外国人乳幼児の保護者が、疎外感を抱くことがある。 課題⑰：文書や口頭によるコミュニケーションへの支援、こどもの多様性を前提とした、インクルーシブな保育を行うこと。

（５）中国における保育者の資格についての文献研究から明らかになったこと

本研究では、千葉市において最も多く在住し、保育施設への在籍も多いのは中国籍の乳幼児であることが明らかになった。千葉市における外国人乳幼児の保育を考える時に、中国の保育とはどのようなものか、中国において保育に期待されているもの、そして保育者の役割はどのようなものかを知ることは、我々に様々な示唆を与えてくれた。以下に、文献研究の結果明らかになったことをまとめる。

１）保育施設に求められる要求水準の高さ

中国には、日本の厚生労働省にあたる衛生部門管轄の「託児所」で０～３歳児を、日本の文部科学省にあたる教育部管轄の「幼児園」で３～５歳児を対象とした保育を行っている。日本の保育施設の制度と異なる点の１つに、保育（教育）時間・日数がある。その中でも特に全日制、寄宿制は、１日４時間を標準とする日本の幼稚園、原則８時間とされている保育所の保育時間を大幅に上回るものである。つまり中国では、こどもの生活と教育を保育施設が担う割合が日本よりもずっと高い場合がある。同じことを保護者が日本の保育施設に対して期待することになると、必然的に要求水準は高くなる。また、中国における保育者も、保育や幼児教育とはこどもの生活や教育のすべてを担うものであると捉えている可能性がある。

２）専門性の差異

中国の保育者である「幼児園教師」と「保育員」の養成課程を取り上げ、専門性について検討した。「幼児園教師」は、中学卒業から４年制大学レベルまで５種類の形態の養成課程があるが、どのレベルの養成機関を経ても取得できる「幼児園教師資格」は１種類である。また「保育員」は、幼児園教師と比較すると、養成機関での専門教育を受けるというよりも、実務経験を積むことで得られる資格となっている。どちらも保育の質を高めるために、国家試験が導入されたり、養成課程の開発が求められている状況である。

日本では、幼稚園教諭免許も保育士資格も、高等学校卒業以上からの養成課程であるのに比べ、中国では、中学卒業から資格を取ることができるという年齢や基礎学力の違いがある。また、特に

「保育員」にかんしては、専門教育を受けるというよりも、実務経験によって得られる資格であるというところから、実践と省察から理論が作られ、理論を元に実践することを積み重ねてきた日本の保育や幼児教育とは大きく異なることがわかった。

３）乳児保育、福祉的視点よりも就学前教育を重視した養成課程

中国の保育者資格の中でも、養成課程が存在する幼児園教師の養成課程と、日本の保育士養成課程を比較した。その結果、実習にかんしては中国の方が多くの時間を割いており、就学前教育についても様々な科目が存在したが、保育学の基礎である「保育原理」や「乳児保育」、またこどもの権利を学ぶ福祉系の科目が設置されていなかった。また、日本の「子育て支援」にあたる科目が存在したが、先述のように保育施設に期待される役割が日本と異なると考えられるため、同じものとして読み替えるのは難しいと考えられた。

また、両国に共通していたのは、多文化に対応する教科目が存在しないことであった。

このように、中国における保育・幼児教育施設の役割、そして保育者に期待されることは、日本におけるそれとは様々な相違があることがわかった。背景には、それぞれの国の社会的状況や教育観が存在していることが伺えた。

この調査から明らかになったことは、以下の２点にまとめることができる。

① 中国において保育施設が担っている役割の実態から考えると、日本の保育施設を利用する中国人保護者は、保育者に対して、日本の保育者に期待されるよりも多くのことを期待すると考えられる。特に、養護と教育の両面を重視する日本の保育に比して、教育面での期待が大きくなると考えられる。また、日本では、養護の一部である生活習慣の獲得にかんして、こどもが自ら必要性を感じて取り組むことを重視する文化があるが、中国では、全寮制の保育施設もあることから、生活習慣についての指導も、教育の一部として、大人の指示に従うことを重視する傾向があると考えられる。

② 中国の保育者資格の保有者は、保育施設に求められる役割や、養成課程から考えると、日本の保育者に比べて、教育的意図を強く持っていると考えられる。

２．行政課題の解決に向けて

（１）量的な把握から言えること

１）区・施設種別を問わず支援できる体制作りの必要性

外国人乳幼児の保育にまつわる課題は、外国人乳幼児の分布等による地域差があり、切実な地域とそうでない地域があると考えられる。日本保育協会の平成 20 年度の調査[1)]によると、都道府県、政令指定都市、中核市を合計しても、外国人乳幼児が入園している保育所の数を把握しているのは、全体の 48.5%に過ぎなかった。第１章で述べたように、外国人数が増加しているのは千葉市だけでなく、他にも数の把握を始めている自治体もあると思われる。

本研究では、千葉市においてはじめて、保育・幼児教育の対象年齢であるすべての外国人乳幼児の量的把握と、認可保育施設と幼稚園を含めた外国人乳幼児の量的な把握を試みた。その結果、すべての区、すべての種別の保育施設において、多国籍の外国人乳幼児が存在すること、受け入れ経験の浅い施設や、大勢の外国人乳幼児を受け入れているケース等、様々な実態があることがわかった（実態①・②）。ここから、千葉市の保育施設に通う乳幼児が、どの地区のどのような種別の施設に在籍していたとしても、適切な支援を享受できる体制が作られる必要性が導き出された（課題①・②）。また、保育施設に在籍しない乳幼児も一定数いることがわかった（実態①）。非在籍児も含む地域子育て支援も、外国人乳幼児の存在を前提に考える必要性があることがわかった（課題①）。

２）把握を継続する必要性

量的把握は、支援を行う上での量的ニーズの調査にもなる。外国人数が全体に増加傾向にあることからも、今後も把握を継続していくことで、地域ごとの外国人乳幼児の保育や子育て支援に対するバックアップをするための基礎データとなりうると考えられる。

また、ニーズという意味でより正確なデータを得るために、入園書類に、通訳支援を目的とした母語を記入する欄を設けることも考えられる。

（２）バイリンガル教育の基礎知識についての周知徹底

保育者は外国人乳幼児の保育において、母文化尊重や母語保持よりも日本文化や日本語の理解を重視する傾向があった（実態④）。保育者が乳幼児のバイリンガルとしての言語発達を支援するために、家庭では母語を話すことで母語発達を保障することや、こどもの母文化を尊重することの意味を認識し、適切な言語発達環境を実現する必要性が導かれた（課題④）。

また、保護者自身が、こどもに日本語を身につけてほしい思いから、家庭で慣れない日本語を使ってこどもとコミュニケーションをとる傾向が明らかになった（実態⑪）。保護者自身も、バイリンガルを育てる適切な環境について認識し、家庭では母語を使用することによって、こどもの第１言語である母語の発達を促すことが必要になることがわかった（課題⑪）。

保育者と保護者にバイリンガル教育の基本的な考え方についての認識を促すためには、一般的には研修や学習会等が考えられる。しかしこのことは、保育者と保護者だけでなく、千葉市の保育に

かかわるすべての部署や関係機関に広く周知する必要がある。そのためには、簡潔に書かれたリーフレットを多言語対応で作成して配布したり、千葉市の外国人への案内のサイトに掲載するといったことで、広くアクセスできるようにすることが考えられる。

（３）受け入れ体制の整備

外国人乳幼児が保育施設に入園する前後において困り感が存在し、前の段階の困り感が解消されないことで、後の段階の困り感が発生、あるいは深刻化することがわかった（実態⑨）。また、これまでも、保育施設からの要請に応じて行政や国際交流協会が通訳や翻訳等の支援を行っていることがわかった（実態⑩）。

しかし、実際には書類の多言語対応や通訳等の支援が行き届いていなかったために、説明が伝わらなかったり、手続きを手伝うことになるケースがあることがわかった。文書の内容がわからないことやこどもの様子がわからないことから、実態⑰のように、疎外感ともとれる感情を保護者に抱かせている事実も確認され、これらの対応は、単なる伝達としてだけではなく、保護者との信頼関係構築のためにも、必要であることがわかった。また、保護者が小学校就学に向けた情報を求めていることもわかった（実態⑮）。

これらのことから、以下のような受け入れ体制作りが必要であると考えられる。

１）保育・幼児教育施設の役割の説明、利用の仕組み等の多言語対応（外国人への生活案内の段階）

千葉市の保育・幼児教育についてのガイドブックの作成と配布

２）入園前、入園説明・手続き、園生活という、時期や段階に沿った支援

①入園前の案内の段階：案内資料の多言語対応、通訳の配置、入園後の行政によるフォローアップ体制

②入園説明・手続きの段階：申請書類や入園のしおり、児童票等の多言語対応、通訳支援

③入園後の園生活の段階：日常生活におけるコミュニケーション支援（通訳支援）、おたより等の多言語対応

④小学校就学までに目指している育ちや具体的な就学手続きが見える多言語対応の案内

これらの支援を、保育施設のみで行うことは不可能である。保育施設にかかわる前の入園案内の段階や、入園前後の説明における資料の多言語対応、通訳等は、行政が主導して国際交流協会等の協力を得ながら組織的に行っていくことが求められる（課題⑨・⑮）。保育施設は、支援を得ることによって、外国人乳幼児の保護者との信頼関係を築くことに集中することが可能になり、外国人乳幼児の保護者は、支援を得ることによって、１人の保護者として大切に扱われていると感じる可能性が高まる（課題⑰）。同じ理由から、令和２年度から導入されている日常の保育の中での通訳支援は、今後拡充していくことで、確実に受け入れ体制の改善に寄与していくものと考えられる（課題⑩）。

（４）多文化共生保育を実現する取り組み

本研究は、外国人乳幼児の保育の現状を、困った状況と捉えることから、質の向上を目指す契機と捉えるようになることを目指している。しかし現在、外国人乳幼児の保育に対する支援が十分に行き届いていない状況で、まずは困り感に耳を傾け、必要な支援を考えることを優先した。そして、保育環境や保育カリキュラムにおいての現状から、保育の質の向上に必要と思われる取り組みを考察した。

１）コミュニケーション支援とこどもの困り感を理解するための支援

保育を行う上での困り感の主なものは、コミュニケーションの困難であり、これは、単なる意思疎通の困難にとどまらず、こどもに対する養護と教育の機能を果たせないことにつながっていることがわかった（実態⑤）。また、「困っていない」という認識に、日本語でのコミュニケーションができるという前提がある場合が存在することがわかった（実態⑥）。保育者にとっては困らないことでも、外国人乳幼児の文化的背景が踏まえられていないとしたら、これは「困ったこと」になる。

以上のことから、まず、保育者が外国人乳幼児と直接コミュニケーションをとることに対する支援が必要であることがわかる（課題⑤）。通訳支援は、保護者との間で求められがちであるが、こどもの気持ちを保育者に伝えたり、保育者の考えをこどもに伝えることの積み重ねから、こどもが安心して活動に参加したり、自らの思いを表現しようという意欲を育てていくことが可能になる。また、保育者と共にこどもを理解することで、そのこどもの保護者と保育者との間でのコミュニケーション支援も円滑に行うことができる。

また、外国人乳幼児の困り感を正しく認識するためには、そのこどもの母文化における価値観や生活習慣を知ることが必要になる（課題⑥）。そのためには、保育者が必要とした時にこうした情報提供が受けられることが望ましい。通訳支援がそれを担うことができる場合もあるかも知れないが、（７）に挙げる関係機関との連携体制の中で保育者を支援することができれば、より行き届いた支援が可能になると考えられる。また、（２）に挙げたバイリンガル教育についての基礎知識についての周知も、こどもの困り感の認識を助けるものと考えられる。

２）文化的多様性を尊重した環境構成や保育カリキュラムの構築

１）の支援をベースとして、保育環境や保育カリキュラムに文化的多様性を反映していくことが必要になることがわかった（実態③）。

保育環境としては、外国人乳幼児の出身国に印をつけた世界地図や、その国で大切にされている行事や習慣、簡単な挨拶等を紹介する掲示をすることや、保育室に多様な肌の色の人形や、多様な国の言葉で書かれた絵本、テーブルゲームを設置する等、こどもや保護者が普段何気なく触れる環境に、文化的に多様であることが当たり前であることを示すものを置くこと等が考えられる。

保育カリキュラムとしては、外国人乳幼児の国の遊びを取り入れたり、母語を取り入れることで、外国人乳幼児が主体的に遊びに参加できるように支援することが考えられる。好きな遊びをする時間にこどもが自分からしている遊びや、こども同士の自然な関わりを尊重し、文化や価値観との関

係も含めその遊びや関わりの理解を深めていくことも大切である（課題③）。

保育カリキュラムにかんしては、送迎時に保護者が目にする掲示等で、その日に行われた活動や遊びを紹介する際、外国人乳幼児が他のこどもと共に参加している様子を、写真や、やさしい日本語、できれば簡単な母語を交えて紹介することが考えられる。保護者が普段の保育者のこどもに対する接し方から疎外感を感じる場合があることが確認されていることから（実態⑰）、活動や遊びの紹介は、報告や伝達という意味だけでなく、活動における保育者の意図や、こどもに対する理解、どの子も大切にしているという保育者の考えを保護者に知らせていく重要な資料ともなり得ると考えられる（課題⑰）。

アンケートからは、食事や服装等の習慣、トラブル等の際のこどもや保護者の表現等が、日本のそれと異なる場合に、保育者が戸惑う場合が多いことがわかった。これらのことは、母文化における価値観や習慣によるところが大きいと考えられるため、危険等のない限り、まずは否定することなく、保育現場との折り合いをつけることが必要となる。

こうした取り組みは、必ずしも即効性がある訳ではなく、地道なものであるが、外国人乳幼児が一人の仲間として受け入れられているという感覚を持つためには、必要なことである。また、１）の支援が行き渡ることによって、外国人乳幼児やその保護者に対する理解が深まり、どのようなことを保育環境やカリキュラムに取り入れることが適切か、より明確になると考えられる。

（５）外国人乳幼児の保護者に対する支援

１）日本語でコミュニケーションができない保護者への支援

保育者は外国人乳幼児の保護者とのコミュニケーションに困難を感じていること、その困難が様々な困難に派生し、中でも保護者と信頼関係を築けないことが、適切な保育・保護者支援ができないということにつながっていることがわかった（実態⑦）。一方、保護者も保育者とコミュニケーションをとれないことにより、保育施設でのこどもの発育状況等がわからないという不安を持っていることがわかった（実態⑬）。保育者、保護者双方が、互いにコミュニケーションをとることを求めつつも、言語が障壁となり、それができずに様々なことに困難や不安を感じているわけである。

以上のことから、日本語でコミュニケーションができない保護者に対し、何らかの支援をしていく必要があると思われる。具体的に考えられる支援として、１つには、保育者と保護者の面談の際や、こどもの送り迎え時にこどもの様子を伝える際等、然るべき場面に通訳者を入れることである。また、連絡帳や日々の活動を伝える壁新聞等を翻訳すること（課題⑦）で、保護者はこどもの様子をより詳しく知ることができ、安心感につながるだろう。さらに、保育施設以外の、医療機関や保健所等、子育てに関わる機関においても、日本語でのコミュニケーションが必要とされる場面においては、通訳等の支援が必要である（課題⑬）。

コミュニケーション支援によって互いの意思を伝え合うことが可能となり、保護者支援の土台となる信頼関係の構築につながると考えられる。しかしながら、保育者は保護者の文化的ルーツを理解することよりも、日本の文化・慣習や保育施設への適応を優先していることがわかった（実態⑧）。一方の保護者は、日本の文化・慣習を理解することや保育施設への適応を拒んでいるわけではない

ものの、自身の考えを理解してほしいという思いも同時に持っている。このことから、通訳を介すること等によってコミュニケーションが可能になった際には、意思疎通を図るだけでなく、保護者の考えやその考えの背景にある母文化・習慣等について理解するよう努めることが期待される。(課題⑧)。

２）保護者同士が相互理解を図る機会の保障

保護者は、多文化保育を学ぶ機会や、保護者同士が交流する機会を持つことを望んでいることがわかった（実態⑭)。言語の障壁はあるものの、その問題を解消することよりも、日本人保護者や他の外国人乳幼児の保護者との直接的な交流の機会を望んでいるのである。

本研究の結果からは、各保育施設の保育参加や懇談会等において、保護者が外国籍のこどもや障害児等の多様なこどもの保育について理解を深める取り組みが行われていることがわかったが、そのような取り組みがより多くの保育施設で行われることが望まれる。今後、外国人乳幼児の保護者を含む保護者同士の交流のあり方をさらに検討し、より多くの保育施設において実施されることが必要である（課題⑭)。また、その際には、各保育施設の保護者間交流の好事例等を互いに情報交換できるとよい。何十年も前から外国人乳幼児を受け入れてきた保育施設もあれば、受け入れて間もない施設もある。各保育施設のこれまでの取り組みを多文化共生という観点から検証し、共有していくことができる仕組み作りを行政が支援することも必要であろう。

３）保護者の困り感をより詳しく知ること

本研究の結果からは、保護者の困り感や要望は、個人差が大きく多様であることがわかった（実態⑯)。日本語でのコミュニケーションができないことに大きな困り感を抱いている保護者もいれば、それよりも文化的側面の尊重を求めている保護者もいる。

保護者の困り感をより詳しく把握することは、保護者支援の一環として重要なことであり、今後は、保護者の困り感や要望、その背景について、より詳しく調査していくことが必要である（課題⑯)。

（６）保育支援者としての、外国人雇用

外国人乳幼児の保護者は公的な育児サポートをあまり利用しておらず、同国出身者から私的にサポートを得ていることがわかった（実態⑫）。公的サポートの情報保障の不十分さからあまりそれらを利用していないこともあるが、同国出身者同士で私的に育児を支え合うのは、同国出身者という安心感があることが大きいのであろう。

以上のような観点から、保育の支援者として外国人を雇用していく必要があると思われる。その際、中国をはじめとする外国の保育者資格保有者であることは、それぞれの国の保育観や保育者に求められる役割の違い等から、必ずしも雇用の必須条件にはならないと考える。

保育を支援する外国人には、まず、自国の保育観や保育施設の役割との違いを前提に、日本の保育施設の目的や役割を理解してもらうことが必要になるだろう。その上で、外国人乳幼児や保護者

が安心し、日本の保育施設の環境に慣れていけるようサポートする役割が求められる。また、それと同時に、外国人乳幼児や保護者の言動の意味を文化的背景と共に保育者に伝えることも重要であり、双方の橋渡しをする役割が期待される。

具体的には、日本の保育者による外国人乳幼児の理解を支える役割として、こどもの気持ちや言葉を聞き取ってもらうことや、外国人の保護者支援のために保護者と保育者の間に立って通訳をしてもらう等の役割が考えられる。ただしその際には、外国人の支援者だけに頼るような状況にならないよう、保育者と共に取り組む体制を作ることを前提としなければならない。

さらに、長期的な施策として考えられるのは、日本の保育者資格を持つ外国人保育者の養成である。この点については、地域の保育者養成校と連携していく必要があるだろう。

（７）連携システムの構築

令和２年度から導入されている通訳支援は、保育施設からの要請を出発点とする従来の支援体制と異なり、行政主導で行われている現場へのアウトリーチ型の支援である（実態⑩）。外国人乳幼児の保育において困ったことがあったときに、まず相談してみようと思える拠り所が存在することは、保育施設にとってこれまでになく意義深いことであることがわかった。

この通訳支援は、現在限られた地域・園で行われている。これを拡充していくことがまず重要であると考えられる。

もう１つは、これまでも支援を求めてきた関係機関との、恒常的な連携体制の構築である。保育施設への受け入れ体制作りのための通訳や翻訳等の支援は、毎年必要なものである。こうした支援については、行政のコーディネートにより、国際交流協会等の協力を得ながら組織的に行う体制を作っていくことが考えられる。また、保育施設が外国の文化や習慣等についての情報を求めたときに、国際交流協会から情報提供を受けられる等、行政を介さない直接的な連携体制があることで、国際交流協会にとっても、保育施設を窓口として外国人に支援を届け易くなると考えられる（課題⑩）。

さらに、保護者アンケートから、外国人乳幼児の保護者が最も頼っていたのは、同国出身者のサポートであることがわかった。このことから、私的サポートを行うコミュニティとの連携を図ることも重要であると考えられた。行政が市の育児サポートの案内等を外国人のコミュニティに届けることで、市の育児サポートについて周知すると共に、利用してもらうことで日本人保護者との交流を図ることができる。

（８）保育施設非在籍児を含む地域子育て支援への取り組み

どの区にも外国人乳幼児がおり、保育施設に在籍しているこどもと、そうでないこどもがいることがわかった（実態①）。在籍・非在籍を問わず行われる地域子育て支援が、外国人乳幼児とその保護者にも届くようにする必要があるが、実際には日本語でのコミュニケーションが困難であるために、情報にアクセスできない、あるいは情報があっても内容を理解できないために利用できていないことがわかった（実態⑫）。

まず必要なのは、地域子育て支援の案内の多言語対応である。リーフレットやウェブサイトを作成し、国際交流協会のサイトとのリンクを貼ることに加え、（７）で述べたように外国人コミュニティに周知する等の努力が必要になる。情報が行き渡ることで、こうしたサービスが利用できることが、外国人コミュニティで共有・継承されていくことも期待できる（課題①・⑫）。

実際の子育て支援の場においては、支援が成り立つように、外国人乳幼児やその保護者とのコミュニケーション支援が必要になると考えられる。離乳食や予防接種、感染症等についての案内も、多言語対応のものを作成することで、保健所や医療につなぐ場合にも、コミュニケーションの助けになると考えられる（課題⑫）。

３．今後の課題

本研究では、多文化共生保育に向けた第一歩として、外国人乳幼児の数の把握をはじめ、保育施設アンケート・保護者アンケートから外国人乳幼児の保育の実態と課題を明らかにすることを試みた。

行政の把握するデータ（千葉市在住の外国人乳幼児数）の活用や、幼保運営課からの直接の呼びかけによって施設アンケートの高い回収率を得たこと等、共同研究の強みを最大限に活かして、おおよそ目的は達成されたと考える。

しかしながら、今回の研究で十分把握できなかったこと、そして今後追求していくべきことも明らかになった。今後の課題として以下に示す。

（１）外国人乳幼児の保育にかんする具体的な取り組みの整理・検証・共有

本研究では、外国人乳幼児の保育への行政による支援が始まったばかりであることを鑑み、まずは現場における困り感を優先してアンケート調査を実施した。しかし実際には、20 年以上前から外国人乳幼児の保育を担ってきた保育施設もあり、そこでは様々な努力がなされ、実績が積まれてきたと考えられる。

各保育施設が手探りで外国人乳幼児や保護者との信頼関係を作ろうとしてきた具体的な取り組みや保育の工夫は、貴重なものであると考えられる。多文化共生保育を目指すにあたり、先人達の取り組みを整理・検証し、共有していくことが必要であると考えられる。

（２）外国人乳幼児の保護者に対する調査

本研究における外国人乳幼児の保護者へのアンケートは、もともとどの程度の人数の外国人乳幼児が、どのように分布しているのかを把握していない状況で、すべてを網羅することはできなかった。その代わりに、最も数の多かった中国、そして通訳支援の対象にもなっているスペイン語使用の保護者に絞るという形をとって行い、一定のデータを得た。

しかし、外国人乳幼児の人数や分布がおおよそ明らかになったところで、より広範な、多国籍の

保護者を対象として調査をすることが可能になる。国籍や言語、同国出身者のコミュニティの有無等によっても、今回把握できたものとはまた異なる困り感や要望が明らかになると考えられる。

また、本研究では日本語で作成したアンケート調査を外国語に翻訳して実施した。しかしながら、第３章２．でも考察したように、アンケートへの回答がデータとして無効になってしまうものも複数あったことから、アンケートという調査方法そのものに馴染みがない場合もありうる。このことから、外国人乳幼児の保護者に適した調査方法の研究が必要であると考えられる。

（３）非在籍児の把握

本研究は、千葉市全体としての外国人乳幼児の人数把握、保育施設への在籍・非在籍人数について調べたが、その後は保育施設に在籍する外国人乳幼児の保育の実態に着目して研究を進めてきた。つまり、保育施設に在籍しない外国人乳幼児については、それ以上掘り下げていない。

大まかな保育施設在籍の傾向としては、千葉市全体のそれと一致していたものの、保育施設に在籍していない外国人乳幼児が、就学までの時期をどのように過ごすのか、ということも、重要なことである。いずれ何らかの保育施設に在籍するこどももいようが、保護者の考えで保育施設に通うことを選択しない場合、あるいは本研究で子育て支援の情報が保育施設の保護者にすらあまり知られていなかったように、情報保障の問題から、通いたくても通えない場合も考えられる。場合によっては、外国人の不就学につながる問題となりうる。

そのため、保育施設非在籍児の実態についても、今後明らかにする必要がある。

【参考文献】

１）日本保育協会（2008）．保育の国際化に関する調査研究報告書.

４．多文化共生保育の実現に向けた連携のイメージ図

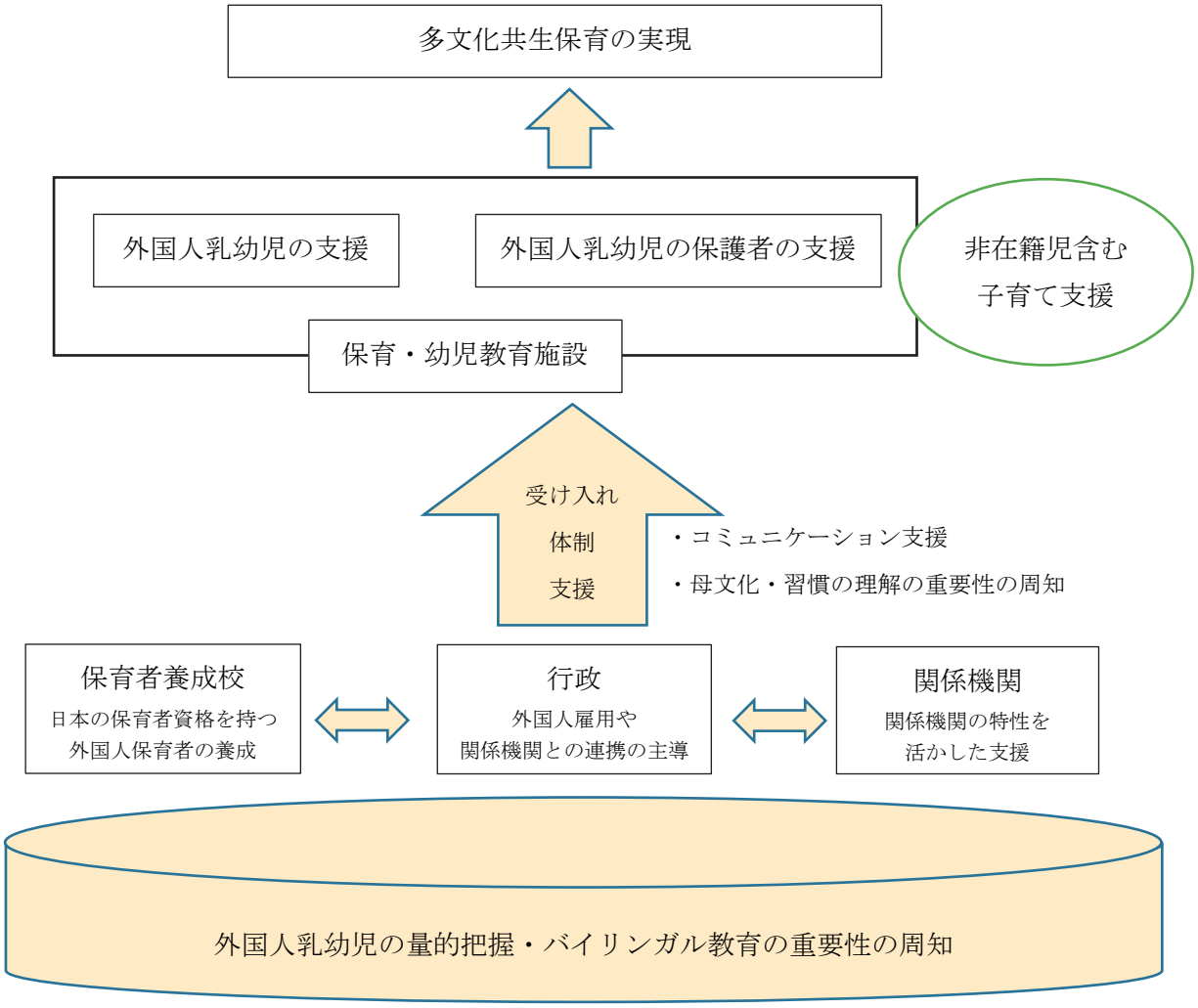

添付資料

保育・幼児教育施設アンケート

千葉市の保育･幼児教育施設における外国人児童の保育の実態に関するアンケート

このアンケートは、貴施設の「外国人児童の保育の実態」についてお伺いするものです。お答えいただいた回答は、統計的に集計、処理され、施設名などが特定されることは一切なく、また調査以外の目的で使用されることも一切ございません。本調査の結果は、多様性を尊重した保育の実現に向けた支援体制づくりにつながります。何卒ご協力をよろしくお願い致します。

アンケートは、施設長（所長・園長）にお答えいただきますようお願い致します。

※ 本調査における「外国人児童」とは、下記の条件を１つでも満たした児童を指します。

①外国籍である。

②外国語を使用する。

③主な使用言語は日本語だが、外国にルーツがある。

以下、ご記入いただきますようお願い致します。

貴施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　役職：＿＿＿＿＿＿＿＿

ID：＿＿＿＿＿＿＿＿

1. 貴施設の基本情報についてお伺いします。

問1　貴施設の分類について、当てはまる番号に〇をつけてください。

① 保育園　② 認定こども園　③ 家庭的保育事業　④ 小規模保育事業　⑤ 事業所内保育事業　⑥ 幼稚園

問2　設置主体について、当てはまる番号に〇をつけてください。

① 公立　② 社会福祉法人　③ 学校法人　④ 宗教法人　⑤ NPO 法人　⑥ 株式会社　⑦ その他

問3　施設認可年月を教えてください。

西暦（　　）年（　　）月　　認可（　　）年目

問4　所在地について、当てはまる番号に〇をつけてください。

① 中央区　② 花見川区　③ 稲毛区　④ 若葉区　⑤ 緑区　⑥ 美浜区

問5　職員（非常勤・パート含む）の保育者としての経験年数を教えてください。

1～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10 年～15 年未満	15 年～20 年未満	25 年以上	合計
名	名	名	名	名	名	名

問6　児童定員数を教えてください。

（　　）名

問7　現在（2020 年 9 月 1 日時点）の入所児童数とその内の外国人児童数を教えてください。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
入所児童数	名	名	名	名	名	名	名
内、外国人児童数	名	名	名	名	名	名	名

問8　現在（2020 年 9 月 1 日時点）入所の外国人児童の使用言語別人数について分かる範囲で教えてください。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1. 中国語	名	名	名	名	名	名	名
2. 英語	名	名	名	名	名	名	名
3. スペイン語	名	名	名	名	名	名	名
4. 韓国語	名	名	名	名	名	名	名
5. ポルトガル語	名	名	名	名	名	名	名
6. 日本語	名	名	名	名	名	名	名
7.	名	名	名	名	名	名	名
8.	名	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名	名

問9　貴施設では、外国人児童の受け入れを開始してからどのくらい経ちますか。当てはまる番号に〇をつけてください。

① 受け入れたことがない　② 5 年未満　③ 5～10 年未満　④ 10～20 年未満　⑤ 20 年以上

※なお、「① 受け入れたことがない」と回答された場合も、問 10 以降の質問にもご回答ください。

2. 貴施設の保育内容・保育環境についてお伺いします。

問10　貴施設の一日の活動内容についてお伺いします。

①貴施設の開園時間と閉園時間を教えてください。下記のグラフの【時刻】の下に（開園）・（閉園）とご記入ください。

②一日の中で、「保育者が活動を設定し、一斉に活動する時間（食事・午睡等の生活時間は除く）」を下記のグラフに矢印でご記入ください。年齢は、3 歳以上児を想定してください。

【例】開園が 9:00、閉園が 14:00、「保育者が活動を設定し、一斉に活動する時間」が 12:30～14:00 の場合。

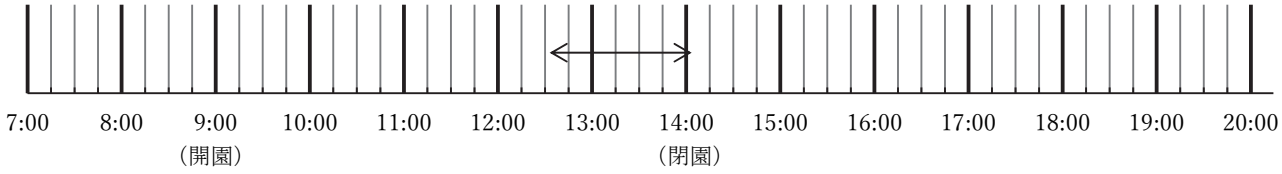

【貴施設】

問11　貴施設の保育環境についてお伺いします。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く当てはまらない	あまり当てはまらない	やや当てはまる	とても当てはまる
1.	1 日の活動の流れが視覚的にわかるように、保育室内にイラストカード等が掲示されていて、こどもが常に今が何の活動の時間なのかを把握できる。	1	2	3	4
2.	次の日に必要な持ち物等を、文字だけではなく、イラストや実物等を用いて掲示している。	1	2	3	4
3.	遊び空間がコーナーに分かれている（低い棚等で仕切られている）。	1	2	3	4
4.	玩具の収納場所には、こどもが一目で玩具の位置がわかるようなラベルシール（写真等）が貼ってある。	1	2	3	4
5.	保育室内に一人になって静かになれるような場（例えば、ソファーやテント等）がある。	1	2	3	4
6.	保育室はこどもが安心して過ごせるような心地よい色合いである。	1	2	3	4
7.	プラスチック等の人工的な素材よりも、木材・石等の天然素材の家具や玩具が多い。	1	2	3	4
8.	似ている玩具・教材は一緒に収納されている（例えば、クレヨン、テープ、画用紙等、製作に必要なものは同じ棚にある）。	1	2	3	4
9.	こどもたちが使いたい玩具を自分で見つけて手に取れるような場所に玩具が置かれている。	1	2	3	4
10.	保育室内にある玩具は、そのクラスのこどもたちの文化的・言語的な多様性をふまえて選ばれている（例えば、ままごとコーナーには様々な肌色・髪色の人形が置いてある。絵本コーナーには日本語以外の文字で書かれた絵本が置いてある、等。）	1	2	3	4

問12　貴施設の保育カリキュラムや保育内容についてお伺いします。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		いいえ	どちらかといえばいいえ	どちらかといえばはい	はい
1.	園行事の中に、多様な文化に親しむ行事がある。	1	2	3	4
2.	普段の保育の中で、多様な文化に親しむ遊び・活動がある。（外国の遊び・玩具や食事を取り入れる等）	1	2	3	4
3.	多様な習慣や文化を前提とし、食・睡眠等の生活面に柔軟に対応している。	1	2	3	4
4.	普段の保育の中で、日本語以外の言語に触れる機会がある。	1	2	3	4
5.	同じ活動・遊びであっても、多様な参加の仕方ができることを重視している。	1	2	3	4
6.	皆が同じように活動・遊びに参加できることを重視している。	1	2	3	4
7.	保育参加や懇談会等で、保護者が外国籍のこどもや障害児等、多様なこどもの保育について、理解を深める機会がある。	1	2	3	4

3. 貴施設の外国人児童の保育の実態についてお伺いします。

問13　貴施設の外国人児童の入園を受け入れる体制についてお伺いします。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		いいえ	はい
1.	外国人児童と保護者の為の通訳アプリ等のコミュニケーションツールがある。	0	1
2.	保護者の為の外国語で書かれた入園案内書等がある。	0	1
3.	外国人児童の受け入れを想定した職員配置がなされている。	0	1
4.	通訳を頼める保護者がいる。	0	1
5.	通訳ボランティアがいる。	0	1
6.	外国人児童に関する研修に参加し、多文化理解を深めている（園内研修も含む）。	0	1
7.	外国人児童の受け入れのための保育マニュアル等がある。	0	1
8.	外国人児童の小学校就学のための制度や手続きに関する情報を周知している。	0	1

問14　貴施設の外国人児童の保育についてお伺いします。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く当てはまらない	あまり当てはまらない	やや当てはまる	とても当てはまる
1.	日本の文化･生活習慣を理解してもらうように保育の中で働きかけている。	1	2	3	4
2.	そのこどもの母文化・生活習慣を維持するように援助している。	1	2	3	4
3.	こどもの知的な発達や人格的な発達を促すために、日本語を習得できるように指導している。	1	2	3	4
4.	園において､保育者はこどもとのコミュニケーションで日本語を使用している。	1	2	3	4
5.	園において、保育者はこどもとのコミュニケーションで、通訳者を介さずにそのこどもの母語を使用している。	1	2	3	4
6.	家庭において、保護者とこどものコミュニケーションでは、日本語を使用するように伝えている。	1	2	3	4
7.	家庭において、保護者とこどものコミュニケーションでは、母語を使用するように伝えている。	1	2	3	4

問15　日頃の保育の中で、以下の場面や事柄について、外国人児童自身はどのように感じているとお考えですか。当てはまる番号に〇をつけてください。（判断基準：年齢相応にできずに困っているかどうかで判断してください）

質問項目			全く困っていない	あまり困っていない	やや困っている	とても困っている
1.	生活習慣	手洗い・排泄の場面	1	2	3	4
2.		食事の場面	1	2	3	4
3.		午睡の場面	1	2	3	4
4.	自由遊び	好きな遊びを見つけて遊ぶこと	1	2	3	4
5.		友達と一緒に遊ぶこと	1	2	3	4
6.	集団活動	活動の意味や方法を理解して集団活動に参加すること	1	2	3	4
7.		集団活動を楽しむこと	1	2	3	4
8.		活動の流れの見通しをもつこと	1	2	3	4
9.	言葉	自分の思いを日本語で表現すること	1	2	3	4
10.		保育者の言葉を理解すること	1	2	3	4
11.		仲間の言葉を理解すること	1	2	3	4

問 16-1　外国人児童の保育で、保育者は以下の事柄についてどのように感じていますか。当てはまる番号に〇をつけてください。

質問項目		全く困っていない	あまり困っていない	やや困っている	とても困っている
1.	こどもと信頼関係を築くこと	1	2	3	4
2.	こどもの心身の発達の状況や課題を把握すること	1	2	3	4
3.	こどもの思いを理解すること	1	2	3	4
4.	こどもに保育者の思いを伝えること	1	2	3	4

問 16-2　外国人児童の保育で、保育者が困る場面の例をご自由にご記入ください。

問 17-1　外国人児童の保護者と関わる中で、保育者は以下の事柄についてどのように感じていますか。
当てはまる番号に〇をつけてください。

質問項目		全く困っていない	あまり困っていない	やや困っている	とても困っている
1.	保護者と信頼関係を築くこと	1	2	3	4
2.	保護者と共通の意識を持ってこどもを支援すること	1	2	3	4
3.	保護者の伝えたいことを理解すること	1	2	3	4
4.	保護者に伝えたいことを理解してもらうこと	1	2	3	4
5.	文化の違いを踏まえて、家庭の方針を理解すること	1	2	3	4
6.	文化の違いを踏まえて、園としての保育の意図を理解してもらうこと	1	2	3	4

問 17-2　外国人児童の保護者と関わる中で、保育者が困る場面の例をご自由にご記入ください（入所・入園後の保護者とのやりとりだけではなく、入所・入園までの手続きにおける保護者とのやりとり等も含む)。

問 18　外国人児童の入園の受け入れにあたり、連携している関係機関に○をつけ、連携の具体的内容を□ にご記入ください。

① 地方自治体

② 小学校

③ 保健所

④ 病院

⑤ 外国大使館

⑥ 地域の国際交流協会やボランティアグループ

⑦ その他

問 19　今後、外国人児童の入園を受け入れるにあたり、地方自治体の支援として何が必要ですか。下記の中から上位 3 つを選び、順位の欄に 1～3 までご記入ください。

支援内容		順位
1.	外国人児童の保育マニュアルの配布	
2.	外国人児童の保育の研修会の開催	
3.	研修会参加費用の補助	
4.	外国語会話の学習会の開催	
5.	通訳の配置	
6.	通訳雇用のための補助金の加算	
7.	職員配置が厚くなるような人員配置基準の見直し	
8.	外国人児童の加配保育者の配置	
9.	国際交流協会の支援	
10.	施設に入所（園）するまでに必要な情報を外国語で記載した案内（各施設の入園案内、施設選びの手引き等）	
11.	施設に入所（園）してからのルール等を外国語で記載した案内（施設のルール、施設が発行するお便りの翻訳等）	
12.	その他（ご自由にご記入ください：　　）	

保護者アンケート

千葉市の保育・幼児教育施設を利用する
外国人児童の保護者の意識およびニーズに関するアンケート

このアンケートは、「外国人児童の保護者の意識およびニーズ」についてお聞きするものです。本調査の結果は、多様性を尊重した保育の実践および保護者の理解を深めることにつながります。お答えいただいた回答は、調査以外の目的で使用されることは一切ございません。また、結果公表の際には、個人が特定されないよう配慮いたします。何卒ご協力をよろしくお願い致します。

※ 何区に在住していますか。当てはまる番号に〇をつけてください。

1. 中央区　2. 花見川区　3. 稲毛区　4. 若葉区　5. 緑区　6. 美浜区

※ 在籍施設名を記入してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質問１　回答者は誰ですか。当てはまる番号に〇をつけてください。

1. 父　　2. 母　　3. その他（　　）

質問２　同居人の日本語習得について教えてください。（※ 国籍欄：重国籍の場合は全て書いてください。）

		年齢	国籍	母語	来日年数	日本語
□ 父		歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	読む　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 読めない 書く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 書けない 聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
□ 母		歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	読む　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 読めない 書く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 書けない 聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
□ 祖父		歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
□ 祖母		歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
□ こども	第一子	歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
	第二子	歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
	第三子	歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
	第四子	歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
	第五子	歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
□（　　）		歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない
□（　　）		歳			来日した年（　　）年・来日（　　）年目 ※ □ 日本生まれ	聞く　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 聞き取れない 話す　1. 全く困らない　2. 少し困る　3. 話せない

質問 3-1　家庭では、こどもとの会話で何語を使用していますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1.　母語のみ　　2.　日本語のみ　　3.　母語と日本語の両方　　4.　その他（　　）

質問 3-2　家庭では、同居している大人同士の会話で何語を使用していますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1.　母語のみ　　2.　日本語のみ　　3.　母語と日本語の両方　　4.　その他（　　）

質問 4　こどもの日本語習得について教えてください。当てはまる番号に○をつけてください。

1. 十分に習得できている　2. あまり習得できていない　3. ほとんど習得できていない　4. 習得できているかどうか分からない

質問 5　こどもの日本語習得についてどのように考えていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く当てはまらない	あまり当てはまらない	やや当てはまる	とても当てはまる
1.	日本で生活するために必要と考えている	1	2	3	4
2.	学校で学習するために必要と考えている	1	2	3	4
3.	こどもがアイデンティティを形成するために必要と考えている	1	2	3	4

質問 6　こどもの母語習得について教えてください。当てはまる番号に○をつけてください。

1.　年齢相応に習得できている　2.　年齢相応に習得できていない　3.　年齢相応に習得できているかどうか分からない

質問 7　こどもの母語習得についてどのように考えていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く当てはまらない	あまり当てはまらない	やや当てはまる	とても当てはまる
1.	日本で生活するために必要と考えている	1	2	3	4
2.	学校で学習するために必要と考えている	1	2	3	4
3.	こどもがアイデンティティを形成するために必要と考えている	1	2	3	4

質問 8-1　現在、子育てをする上で、千葉市が提供している以下の育児サポートをどの程度利用していますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目			利用したことがない	ほとんど利用していない	時々利用している	よく利用している
1.	健康・医療	子育てをする際に利用可能な保護者対象の「健康・医療」制度（健診、健康相談、訪問指導など）	1	2	3	4
2.		子育てをする際に利用可能なこども対象の「健康・医療」制度（健診、予防接種など）	1	2	3	4
3.	保育	通常の保育時間を超える時間に保育を受けられる制度（延長保育）	1	2	3	4
4.		短時間でも預かってくれる制度（一時預かり事業）	1	2	3	4
5.		休日でも預かってくれる制度（休日保育）	1	2	3	4
6.		病気の時でも預かってくれる制度（病児・病後児保育）	1	2	3	4
7.		保育園・幼稚園への送迎や、通院や急用など保護者が必要とする場合にサポーター宅で預かってくれるなどの援助を受けられる制度（ファミリーサポートセンター）	1	2	3	4
8.	講座	子育て交流（プレパパママ講座、離乳食教室など）	1	2	3	4
9.		子育てについて専門的な知識を得る講演会（育児・疾病についての講座など）	1	2	3	4
10.	イベント	子育て中の悩み相談や情報交換、リフレッシュが行える親子で参加できるサークル（ダウン症、多胎児、アトピー性皮膚炎などテーマ別のものも含まれる）	1	2	3	4
11.	施設	同世代のこどもを持つ家族と交流する場や子育てのことを継続的に話せる場（子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館など）	1	2	3	4
12.	子育てに関する相談	子育てで困った時に相談できる保育の専門家（保育者、保健師など）	1	2	3	4
13.		子育てで困った時に相談できる相談窓口（各区保健福祉センターなど）	1	2	3	4
14.	総合案内	千葉市子育てナビ、各区子育て支援コンシュルジュ	1	2	3	4

質問 8-2　8-1 で「利用したことがない」に○をつけた方は、以下の内、当てはまる番号に○をつけ、【】に質問項目番号をご記入ください。

1.　情報を知らないから【　　】　　2.　日本語が分からないから【　　】
3.　必要ないから【　　】　　4.　その他（　　）【　　】

質問 8-3　現在、子育てをする上で、以下の人からのサポートをどの程度得られていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		サポートを得たことがない	ほとんどサポートを得ていない	時々サポートを得ている	よくサポートを得ている
1.	地域のボランティアグループ（NPO など）のメンバー	1	2	3	4
2.	日本に在住している親・親戚	1	2	3	4
3.	同じ保育施設を利用している、あるいは利用していた同国出身の保護者	1	2	3	4
4.	同じ保育施設を利用している、あるいは利用していた日本人の保護者	1	2	3	4
5.	同じ保育施設を利用していない同国出身の保護者	1	2	3	4
6.	同じ保育施設を利用していない日本人の保護者	1	2	3	4
7.	その他（　　）	1	2	3	4

質問 8-4　あなたが子育てをする上で、どのようなことに困りましたか、あるいは困っていますか。ご自由にお書きください。

質問 9　入園するまでに，以下の事柄についてどのように感じましたか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目			全く困らなかった	あまり困らなかった	やや困った	とても困った
1.	保育施設選び・入園手続きに関して	入園に必要な情報（保育施設の一覧、入園手続き）に、母語でアクセスできること	1	2	3	4
2.		入園について相談できる相手を見つけること	1	2	3	4
3.		保育施設を利用するための条件を理解すること	1	2	3	4
4.		市役所や区役所の窓口で、入園の相談をすること	1	2	3	4
5.	入園手続きの実行に関して	入園書類を取り寄せること	1	2	3	4
6.		入園申し込み書類を作成すること	1	2	3	4
7.		就労証明書などの入園に必要な書類を用意すること	1	2	3	4
8.		入所（園）面接で、こどもの事を伝えたり、園長の質問に答えること	1	2	3	4

質問 10-1　現在、在籍している保育施設において、あなた自身は、以下の事柄についてどの程度困っていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く困っていない	あまり困っていない	やや困っている	とても困っている
1.	日本の保育施設（保育園・幼稚園）の指導方針を理解すること	1	2	3	4
2.	家庭の育児の方針を保育施設に理解してもらうこと	1	2	3	4
3.	保育施設のルール（例：持ち物や送迎の時間）を理解すること	1	2	3	4
4.	保育者と信頼関係を築くこと	1	2	3	4
5.	保育者と共通の意識を持ってこどもを育てること	1	2	3	4
6.	保育者に伝えたいこと（例：アレルギー食や宗教食の確認）を理解してもらうこと	1	2	3	4
7.	保育者の伝えたいこと（例：保育園でこどもが怪我をした時の経緯）を理解すること	1	2	3	4
8.	保育者に子育ての悩みなど、困ったことを相談すること	1	2	3	4
9.	他の保護者と良い関係を築くこと	1	2	3	4

質問 10-2　10-1 の質問項目以外で、現在、在籍している保育施設において、あなた自身が困っていることについて、ご自由にお書きください。

質問 10-3　現在、在籍している保育施設において、あなたのこどもは、以下の事柄についてどの程度困っていると感じていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く困っていない	あまり困っていない	やや困っている	とても困っている
1.	こどもが保育施設のルール（例：トイレの使い方や片付ける習慣）を理解すること	1	2	3	4
2.	こどもがクラスのこどもたちと同じように行動（例：食事・トイレ）すること	1	2	3	4
3.	こどもが好きな遊びを見つけて遊ぶこと	1	2	3	4
4.	こどもが友達と一緒に遊ぶこと	1	2	3	4
5.	こどもが保育者とコミュニケーションをとること	1	2	3	4
6.	こどもが友達とコミュニケーションをとること	1	2	3	4

質問 10-4　現在、在籍している保育施設において、以下のような支援がどの程度必要だと感じていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く必要としていない	あまり必要としていない	やや必要としている	必要としている
1.	外国人保育者の配置	1	2	3	4
2.	外国人通訳の配置	1	2	3	4
3.	日本人通訳の配置	1	2	3	4
4.	多言語対応で作られた配布物	1	2	3	4
5.	通訳アプリなどのコミュニケーションツール	1	2	3	4
6.	小学校就学のための制度や手続きに関する説明	1	2	3	4
7.	保護者交流の機会	1	2	3	4
8.	保育者や保護者が多文化保育について学ぶ機会	1	2	3	4

質問 10-5　現在、在籍している保育施設において、保育の内容について、以下のような支援がどの程度必要だと感じていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

質問項目		全く必要としていない	あまり必要としていない	やや必要としている	必要としている
1.	日本の文化に親しむ行事	1	2	3	4
2.	日本以外の多様な文化に親しむ行事	1	2	3	4
3.	普段の保育の中で、日本の文化に親しむ遊び・活動	1	2	3	4
4.	普段の保育の中で、母文化に親しむ遊び・活動	1	2	3	4
5.	日本の生活習慣を身につけるための支援	1	2	3	4
6.	母国の習慣や文化を尊重すること	1	2	3	4
7.	園でのこどもとのコミュニケーションで、保育者が日本語を使用すること	1	2	3	4
8.	園でのこどもとのコミュニケーションで、保育者が母語を使用すること	1	2	3	4

共同研究者一覧・活動記録

１．共同研究者一覧

千葉明徳短期大学保育創造学科

氏名	職	研究における役割	執筆担当箇所
大村 あかね*	講師	アンケートの検討・作成 調査実施の調整 アンケートの集計・分析 文献研究 結果に基づく提言作成	第１章～第４章
鶴田 真二	講師		
伊藤 恵里子	准教授		
久保 瑶子	講師		

千葉市役所幼保運営課

氏名	職	研究における役割	執筆担当箇所
秋庭 慎輔	課長	アンケートの検討 調査実施の調整 結果に基づく提言作成	第１章・第４章
田中 悦子	保育所指導担当課長		
奥田 征規	指導班主査		

*共同研究代表者

２．活動記録

月　日	場　所	内　容
２月２５日	千葉市役所	第１回 共同研究会
５月１２日	千葉明徳短期大学	打合せ（区政推進課へのデータ依頼）
６月２２日	千葉市役所	第２回 共同研究会
６月３０日	千葉明徳短期大学	打合せ（アンケート作成等）
７月８日	千葉市役所	第３回 共同研究会
７月２７日	千葉明徳短期大学	打合せ（アンケート作成等）
７月３０日	千葉明徳短期大学	第４回 共同研究会
８月２８日	千葉明徳短期大学	打合せ（アンケート発送準備）
９月７日～１８日	市内保育・幼児教育施設	保育・幼児教育施設アンケート調査
９月２９日	千葉明徳短期大学	打合せ（分析等）
１０月２０日	千葉明徳短期大学	打合せ（分析等）
１１月９日～２９日	市内保育・幼児教育施設	保護者アンケート調査
１月１２日	千葉明徳短期大学	打合せ（分析等）
２月８日	千葉明徳短期大学	打合せ（報告書作成等）

謝辞

アンケート調査にご協力くださった保育・幼児教育施設の先生方、保護者の皆様、保護者アンケート用紙の翻訳にご協力くださった千葉市国際交流協会の皆様、保護者アンケートの自由記述の回答翻訳にご協力くださった通訳支援員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和２年度　千葉市・大学等共同研究事業報告書

「千葉市における外国人の乳幼児とその保育に関する実態」

令和３年２月

研究代表者：大村 あかね（千葉明徳短期大学）